

衆議院 環境委員會議録 第二号

昭和六十二年五月二十一日(木曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 林 大幹君

理事 小杉 隆君

理事 戸沢 政方君

理事 山崎平八郎君

理事 春田 重昭君

理事 石破 茂君

理事 片岡 武司君

理事 中島 衛君

理事 宮里 松正君

理事 金子 みつ君

理事 遠藤 和良君

理事 岩佐 惠美君

理事 武村 正義君

理事 福島 讓二君

理事 岩垂壽喜男君

理事 滝沢 幸助君

理事 大石 正光君

理事 古賀 誠君

理事 平泉 涉君

理事 森 美秀君

理事 山口 鶴男君

理事 齊藤 節君

出席政府委員

國務大臣 稻村 利幸君

(環境庁長官) 山内 豊徳君

環境庁長官官房 長 加藤 陸美君

環境庁企画調整 局長 日黒 克己君

環境庁企画調整 局長 古賀 章介君

環境庁自然保護 局長 長谷川 慧重君

環境庁大気保全 局長 渡辺 武君

環境庁水質保全 局長 田辺 八州雄君

環境庁水質保全 局長 菊地 徳彌君

環境庁水質保全 局長 加藤 三郎君

環境庁水質保全 局長 加藤 三郎君

環境庁水質保全 局長 加藤 三郎君

環境庁水質保全 局長 加藤 三郎君

環境庁水質保全 局長 加藤 三郎君

環境庁水質保全 局長 加藤 三郎君

環境庁水質保全 局長 加藤 三郎君

環境庁水質保全 局長 加藤 三郎君

環境庁水質保全 局長 加藤 三郎君

環境庁水質保全 局長 加藤 三郎君

環境庁水質保全 局長 加藤 三郎君

環境庁水質保全 局長 加藤 三郎君

環境庁水質保全 局長 加藤 三郎君

環境庁水質保全 局長 加藤 三郎君

環境庁水質保全 局長 加藤 三郎君

環境庁水質保全 局長 加藤 三郎君

環境庁水質保全 局長 加藤 三郎君

運輸省地域交通 局長 松波 正壽君
建設省都市局公 園緑地課長 坂本新太郎君
参考 人 窪津 義弘君
(日本道路公団 理事) 山本 喜陸君
環境委員会調査 室長

委員の異動

五月二十一日

江崎 真澄君

小沢 一郎君

河本 敏夫君

杉浦 正健君

田澤 吉郎君

同日

大石 正光君

古賀 誠君

中島 衛君

宮里 松正君

森 美秀君

同日

小沢 一郎君

田澤 吉郎君

江崎 真澄君

杉浦 正健君

河本 敏夫君

田澤 吉郎君

同日

大石 正光君

古賀 誠君

中島 衛君

宮里 松正君

森 美秀君

同日

小沢 一郎君

補欠選任
中島 衛君
大石 正光君
森 美秀君
宮里 松正君
古賀 誠君
田澤 吉郎君
江崎 真澄君
杉浦 正健君
河本 敏夫君
田澤 吉郎君
同日
大石 正光君
古賀 誠君
中島 衛君
宮里 松正君
森 美秀君
同日
小沢 一郎君
田澤 吉郎君
江崎 真澄君
杉浦 正健君
河本 敏夫君
田澤 吉郎君

同月十八日
公害指定地域の全面解除反対等に関する請願外
二件(遠藤和良君紹介)(第一九九〇号)
同外一件(近江巳記夫君紹介)(第二九九九号)
同外二件(春田重昭君紹介)(第二九九二号)
同月十九日
公害指定地域の全面解除反対等に関する請願
(上田哲君紹介)(第三四一四号)
同(左近正男君紹介)(第三四一五号)
同外一件(土井たか子君紹介)(第三四二六号)
同(堀昌雄君紹介)(第三四一七号)
公害指定地域の解除反対等に関する請願(安藤
巖君紹介)(第三四一八号)
同(早川勝君紹介)(第三四一九号)
同月二十日
公害指定地域の全面解除反対等に関する請願
(浅井美幸君紹介)(第三六四七号)
同(井上一成君紹介)(第三六四八号)
同(伊藤茂君紹介)(第三六四九号)
同外一件(岩垂壽喜男君紹介)(第三六五〇号)
同(上田卓三君紹介)(第三六五一号)
同(貝沼次郎君紹介)(第三六五二号)
同外一件(河上民雄君紹介)(第三六五三号)
同(桂塚幸夫君紹介)(第三六五四号)
同外二件(齊藤節君紹介)(第三六五五号)
同(柴田睦夫君紹介)(第三六五六号)
同(鳥居一雄君紹介)(第三六五七号)
同(中路雅弘君紹介)(第三六五八号)
同(春田重昭君紹介)(第三六五九号)
同(東中光雄君紹介)(第三六六〇号)
同(細谷治嘉君紹介)(第三六六一号)
同(正森成二君紹介)(第三六六二号)
同(村上弘君紹介)(第三六六三号)
同(安藤巖君紹介)(第三六七〇号)
同(石井郁子君紹介)(第三七八七号)

同(市川雄一君紹介)(第三八七二号)
同(岩垂壽喜男君紹介)(第三八七三号)
同(大橋敏雄君紹介)(第三八七四号)
同(近江巳記夫君紹介)(第三八七五号)
同(木内良明君紹介)(第三八七六号)
同(坂口力君紹介)(第三八七七号)
同外一件(高沢寅男君紹介)(第三八七八号)
同(正木良明君紹介)(第三八七九号)
同外二件(水田稔君紹介)(第三八八〇号)
公害指定地域の解除反対等に関する請願外一件
(岩垂壽喜男君紹介)(第三六六四号)
同月二十一日
環境保全等に関する請願(岩佐惠美君紹介)(第
四一〇七号)
三宅島の自然と環境の保護に関する請願(鈴切
康雄君紹介)(第四一〇八号)
公害指定地域の全面解除反対等に関する請願
(岩垂壽喜男君紹介)(第四一〇九号)
同(権藤恒夫君紹介)(第四一一〇号)
同(中路雅弘君紹介)(第四一一一号)
同(中村正男君紹介)(第四一二二号)
同(藤田スミ君紹介)(第四一三三三号)
同(冬柴鉄三君紹介)(第四一四四号)
同(正森成二君紹介)(第四一五五号)
同(村上弘君紹介)(第四一六六号)
同(矢追秀彦君紹介)(第四一七七号)
同(矢野詢也君紹介)(第四一七八号)
同(渡部一郎君紹介)(第四一九九号)
同(石田幸四郎君紹介)(第四二八九号)
同(岩佐惠美君紹介)(第四二九〇号)
同(岡崎万寿秀君紹介)(第四二九一号)
同(齊藤節君紹介)(第四二九二号)
同(数仲義彦君紹介)(第四二九三三号)
公害指定地域の解除反対等に関する請願(浦井
洋君紹介)(第四二九四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

公害防止事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案(内閣提出第八四号)

○林委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公害防止事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府より趣旨の説明を聴取いたします。稲村環境庁長官。

公害防止事業団法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○稲村国務大臣 たいま議題となりました公害防止事業団法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

公害防止事業団は、昭和四十年に発足して以来、産業集中地域における産業公害を防止するため、工場・事業場の共同利用建物等の建設譲渡業務、産業公害防止施設に対する融資業務等の事業を実施し、公害防止対策の推進に寄与してきたところであります。

しかしながら、近年、これらの産業公害のほか、都市・生活型公害にも対応することが必要となっており、都市における大気汚染対策、湖沼等の周辺における生活排水対策等が喫緊の課題となっております。また、国立・国定公園において、利用者の過度の集中に伴う公害を防止することも重要な課題であります。

この法律案は、こうした状況にかんがみ、昨年六月の臨時行政改革推進審議会の最終答申をも踏まえつつ、これら環境行政の主要課題に対応して公害防止事業団の業務等の見直しを行うこととするものであります。

次に、法律案の主要事項について、その概略を御説明申し上げます。

第一は、公害防止事業団の目的の改正であります。

現行の法律では、公害防止事業団は産業集中地域における事業活動に伴う公害の防止を目的としておりますが、今回新たに産業公害以外の公害を防止するために必要な業務を行うこととしているため、目的の所要の改正を行うものであります。

第二は、公害防止事業団の業務の改正であります。

公害防止事業団の現行の業務を整理、合理化するとともに、新たに、都市における大気汚染による公害を防止するための緑地の整備、及び国立・国定公園の利用者の過度の集中による公害を防止するために、公園利用のための複合施設等の整備を建設譲渡業務に加えることとしております。

また、市街地土壌汚染防止等の事業及び合併浄化槽の設置に必要な資金の貸し付けを融資業務の対象に加えることとしております。

以上のほか、新規業務の追加に伴い、その一部の業務について通商産業大臣及び建設大臣を主務大臣として追加する等の主務大臣の規定の整備その他所要の改正を行うこととしております。

この法律案の施行期日は、昭和六十二年十月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○林委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○林委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本道路公団理事津津義弘君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○林委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○林委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石破茂君。

○石破委員 大臣初め政府委員の皆様、御苦勞さまでございます。日ごろより環境行政に対しまして御尽力に対しまして心より敬意を表する次第でございます。先ほどお話のございました公害防止事業団法の改正等につきまして、若干の質問をさせていただきます。かように考える次第でございます。

まず第一に、一昨日閣議決定されました環境白書に関連をいたしまして御質問をさせていただきます。この白書は、近年とみに著しい東京圏に対する一極集中に対しまして言及したということで、まさに興味深いものだと考えておる次第でございます。マスコミ等の反響もかなり大きなものがあるようであります。実際私も地方に住む者には、たしかに、一時期地方の時代という言葉がはやったわけでありまして、近年東京のような大都市圏に機能が一点集中するようになった。したがって、地方の時代どころか地域間格差というものがますます広がる傾向にある。そのことに対しまして地方住民は大きな焦燥感を感じ、そしてまた地域の開発をいねがっておるわけでありまして、今回の環境白書におきまして、また環境保全という新たな観点からこの問題に一石を投じられたと考えておるわけでありまして、大都市におきまして環境問題は非常に困難だと言われており

ますけれども、その背景には世界に類例を見ない国土の集中的な利用ということがあろうかというふうにも考えるわけでありまして、

そこで、第一点といたしまして、大都市における環境問題、それが国土利用のあり方とどのようにかかわるかという点について、そしてまた第二点といたしまして、環境保全の面から国土利用を考えた場合にどのような課題があると環境庁はお考えか、以上二点をお教えいただきたいと考えております。

○加藤(陸)政府委員 お答え申し上げます。人口や産業の集中、それから都市化やモータリゼーションの進展といった国土利用の変化に伴いまして、公害の発生源は工場、事業場に起因するものほか、自動車などの移動発生源とか、さらに生活排水等の家庭生活に起因するものウェーが大きくなってまいっております。さらに近年は、水や緑との触れ合いを回復しようという動きも出てまいっております。

このような都市、生活型の環境問題に対応してまいりますためには、発生源対策を初めとする公害防止のための各種施策の推進に加えて、第一に、人口や都市活動の過度の集中による環境負荷がもたらされることのないように努めること、第二に、環境改善に資するように都市の構造対策を積極的に講じていくこと、第三に、自然との多様な触れ合いの場を確保しつくり出していくことなどによりまして、環境保全に配慮した国土利用構造を形成していくことが重要な課題となっております。おると私も認識いたしております。先生御指摘の問題について対応を図ってまいりたいと思っております。

○石破委員 それでは、第二点の質問をさせていただきます。白書等々にも指摘されておりますように、産業と人口の大都市集中ということに起因をいたしまし、いわゆる産業公害というものは、関係各位の御努力もございまして、最近鎮静化をしておるといふふうに認識をいたしておるわけでありまして、

まず第一に、一昨日閣議決定をされました環境白書に関連をいたしまして御質問をさせていただきます。この白書は、近年とみに著しい東京圏に対する一極集中に対しまして言及したということで、まさに興味深いものだと考えておる次第でございます。マスコミ等の反響もかなり大きなものがあるようであります。実際私も地方に住む者には、たしかに、一時期地方の時代という言葉がはやったわけでありまして、近年東京のような大都市圏に機能が一点集中するようになった。したがって、地方の時代どころか地域間格差というものがますます広がる傾向にある。そのことに対しまして地方住民は大きな焦燥感を感じ、そしてまた地域の開発をいねがっておるわけでありまして、今回の環境白書におきまして、また環境保全という新たな観点からこの問題に一石を投じられたと考えておるわけでありまして、大都市におきまして環境問題は非常に困難だと言われており

ども、その反面、都市大気汚染でありますとか生活排水によります水質汚濁等々の、都市活動また家庭生活に付随をいたしますいわゆる都市、生活型公害というもののウエートが、相対的に申しますか、高まってきたように思っておるわけであり

これらに対処するためにどのような手段があるかということでありまして、従来のように企業でありますとか工場、事業所、そのようなものに對し規制だけにとらわれておったのではいまだ不十分な面が多々あるかというふうには考へるわけでありまして。そういったしますと、融資によります誘導でありますとか土地の利用、さらには都市構造対策を含めた多角的な取り組みが今後必要になってくる。従来の方向から脱却をした新しい観点での取り組みが必要になるというふう

に考へるわけでありまして。大気汚染というものについて考へてみますと、これは健康被害でありますとか生活環境破壊、そのようなことをもたらさないようにするということが基本であるというふうには考へるわけでありまして。

最近の状況の変化を踏まえまして、健康被害防止事業を積極的に進めるための公害健康被害補償法、そのようなものに対して私どもも賛意を表し、推進をしたいというふうには考へるわけでありまして。しかしながら、改善されたとはいってまいりますが、沿道を始めといたしますNOx被害でありますとか、いまだ改善を要する問題が多々あるかと思へるわけでありまして。大気汚染防止法を初めといたしまして、これらに對應いたします法的措置というものはかなり整備されておるようには思ふのでありますけれども、申し上げましたように、いまだ問題は山積をしておるといふに考へるわけでありまして。そのような問題に對しまして環境庁としてはどのような対応をとられるつもりか、御所見を伺いたいと思ひます。

○長谷川(憲)政府委員 お答えいたします。大気汚染の状況につきましては、全般的には改善傾向にありますが、大都市圏への人口あるいは

産業の急速な集中に伴ひまして、先生もお話ございましたように、都市、生活型の公害が大きな課題になっておりますことは、先生の御指摘のとおりでございます。このため、工場やビルからのばい煙や自動車の排出ガスの規制など、従来の規制施策を引き続き推進いたしますとともに、地域の実情に即しました交通量の抑制や交通流の分散、円滑化などの総合的な交通公害対策を推進することが極めて重要な課題となっておりますところでございます。環境庁といたしましては、現在、各都府、関係自治体と一体となりまして、京浜、阪神地域におきまして具体的な計画づくりを進めておるところでございます。

また、こうした施策の一層の促進を図るために、今回提出させていただいております公害健康被害補償法の一部改正案におきまして、新たに環境改善事業を実施することといたしまして、自治体によります健康被害防止のための計画づくりや低公害車の普及、規制適合車への代替促進、共同輸配送、大気浄化植樹など各種の事業につきまして助成措置を講ずることとしておりまして、これらによりまして大気汚染防止対策の一層の推進を図つてまいりたいというぐあいに考へておるところでございます。

○石破委員 さて、公害防止事業団法の改正についてお伺いをいたしたいと思います。環境問題が非常に変化をしておるといふこと、そしてまた環境を守るということから、自然を積極的に利用するということのような積極的な対応を環境行政に對しまして望まれておるといふふうには考へるわけでありまして、先ほど申し上げましたような都市、生活型公害、そのようなものにも積極的に対応をしていく、そういうような考へ方方も盛り込まれておるといふふうには感じるわけでありまして。

今回の法改正に当たりまして、環境庁がどのような基本的な考へ方をお持ちか、どのようなものを目指しておられるかということにつきまして御所見を賜りたいと思ひます。

○加藤(陸)政府委員 お答え申し上げます。今回の事業団法の改正は、先生ただいま御指摘ございましたとおり、近年の公害防止行政の主要課題が移行してまいっておりますし、産業型公害に加えまして都市、生活型公害という新たな課題が生じておるわけでございます。これへの対応を図るために、実は、昨年六月の行革審の答申などを踏まえまして業務の見直しを行うというものでございます。

その概要を申し上げますと、新たな業務として、都市大気汚染対策としての緑地及び国立・国定公園の利用分散化を図る複合施設の建設譲渡事業と、市街地土壌汚染防止等の事業及び合併浄化槽設置への貸付業務、これらの業務を追加することといたしておるわけでございます。なお、これら都市、生活型公害防止事業を追加するに伴ひまして、いたずらな肥大化は避けるべきであるという行革の精神の通り、現行業務については整理合理化を行うことといたしておる次第でございます。

○石破委員 さて、第四点でありますけれども、リゾートに關連して御質問をさせていただきますというふうには思ふわけでありまして。これから先の社会は余暇利用型の社会になるといふことは、最近とみに言われておるところであります。私も私ども考へてみますと、現在失業率

が三割台になんんとおるわけでありまして。この失業率が、欧米に比べれば少ないと思ふわけでありまして、何にしても日本としてはゆゆしき問題であると言わざるを得ない。この失業が、さて、すぐに減るのであるか、失業者が減るのであるかというふうには考へますと、なかなかさういふことは難しいのではなからうかと思ふわけでありまして。理由としてはいろいろあるかと思ひますけれども、一つは、円高によります不況業種、そしてまた、海外に出た方が有利であるということに基づいて、海外に出た方が有利であることに基づいて、親企業が出たことによつて子会社、関連企業も外国に出ていくとい

うようなこと、そしてまた、高齢化が進んでおるわけでありまして、そのために定年の延長によつて若い人の勤め先がなくなる、また反面、長生きをするようになって、まだまだ元氣であるけれども就職することができないという人たちがふえるというようなこと、そしてまた、男女雇用機会均等法というものができまして女性の職場進出が非常に盛んになった、結果として、言い方は悪いのでありますけれども、男性はそれによつて職場が失われるというふうなこともあるかと思ふわけでありまして。そういったしますと、どうすればこれに對應できるかということ、抜本的手法を打たねばならない。産業の構造転換ということももちろん積極的に行つていかねばならぬこととありまして、もう一つは、欧米等々で言われておりますワーキングシェアリングといふことが分ち合ひ、労働時間の短縮、今まで週に六日働いておつた人は五日、十二時間働いておつた人は十時間、十時間の人は八時間、そしてまた年次有給休暇の充実等々というふうなことが大きな課題であらうと思つておるわけでありまして。また、

そのように労働時間を短縮いたしましたとしても、その時間に小人閑居して不善をなすといひますか、家でごろごろしてテレビを見ておつたり、そしてまた、ただただ無為に時間を過すといふようなことになりまして、その時間がむだになるだけではないかと、さて、休んで会社に出でみた、しかしながら休みだけで全然やる気が起きぬ、やる気が起きぬうちにまた休みになつちやつたといふようなことが起こらうかと思つておるわけであり

まして。今ほかの委員会におきまして、いわゆるリゾート法案というものが審議をされておるわけでありまして、私も私も、私、そのような発生のいたしました余暇というものをいかに有効に利用するかということが、これから先、私どもの日本の国が発展し続けることができるかどうか、繁栄を維持することができるかどうかの重要なポイントになるといふふうには考へておる一人であります。またその

ようにいたしますことが、労働条件の改善とい
ますか、雇用機会の増大にもつながるわけであり
ますし、そしてまた地域の振興ということにもつ
ながるといふふうに思っております。ごさいま
す。

さて、今回の公害防止事業団法の改正におきま
して、自然公園法に基づきます保護、そしてまた
利用の調和を図りながら利用施設の整備を行うと
いうのは、国立・国定公園利用適正化事業が盛り
込まれておる、そういうような意味で非常に画期
的なものであるといふふうに考えておるわけでご
さいます。また、昨年十二月に環境庁が取りま
つた環境保全長期構想にも指摘されてお
りますとおり、公害防止と自然環境の保全、これ
をできるだけ一体的にとらえるということがまた
必要だと思っております。

冒頭に申し上げましたように、リゾート構想と
いうものを積極的に進めることが地域の振興にも
なりますし、雇用の安定にもつながる。しかし、リ
ゾートというものは、一番の基本は自然との触れ
合い、そしてまたそれによります人間性の蘇生、
回復というようなこと、それが一番重要である。そ
してまた、閑静な環境の中で自分の専門分野につ
いてさらに見識を深めるということ、そしてまた
漁業でありますとか林業でありますとか、そして
また農業でありますとか、ほかの業種との触れ合
いということもまたあろうかと思っております。

そういったしますと、ただ自然破壊が進むのでは
なからうか、リゾート法案というのが成立をいた
しまして、積極的に開発が進められた場合に、自
然が破壊をされるのではないかとというような懸念
もあろうかと思っております。また反面、開発をするに
おきまして、言い方は悪いのでありますけれども
厳しい規制にかかりまして、そういうような事業
が円滑に進まない場合があるのではなからうかと
いうような懸念も聞くわけでありまして、これは六
省庁が関係をいたしまして進めておるわけであり
ますけれども、この問題につきまして環境庁はど

のようにお考えかということ。そしてまた、調整
機能という点におきまして、環境庁の果たす役割
は重要であるといふふうに考えるわけでありま
すけれども、地方公共団体におきましては、まだま
だ暗中模索の段階であらうと思っております。ま
す。その点について環境庁としてはいかなる御所
見をお持ちであるかを御尋ねしたいといふふう
に考えます。

○古賀政府委員 お答えをいたします。
先生が今お述べになりました余暇需要の増大で
ありますとか、自然との触れ合いのニーズの増大
それから公益的機能との調整というようなこと
は、自然公園法を実施していく場合におきまし
ても極めて重要な課題でございます。

そこで、自然公園法は、御承知のようにすぐれ
た自然の風景を保護するとともにその利用の増進
を図ることを目的としておるわけでありまして、具
体的には公園計画というものに基づきまして公園
事業を執行するわけでありまして、その公園計画
というものは、保護のための計画と利用のための計
画とからなっておるわけでありまして、すなわち保
護と利用とを一体のものとして計画的に推進する
ということでございます。言うなれば保護をしな
がら公園にふさわしい適正な利用を図るといふ考
え方に立っておるわけでございます。

そこで、今度の国立・国定公園の利用適正化事
業とリゾート法案の事業との関係でございますけ
れども、適正化事業と申しますのは、利用者の過
度の集中による自然環境の破壊という公害を防止
するために、公園計画に基づく公園事業としまし
て利用の分散を図ることを目的に施設整備を行
うものでございます。これに對しまして、いわゆる
リゾート法案は、民活による内需拡大という観点
から、相当規模の地域におきまして、国民が余暇
を利用しながら、滞在をしつつ行う多様な活動に
役立てるために、総合的な機能の整備を行うこと
によりまして、先生もお述べになりました地域振
興等を図ろうとするものと理解しておるわけであ
ります。したがって、今回の国立・国定公園利用適

正化事業とそれからリゾート法案の事業、この両
者はその目的、規模、施設の種類等において異な
るものであるといふふうに考えております。

しからば、リゾート法案に對する環境庁の考え
方はどうか、基本的な考え方はいかなるものかと
いうお尋ねでございますけれども、国立公園にお
きましては、先ほども申し上げましたようにすぐ
れた自然環境を保護するために特別保護地区、特
別地域、普通地域といったような区分を設けまし
て、その質に応じて段階的に、その規制の強弱に
応じまして規制を行っているといふものでござい
ます。リゾート法案に基づく事業につきましても、
その趣旨を損なわないように実施されるべきもの
であると考えております。このため、基本構想の
承認等を行うに当たりまして行われる環境庁への
協議に際しましては、このような考え方を基本と
しまして、その地域における自然環境の保全に支
障のないように保護と適正な利用との調和を図り
ながら、適切に對処してまいりたいといふふうに
考えております。

○石破委員 お尋ねを申し上げます。
公害防止事業団法の改正についてでありますけ
れども、公害防止事業団というものは公害防止、
公害対策にかかわる唯一の特殊法人であります。
この存在意義というものは、状況がかなり変化し
た今日におきましてもいささかも損なわれるもの
ではない、いや、むしろその重要性は増すもので
あるといふふうに考えておるわけでありまして、環
境保全の観点からも、また今回の法改正の趣旨に
見られますように、新たな環境行政を展開する意
味からも、重要性はいや増しておるものだととい
ふふうに考えるわけでありまして。

さて、新たな業務の拡充というものが盛り込ま
れておるわけでありまして、それらにつき
ましては、今後多くの検討すべき課題があろうか
といふふうには考えております。事業団の名称で
ありますけれども、公害防止事業団のいう名前か
ら一般の人が受けるイメージは、やはり高度成長
期にありましたいわゆるスタンダードな形での公

害、それをいかに予防し、防止するかというよう
なイメージが非常に強かろうかといふふうに思っ
ているわけでありまして。もちろんそのようなスタ
ンダードな公害が絶無になったとは考えておりま
せんし、そのような防止といふものは、今後もさ
らに積極的に推進をしていかねばならぬわけであ
りますけれども、状況が非常に変わってきた。い
わゆる攻めの環境庁と言われるように、積極的な
利用、そしてまた保護との一体化を図る意味にお
きまして、その公害防止事業団というような名前
を、例えて言いますと環境事業団でありますとか
環境保全事業団でありますとか、そのように改称
して、さらに新しく業務を進める上においての援
助といふことも一案であらうかといふふうに考え
るわけでありまして、そのことにつきま

○加藤(應)政府委員 お答え申し上げます。
先生の御意見、十分私どもとしてもおっしゃる
意味は理解させていただきますし、御高見である
と承りますが、実は、今回の法改正と申しますの
は行革審の答申をまずベースに置いてございま
す。それをベースに置きまして、新しい業務の必要性、
緊急性、それから熱度等につきまして吟味した結
果、公害防止行政の分野での改革にとどめること
といたしましたわけでございます。国立・国定公園利
用適正化事業も加えることとしておりますけれど
も、これも自然公園の過度集中利用による公害を
防止するために行うものでございまして、名称に
つきましては、御意見ございましたけれども、改
称をしないこととしたわけでございます。

他方、先生まさに御指摘になりましたように、
今後の環境行政につきましては、「環境保全長期
構想」を指針といたしまして推進することといた
しております。その際、いみじくも先生おっしゃ
いましたとおり、この事業団を活用して、公害の
防止のみならず広く環境保全のための事業に取り
組み、推進していく必要が出てくることも考えら
れるところでございます。その場合、名称につい

でもあわせて検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

○石破委員 名称の変更というのはいろいろな問題があるかとは思いますが、何にいたしましても、やはり言葉のイメージというのは非常に大事だと思っております。公害問題、先ほど申し上げましたように、積極的に取り組んでいかなければならぬわけでありすけれども、やはりそのようなことが一つの象徴であるかと思っております。何とぞ積極的な御検討をお願いしたいというふうに思っております。

そろそろ時間もなくなってきたようでありすけれども、最後に大臣から、先ほどまで申し述べましたように、環境をめぐる状況というのは大きく変化をしておるわけでございます。今回の法改正、そしてまたゾート法案、環境白書等々いろいろ最近問題が出ておる、いろいろな環境問題というものが新たな脚光を浴びておる時期でありますけれども、今後の環境問題につきましてどのような対応をしていかれるか、そのような国土利用の問題にもできれば言及をさせていただきまして、お答えを賜りたいと思っております。

○稲村国務大臣 先ほど来、石破議員の大変含蓄のある御質問を拜聴しております。本日に敬意を表します。環境庁としては、今回事業団を活用して新たな公害防止事業に取り組むこととするとともに、公健法の改正により健康被害予防事業の展開を図りたいと考えておるでございます。

今後の環境行政は、国民の健康と生活を公害から守り、豊かな自然環境を保全することはもちろんのこと、より質の高い環境の形成に向けて新たな展開を図っていくことが重要であり、関係省庁との連携を強めつつ環境行政の総合的促進を図ってまいりたい。環境白書提出とともに各マスコミで論調を掲げましたが、国土問題即ち環境問題である、こういう認識で頑張りたいと思っております。

○石破委員 ありがとうございます。今、日本の国は確かに大きな転換期だと思っております。

おるわけでございます。産業構造の問題にいたしましても失業の問題にいたしましても大きな問題を含んでおる。今まで日本の国が経験をしたことのないような新たな時代に入ろうというようなことかと私どもは認識をいたしております。私ども若い世代は、今後皆さん方がつくってこられたこの繁栄を維持していかねばならぬ。しかし同時に、環境の保全というものも、そして積極的な利用というものもしていかなければならぬ。どうか二十一世紀に向けて、そのような豊かな日本、そしてまた自然に恵まれた日本の国を維持していくために、大臣初め環境庁の皆様方の積極的な取り組みを心より期待をいたしまして、質問を終らせていただきます。

○林委員長 金子みつ君。

○金子みつ委員 私はきょうは、議題になつております公害防止事業団法の改正を中心にした見聞について、これに関連する問題について政府側の御所見を伺いたいというふうに思っております。

環境問題ということについて考えてみますと、たしかあはれはもう十五年、二十年近く前になるのじやないかと思っておりますが、国連が、かけがえのない地球を守ろうということと世界に呼びかけた、こういう時期があったのを覚えております。これは地球を守ろう、どう守ろうというのかということ、公害による地球の危険を守ろう、こういうことだったというふうに覚えております。

その当時日本は、たしか福岡県の例のカネミ油症患者の問題、それから続いて熊本県の水俣病の問題ですとか、あるいは富山県の神通川流域に起こった水銀によるイタイイタイ病の問題でありますとか、あるいははずつとその後になります、四日市ぜんそくの問題でありますとか、大都市問題としては、東京などの場合は青空がなくなつたというような問題が引き続いて起こっております。

こういうようなことが引き続きつと起こっておりますけれども、特別な対策が打たれたとい

うことはないし、いずれもまだ未解決が多くて、カネミ油症患者の問題などは、裁判問題でやつと今回二十年ぶりに解決がついたというふうな状態ですが、水俣病はまだ未解決のままというふうな状態になっていまして、大変に遺憾な現状だと思っております。しかし、政府側も国民も一緒に思つております。したがって、政府側も国民も一緒に思つてこの問題に取り組んできた結果だと思っております。今やよく何か本気で取り組んできているじやないかというふうに感じておる次第でございます。その結果かと思っております。先ほど長官の御説明の中にもありましたように、公害健康被害補償法がつけられたこととありまして、あるいは続いて先般の環境白書の発表でありますとか、環境問題と人間社会の関係というものが非常につきりつきりと明らかにされながら、そしてこの問題がいかに重要な問題であるかということも意識をしながら、国民の人たちにもそのことを考えてもらうような姿勢で政府が臨み始めておるというところは、非常に結構なことだと評価したいというふうに思っております。

聞くところによりますと、最近の話ですが、国会の中でも超党派で、地球環境問題議員懇談会なるものがつくり出されるというふうなことも伺っておりますので、こういうふうなことで一つ一つ成果を上げていきますならば、二十年前に日本がこうむつた汚名とでもいいますか、公害列島ですとかカナリア列島とかな言われたあの日本の公害問題を解決していく一つの基礎になるのじやないかというふうに考えているわけでございます。

そこで、環境問題もだんだんと形が変わつてきておりました。最近の場合は、先ほどお話しも出ておりますように、都市型ですとか生活型公害あるいは交通公害というふうなことで、今まで考えられなかつたような問題が次々と起こつてまいりまして、ますます多様化し複雑化してきておること、これは事実でございます。したがって、これに対する対策というものは断片的じやなくて、それらを取りまとめた総合的なもの、そして計画的に考えていかなければならぬのじやないかとたれも

が考えるわけでございます。そういうようなことが基礎になつて、今回の公害防止事業団の業務の見直しということも考えられたのではないかとお思われるわけでございます。そこで、当然このような公害、環境問題の実態を踏まえてその見直しも行われてくるだろうと期待するわけでございます。

事業団事業懇談会が昨年五月中旬報告をされておりますが、この中でも広範な公害、環境問題への対策というものを明らかに求めておられることがわかります。それから、ことしになりましてから、一月と三月に中央公害対策審議会の答申も出たようでございますが、この中でも「各種の施策を総合的、計画的に講ずべきである」ということを非常に強調しております。そしてさらに「公害防止事業団については、公害行政の主要課題の移行に対応して業務の見直しを行うこととされたところであり、公害防止計画に基づく事業の実施に当たつて一層の活用が期待される」と指摘されているところでございます。

そこで、それらのことの基礎に立つて考えてみますと、今度の見直し、改正法案とでも申しますかの内容につきましては、もともとと思つておられてもよかつたのではないかなと思われぬでもないのです。十分だとは思えられぬと思つたわけですが、その辺についての長官の御所見を聞かせていただきたいと思います。なぜかと申しますと、この法案とは関係ないのですけれども、別の法律の中に、実施後三年ないし五年たつたら見直すとか、実施後しばらくたつたら一度見直すとかというふうな前提条件をつけて法案が成立されているものがあるのです。私はこれはすくなく不認識だと思つておる。何年かたつたら見直さなければいけないものをなぜ今つくらなければいけないのだらう、その時点で大変におかしいと思つた。しかし、そういう法律が幾つかあるわけでございます。だから、今度の事業団法案の問題についても、何年たつたら見直すというふうなことがないようにしっかりとやっていただ

きたい。

後で出てきますけれども、実はこの法案は五年間があるのです。これから先五年までこの法案を持続するけれども五年たったらやめる、こういうようなところがございませぬ。そういうことは、今私が申し上げた何年か先に見直すという考え方とか通ずるようなものがあるのじゃないかというふうにも思いますから、おかしな思いながらこの法案を拝見していたわけなのです。ですから、そういう点につきましてこの際長官からはつきりと御所見を聞かせていただきたいと思うわけでございます。

○稲村國務大臣 お答え申し上げます。

今回の事業団法の改正は、行革審答申を踏まえて、公害防止事業団事業懇談会の報告をもいただき、本事業団が実施するにふさわしい新業務を選定したものであり、現時点における見直しとしては適切である、こういうふうにご考えております。

また、公害防止行政の主要課題の移行、先生今詳しくお触れになりましたが、いろいろ公害防止行政のテーマが移行しつつありますが、その主要課題の移行に適切に対処するために、今後とも事業団を積極的に活用し得るよう配慮してまいり所存でございます。また、総合的な公害防止事業の展開につきましては、関係省庁と連携をとりつつ進めてまいりたい、先生御懸念の四年たったら五年たったらということは今回は大丈夫である、こういうふうにご考えております。

○金子(み)委員 その点はしっかりとお願いしたいと思ひます。

それでは、法案に関連して少しお尋ねしたいと思ひます。
今度の公害防止事業団法の業務の見直しと、まだ審議されておられませんけれども、公害健康被害補償法という制度がございませぬ。これは、新たな公害防止事業に取り組みたいことを目標として法案が二つ用意されていると承知しているわけでございますけれども、この両者、二つの制度は

密接な関係を有していると言つては、どこでどういふふうに密接な関係になつてゐるのか、法律を読んだ上では明らかじゃないのです。ですから、この点をわかりやすく説明していただきたい。どこでどうなつてゐるか、それをぜひお願いしたいと思ひます。

○加藤(陸)政府委員 お答え申し上げます。

先生の御質問の趣旨にぴったり合つてゐるかどうかちよつとあれでございますけれども、どういふ関係にあるかと申しますと、まず大きな意味では、国民の健康を守りまた環境を保全していくという意味合いでは、今回のこの事業団法の改正、それから先生お触れになりました公害健康被害補償制度の方の改正というのは、方向を同一にしておる部分が多いわけでございます。では法律上どういふふうに関連しているのかという点でございますと、それは全部が関連しておるといふことではございませぬので、その点ちよつと、どちらの意味でおっしゃつたかと思つて今お答えをしておるわけでございませぬけれども、規定ぶりから法律上関係があるところを御説明申し上げておきます。

今回の事業団法の改正、これは先ほど来御説明申し上げておりますように、幾つかの事項を追加し、また幾つかの事項は整理といひますかスクラップの問題もあるという事で申し上げます。その中で追加する、事業団が新たにすることとなる事業の一つに都市大気汚染対策緑地整備事業、番号順に法律で書いてございませぬので俗に新三号業務と申しておりますが、これにつきまして、公健法の第一種地域のあり方に関する中公害の答申をも踏まえて、大都市における大気汚染対策として緑地整備事業を推進しようといふ考へ方でございますので、その意味では同じ方向で進めていくという部分で関連があるわけでございませぬ。

その関係での改正の案文がございまして、具体的に言ひますと、この事業団法の改正案の附則におきまして公害健康被害補償法の一部改正を行

まして、新しい改正後の公害健康被害補償予防協会と申しますか、この補償予防協会の方から事業団に対して、大気汚染対策としての緑地を整備することに對して助成金を入れることができるというふうな改正を行うこととしておるわけでございませぬ。この部分のことを御指摘かと存じますので御説明申し上げます。

○金子(み)委員 わかつたようなわからないような気がするんです。聞き方が悪いのかもしれないですね、そこら辺がちよつとはつきりしないのです。都市型公害を防止するという事に対しての対策について、同じ基盤に立つて物を考へてゐるんだといふふうにとれなくはないのですか。そういう同じ考へ方で行つてゐるんだといふことなのですか、具体的に直接のつながりといふものが今の御説明でもちよつとはつきりいたしませんけれども、法律上明文にしたから仕事ができるということでもありませんし、同じ基盤に立つて同じ考へ方で行つてゐるんだといふことを信頼いたしまして、今度の二つの仕事が足並みそろつて動かされることによつて実現するんだ、片つ方じやだめなんだといふふうにご考えていいですか。

○加藤(陸)政府委員 公害防止事業団の事業といひましては、関係地方公共団体の御要請も受けまして、それから関係官庁の御協力も得まして、大都會地における大気汚染防止のための緑地を整備していくという事業はもろもろ新規事業として入れておられますし、それはやつていけるわけでございませぬし、やらなければならぬこととございませぬ。さらに最近、例えばそこに植えられる植物、木でございませぬ、樹木等の効果も大気汚染防止に大きな効果が期待できるというふうな研究も進んでまいつておりました、そういう面からのブッシュをしていこうといふことでもなつてきておるわけでございまして、なくともいいという方は、私どもももちろんございませぬ。ぜひ両方あわせてやつていきたいといふふうにご考えておるわけでございませぬ。したがって、これは本日の審議ではございませぬので申し上げるわけにはいかぬのかも

しれませぬが、ぜひ両方で大気汚染対策としての緑地整備を強力に推進させていただきたいと思つておるわけでございませぬ。

○金子(み)委員 今お話のありました大気汚染防止緑地問題ですね、これが今度の新しい事業の目玉になつてゐるわけですから、これは非常に重要な問題だと思ひます。今御説明がありましたようなことだろうと思つておるわけですが、このことは大変重要な事業なんでぜひ実現されたいということだと思ひますが、これは公健法とすこしかかわつてゐるのですか。公健法改正の見返りとしての基金の一部の財源がこへ入つてくる、そうでしょう。ですから、もしその財源が入つてこなかつたらできないことになるんじゃないかといふふうには私は思つたのです。ですから、言葉をかえて言へば、公健法が政府がお考へのように一〇〇%成立すれば実現できるかもしれないけれども、そうでなかつたときにはどうなるんだらうといふ不安を持つたのです。それでお尋ねしたのですけれども、それはどうなりますか、そうなら

晩には。
○加藤(陸)政府委員 私どももいたしましては、今先生のおっしゃいました二つの部分、道といひますか二つのルートが合わさつて推進するということにいたしたいと強く希望しておるわけでございませぬ。ただ、先生がおっしゃいましたように片一方なかつたらというふうなことは、これはなかなか考へにくいと申しますか考へたくないと思ひますか、ということでございます。ぜひとも両法案とも成立させていただいてということでございます。しかし、法律論として、制度的な仕組みといたしましては事業団法の改正がまず肝要でございまして、ここで事業団にそういう都市における大気汚染対策緑地を整備していくという新しい事業ができる、こういう能力があるということがまず根本であるといふことは、もう制度として当然でございます。それにもう一つ、お金も投入することができるようにしてより強力な対策になるように、こういうふうにご御説明申し上げ

けるべきかと存じます。

○金子(み)委員 二つの法案を関連づけて提案していらつしやるからには、二つとも成立させてもらわれないことには話にならぬというのが、言葉になりませんでしたけれども、そういうお考えなんじゃないかなと私は推察をしているわけなんです。お金の問題だとすれば、これは別途お金を用意することはできません。何も公健法からのお金でなければならぬということはないと思うのです。だから、そうなることとまたちよつと話は違つてくると私は思うのです。しかし、この問題ばかりいつまでも詰めていてもあれでしょうからやめることにいたしますけれども、両方の法案の関連というものをもう少し密接、細やかに申しますか、そして厳格にきちつと決めておかれた方がいいんじゃないかなというふうに思いますので、そのことを申し上げておきます。

ところで、この緑地事業ですが、これはどういふ計画のもとにその後事業を進めようとしていらつしやるのかということなんです。公健法との兼ね合いがあるということが初めから話の中に出てきていますので、多分これも公健法との兼ね合いになっていんじゃないかなと推測いたしますけれども、これはどういふふうになされるようになっておるのでしょうか。例えばその対象です。どんなところのように考えておられるのかということ、公健法との絡みも含めながら御答弁いただきたいと思ひます。

○加藤(陸)政府委員 先生御質問ございました。大気汚染防止対策緑地事業は、先生御指摘になりましたとおり、都市大気汚染対策として行つた公害防止事業でございます。したがって、健康被害防止事業としての性格も有するものでありますので、公害健康被害補償法の第一種地域及びこれに準ずる地域において実施することを予定いたしております。

○金子(み)委員 ちよつともう少し具体的におつしやうしていただけませんか。
○加藤(陸)政府委員 もう少し具体的にというお

尋ねてございますが、現在公害健康被害補償法で第一種指定地域として指定されているのはいわゆる大気汚染の著しい地域で指定されたものでございまして、具体的に申し上げますと、四十一地域が現在ございます。東京都では十九区ございまして、大阪並びに大阪の近辺の市も入っておりますし、川崎、千葉というところが指定されております。

それから、準ずると申し上げましたが、これは今後この制度を具体的に運用させていただきますようになりまして段階でさらに市町村の意向をよく聞いていくわけでございますけれども、考え方といたしましては、それに隣接する場合には、大気でございますので両方にまたがっているケースは当然でございます。何よりもかによりもこの事業というものは当該自治体がつくつてほしい、そのお金は負担してまいりますというのが基礎になければ何事も事業になりませんので、その辺の御相談と申しますか意見調整があつて初めて成り立つものでございますから、どこでどうしていくということは今直ちには申し上げかねますが、対象になる地域、またやつてほしい地域というのは以上のような場所でございます。

○金子(み)委員 わかりました。そうしますと、公健法とのかかり合ひはなくても、自治体の方で金も準備したからやつてもらいたいんだというような要請があつた場合に、それは全額自治体が用意するか補助金の形になるかわかりませんが、そこを対象にするということもあり得る。公健法に基づく第一種地域にするのがまず第一の目的で、まずそれをやるんだ。しかし、それで終わるのではなくて、その先に次々と事業は広がっていくんだと思ひますが、それについては自治体の要請に基づいて行われるというふうには理解してよろしいでしょうか。

○加藤(陸)政府委員 ちよつと私の答弁の仕方が不正確になつてしまつたかと思ひますので、もう一度その点だけ加えさせていただきます。

も、原則的には先生おつしやるのとおりでございます。つまり自治体が都市公園を整備するというところがベースでございます。ただ、この対象になるものはあくまで第一種地域、つまり公害健康被害補償制度の対象地域でございます。第一種地域がベースでございます。そこで大気汚染対策に効果があるという要素が入っております。ただ、その地域は第一種地域だけかどうかという点について、それに準ずると申し上げましたのは、それにつながるとか近辺のこととございまして、これはどれぐらい離れたらということまでちよつと今申し上げかねるものですから、ふつと申し上げたのがかえつて誤解を招いたのではないかと思ひますが、それがベースであることは間違ひございません。

○金子(み)委員 第一種地域というのは、公健法の今度の改正案によりまして廃止されるのです、なくなるわけですか。そうすると、第一種地域というものは、もしこの法案が成立いたしますと過去にはあつたけれども今はない、そういうふうになるのじゃないですか。そうすると、かつては第一種地域であつた地域、こういうふうになるのでしょうか。そしてそれに準ずるといふのは難しいです。何を基準にして準じられるのか知りませぬけれども、公害の問題ですから、これに準ずるといふのはどういふふうにおられるのか。言葉では簡単に、これに準ずると言へば、ああやうかと思ひがちでございますが、実際問題としては大変に難しいと思ひます。それでもそういうふうにお考えおきなさいということになるのでしょうか。

○加藤(陸)政府委員 都市公園の問題でございますので、場所的にはある広がりには当然あるわけでございます。またその効果の及ぶ問題を考えなければなりません。これは大気汚染の防止でございます。若千の広がりというものは、つまり効果の及ぶ範囲というものはあるわけでございます。準ずるといふことで、常識的に言へば比較距離に近い部分ということでございます。

そうえらく難しくはないかと存じます。

それからもう一点、最初に申されました指定地域がなくなつてしまふという点は、そういう状況になりましたときには、おつしやいましたとおり旧第一種指定地域というふうになるわけでございます。

○金子(み)委員 それでは、大変難しいですけれども、準ずるのは隣接地域ですとか、あるいは調査の結果数字が大変に近いとか、何かそういうふうなことを考えられるのかなと私は善意に解釈しておきます。しかし、この問題はこれから先も実現されることになるわけですから、しっかりと基本を据えておいていただきたいと思ひます。

その次は、関連する問題かと思ひますが、公健法の改正に關して中公審がその答申の中で、沿道対策としての緩衝緑地整備という言葉を使つておられます。ところが今度の公害防止事業団改正法案の中では、大気汚染対策としての緑地整備、こういうふうに言つておられるわけですね。これは同じことでしょうか、違ふのでしょうか。

お尋ねするわけは、助成金を交付することになつていませぬ。そうすると、中公審の答申の中にあつた言葉を使つてないだけけれども、それでも助成金を交付してもいいのと思つたりもしますが、言葉の使い方が違ふけれども、同じことを言つておられるんだと理解した方がいいのでしょうか。

○加藤(陸)政府委員 一言で申し上げますと、おつしやるのとおりでございます。同じものを考えておるわけでございます。とらえる方がちよつと違つた部分なものですから、表現の違いだけというふうには御理解いただきたいと存じます。

○金子(み)委員 そうすると、どうしてわざわざこんな言葉を変えるのですか。大気汚染対策としての緑地整備ということは非常にわかりいと思ひますが、中公審の方の言葉の使い方は沿道対策としての緩衝緑地整備ということなんです。そうすると、沿道対策というのとは非常に

きりしているのですけれども、それはどうなんですか。

○加藤(陸)政府委員 さらにお答え申し上げますが、沿道対策という言葉は中審査申すものにはないと存じます。趣旨としてはもちろんそういうものが頭にはおありになったかと思えますが、大気でございますので、それだけではないわけでございますので、たしかそういう言葉は入っていないと思います。

それから、そのことは別といたしまして、なぜ言葉の使い方が違ったか。私も緩衝緑地、緩衝緑地と俗には言ってもおりますが、これは緑地であるというだけのごさいます。大気汚染防止対策緑地という面も当然持っておるわけでございます。緩衝という言葉にもそういう意味合いがあるわけでございますので、特段の意味合いを持って使い分けたわけではございません。

○金子(み)委員 わかりました。

緑地の問題でもう一つあります。それは、共同福利施設建設事業というのがあります。これの問題でお尋ねしたいのですが、従来環境庁が監督官庁となつて行つてこられたグリーンベルト事業というのがございます。これが今度は改正になりますと、第三号大気汚染防止緑地と入れかわる感じになってそつちに入っていきます。そして今度はその事業の所管が建設省になつていくわけですね。新しい事業としてこれが建設省になっていく、私はその点でお尋ねしたいのです。ちよつとわかりにくいものですから。

専管という言葉を使うのだそうですが、専門に管理するとも申しますが、監督官庁として建設省が単独で申しますか、この事業について責任を持つということなのであるかというふうな思ふわけですけれども、ちよつとわからないのは、大気汚染防止をするための緑地であつて、かつ公健法ともリンクしている事業ですけれども、なぜ建設省の仕事にしなければならないのかという点が非常に腑に落ちないわけです。都市公園は建設省の仕事だというふうに通つております。そうす

ると、都市公園を担当する建設省は、都市を美化するとかあるいは緑地帯にするとか、そういうことが目的で行われるのだと思ひますが、環境庁の場合には、単なる美化の問題じゃなくて公害防止というのが中心に据えられてなければいけないわけですね。そうすると、目的が違つてくれば、目的が違つてくれば、今度建設省にこの事業が移管されるということには、公害防止事業が弱体化されると申しますか、後退化されるといふふうにも解釈していいのでしょうか。専ら都市公園としての建設省の目的に合致したような形にこれが行われていくということになるのかなと思つて、非常に不思議だと思つておられます。それは違えば違つたとおつしやつて教えてください。私はそういうふうになるのじやないかなと大変に心配するわけでございます。

ですから、都市の美化を優先させるのか、公害防止を優先させるのかというふうな疑問を私は持つわけなんです。そういう疑問の持ち方をしたいわけではないのかどうか、何で建設省がこれを専管しなければならぬのかということに対して、納得のいく御答弁をいただきたい。

○加藤(陸)政府委員 なかなかこの辺、行政庁の仕事の枠組みのお話でございます。ちよつと複雑な感情を持たれるのは申しわけないことだと存じます。まず大前提として先生に申し上げておきたいのでございますが、従来からいわゆる緩衝緑地としてやつております。従来事業と俗に申しておりますけれども、これは従来そのままの枠組みで依然として続けてまいります。それで、今回新たにつけ加える部分の問題だけが建設大臣との関係では出てくるというふうにはまず基本は御理解いただきたいと存じます。

それから二番目に、現実には上がりまます都市公園というものは、いろんな効用といふます。目的をあれあれ持つわけでございます。どちらから見たら美化、どちらから見たら大気対策というふうな区分にはなかなかならない、またそういうふうな要もない実態のものであることはもう御理解いた

だけだと思ひます。何か移つてしまつて後退するのではないかというところはございませんでして、従来ものは従来の姿できちんとやつていく。さらに加えて、都市における特に指定地域を基盤にした部分に絡むわけでございます。そういう特別な地域において大気汚染対策としてさらに強力に推進する部分について建設大臣の関係とかというものを、つまり建設大臣の強力な推進力を得て進めていくというものでございます。したがって、両々相まつていくことになるかと思ひます。

なお、現在やつておる緑地は、別に大都市だけとは限らないわけでございます。念のため申し添えておきます。もつと広いほかの部分もあるわけでございます。

○金子(み)委員 この問題について事務局の御説明をあらかじめ伺ひましたときに、監督官庁としては、事業の監督は建設省がするけれども、財政的な監督は環境庁がやるんだ、こういうお話を伺ひましたから、そつたとすると、これは明らかに共管なんです。決して専管じゃないと私なんかは思ひます。役所の用語ではそういうふうになるのかどうか知りませんが、殊に財政を握つておるとすれば、お金を出してあげるからどつぞそつちでしつかりやつてくだされたいな感じになるのは何か納得できないのです。その辺の兼ね合いはどうなつておるんですか。やはり共管ではなくて全く専管なんです。

○加藤(陸)政府委員 今の御質問の点は、いわゆる役所流の言葉の使い方のお話でございます。非常に御理解がいきにくい面がございます。これは恐縮でございます。それをあわせて権限としての監督義務と責任、それをあわせて権限といたすことになるわけでございます。けれども、それを整理するのが、いわゆる設置法でいろいろ縦割りできちんと整理をしなければならぬわけでございます。その関係で、建設大臣の監督を受けるといふ意味では、新事業の方は建設大臣の専管になります。

ただ、それはそうでございますが、この事業を実施していくのは、建設大臣の方の補助金も得て事業団が行つてまいります。すると事業団が行つていく段階では、もちろんこれは事業団の財務及び管理の中でやつていくわけでございます。財源は、先ほど来申し上げておきますように、いろいろから償還していただくのも将来の財源になるわけでございますが、そういうものをあわせて行つていくわけでございます。これらの関係の取り仕切りといふますかお世話といふますか、これを行う必要があるわけでございます。これは、事業団の総括監督者であり責任者である環境庁長官において取り仕切つていくという関係になるわけでございます。したがらして、専管といひ、見方によつて共管ではないかといふふうにおつしやいます。普通常識的にはよくわかるわけでございますが、法律論としては、法律制度の仕切りとしては以上申し上げたことでございます。ますので、御理解賜りたいと存じます。

○金子(み)委員 それから、これは余り直接つながらるかどうかわからないのですが、総合保養地域整備法というのがあります。いわゆるリゾート法というのですか、これとの関連がどういふふうになるのかとついでに考えるわけなんです。

と申しますのは、自然公園利用複合施設基準の問題もございませぬ。この複合施設というのはどれぐらいのものがどんなふうになるのか。拝見して見ましたら「利用者の過度の集中に伴う公害を防止するため」の複合施設といふふうな書かれていますが、これは一体具体的にどんなものかと考えましたこと、同じような問題で、自然公園の中を利用される問題に関連してリゾート法のかかわりが出てくるのではないかなと思つたのですが、それは関係はないのでございませぬ。

○加藤(陸)政府委員 御説明させていただきます。まず、国立・国定公園地域内の過度の利用の問題でございます。

これは、すべての地域の自然公園が過度の利用

になつていゝというわけではございませんが、いわゆる有名観光地となつておる地域、具体的にそこがそうだと決めつけるとちよつと問題かも知れませんが、非常に有名な尾瀬でございますとか上高地、十和田とかいろいろございます。その中でも全部がそうだというわけではございません、特定の地域でございますが、非常に利用度が多くなつてまいりますと、一番端的に申し上げると水でございます。これは都市において言えば都市、生活型の生活排水、こうなるわけでございます。ある意味ではリゾート地域の最たるものでございますが、そういう地域でも宿泊者あるいはキャンプを行う者がある時期に一点集中的に固まりますと、それ相応な設備を備えておりませんと相当問題が生じてくる。したがって、特定の地域においては特環下水道対策などをやっておるところも出てきておるぐらゐなわけでございます。そこで、そういう公害の発生の防止を含めて適正な自然公園の利用を促進する。

それで、実は自然公園法の方で予定してありますが、ぜひ開発——開発という言葉は適切ではございません、利用を促進していきなさいという地域は全国で数千カ所、計画されておるが実行されてないといふ非常にいい場所があるわけでございます。そういうところを積極的に利用を促進することに、一点だけ集中するのはなしに拡散、分散していきなさいという趣旨でございます。

○金子(み)委員 緑地の問題はそれぐらゐにいたしまして、次に別の問題になるのですが、実はこれはどうしてわからないので伺いたいです。

工場移転用地造成の問題なのですけれども、今まで住居と工場と混在型で公害防止対策としてずつと進めてこられた。そして工場移転用地事業なんかを進めてこられた。そのことは非常によく進められてきていますので、経過として、そして評価されてきているのです。したがってそれはずつと続けていかれるべきじゃないかと考えておりますし、そういう要望もあると聞いております。

すけれども、この法案を見ますと、この仕事は十七年九月三十日でやめてしまふということになつていゝのですね。五年先なんですよ。五年まではやつてもいいけれども、五年先になつたらやめなさい、こういうことなんですよ、そこら辺がわからないのです。五年たつたらもうそのことはだめになるであろうからやめてしまふ、こういうことなのか、五年たつた時点でも今と同じようなことあるかもしれないけれどもこの事業はやめてしまふのだ、こういうことなのか。そのやめられるという理由がどうもはっきりわかんない。なぜやめなければいけないのかということなんです。時間がございませぬから過去の実績なんかを一つ一つ伺つていゝ暇がないのですけれども、お話によれば非常に実績も上がつてきている、みんながそれを希望しているのになぜそういうことをするのかということがどうしてもわかりませんので、簡単に御説明をいたしたいと思ひます。

○加藤(陸)政府委員 それでは事業の性格の説明はちよつと省略させていただきます。結論部分だけ申し上げさせていただきますが、これは用地造成のみの事業でございます。その用地造成のみの事業では、公害防止のための工場移転促進というのが政策目的でございますので、必ずしも土地造成だけでは万全とはいへないということ、今回これは廃止することとしたわけでございます。今まで相当な事業量がございましたことは確かでございますが、傾向として申し上げますと、かつてほどではないのではないかと、今もふうにも考へるわけでございます。今後のことも含めてどうなるかという問題は、先生おっしゃいますようにいろいろな事態があり得るわけでございますけれども、用地造成のみの事業では、なしにその上に上物も建てていく、土地と上物、上物とその下の土地と言つた方がいいかもしれませぬが、それでやつていく事業というのは別号の事業がございまして、これは続くわけでございます。その辺の兼ね合いがございまして、それから今

後の推移もございまして。最後に、これは私どもとしてはある意味で非常にいいことではございませぬけれども、しかしそうせねばならぬという問題、つまり全体的に行政改革の路線と申しますのはスクラップ・アンド・ビルドということでございますので、全体的にはあるところは整理し、あるところは伸ばして、将来さらに発展をいたしたい、こういうものでございまして、その辺を御理解賜りたいと存じます。

○金子(み)委員 今のお話ですと、スクラップ・アンド・ビルドのスクラップは非常につきりなさるようだけれども、ビルドの方がどれほどいつているのか、そのバランスの問題もまた伺いたいところですが、きょうは時間がありませんので、この機会にさせていただきます。

そういうことで、これに関連してもう一つわからないのは、ではなぜ五年先と切つたのかということなんです。それなら今すぐでもいいんじゃないか。五年間だけそのままにして、許可しておいて、同じ仕事を続けることにして、五年先になつたらそこで切るといふのがどうも理解できないわけですね。今やつていゝことが非常によくいつていゝし必要もあるから五年は続きましよう、そこで切りましよう、私はこういうことなのかと思ひますが、さうだとすると五年と切つた理由がどうしてわからないのです。これは何か別に理由があるのじゃないですか。

○加藤(陸)政府委員 お答え申し上げます。理由と言へば確かに理由があるわけでございます。理由と申すのは、これは相当な準備期間を持ち、それから実行に入り、完成までも相当な期間が必要だといふある程度の期間にわたるものであるといふ点で、それを急にばつさりやめることは業務的にもとてできることではないといふこと、それと、現にある程度の需要があることは先生も御指摘のとおりでございますし、私どもも承知しておりますが、事業団ともそこはよく意思疎通いた

してありますので、それは急にやめられるものではない。しかし、こういう表現をとつていいかどうかあれですが、しのびがたいのだけれども、新しい事業を伸ばしていくためには整理もせにやならぬ。もちろんほかの手法も残されてはいるといふ中で進めてまいりますので、そこは一遍に切るといふのはいかぬので順次、つまり円滑に移行できるように期間を置いたということでございます。それなら今すぐやめてしまつたらということ、私どももそんなことは考えておりませんし、もつと言へば、もうちよつと続けながらスムーズにいかにいかというところでございまして、これは政府としては行政改革の基本は踏まえなければならぬといふことでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○金子(み)委員 大変苦しいのですけれども、今の最後の御答弁の中身では、結局行政改革がだいたい聞こえました。行政改革といふのは何か至上命令みたいになって受けていらつしやるように思ひますが、本来ならむだを省いていゝ仕事をしたいものはとんどん伸ばしなさいといふのが行政改革じゃないかと私は素人考えで思ひます。せつかくよくやつていゝのに切るといふのはちよつとおかしいと思ひますが、それを今ここで議論していると話の筋が交わりますからやめることにいたしますが、大変残念だと思つております。

それからいま一つ、もう時間も余りなくなつたのですけれどもぜひ伺つておきたいと思ひます。これは、今まで環境庁が全面的に所管して進めてきた、横断的にはいろいろと関連があつたと思ひますけれども、この事業団に対して、今度は三つの役所が手を出すと申しますか監督官庁として横並びに並ぶ、こういう三分割といふような格好になつて監督をすることになるわけなんです。これはおかしいといふことはだれもが思うかと思ひます。不思議だと思つておりますが、行革審の最終答申の中にも、特殊法人の活性化方策としては、国の監督や規制をできるだけ緩和するように指摘

しておられますね。そのことと何か逆行するんじゃないかなとすら思えるわけです。せつかくそ

う言われているのに、それに逆行して三つの役所が肩を並べて監督をするというのはどうも腑に落ちません。

これは監督官庁が三つにふえるということだけでとどまらないで、これと関連して問題が起こつてくるということなんです。それは何かと申しましたら、今まで小さいながらも独立した法人として動いてきた、仕事をしてきたわけですね。円滑な運営を、支障を生じしめないで行ってきたんだけれども、もしこういうことになるとう人事の問題で、三つの役所からの出向人事というのが行われるだろうと思うのです。そうしますと、いわゆる事業団固有の職員、プロパーとでも申しますが、この人たちの登用方針がおろそかにされることがないではないと懸念を持ちます。これは非常に大きな雇用不安ですよ。従来だって公式ではないけれども、非公式に出向してきている人だっているわけですね。調べてみましたら、役員を除いて部長以下職員だけで四十三人か四十五人ぐらい、五十人足らずでとにかく小さい。その中でプロパーの人が十四人しかいない。あとはみんな出向人事なんです。そうすると、それは非公式なときですらこれだけになっているのに、今度は公式に三つの役所が肩を並べて監督をするんだということになりますと、堂々と出向人事というものがふえるのじゃないだろうかという懸念を持つわけでございます。この点を非常に心配するのですが、こういうことはないと断言していただけたらいいですか。そのような雇用不安は起こさないとおっしゃれるでしょうか。

○加藤(陸)政府委員 相つながらることでありますが、大きく分けて二つの面をおっしゃっていただいたと存じます。

前段の方でございますが、公式になったからとかいいうのは、それは一つの法律制度上の仕組みのお話でございますので、そんなに先生御心配になるような意味合いのことにはならないはずでございます。

御指摘でございますので若干申し上げますが、この事業団は、環境庁ができる七、八年前からできておられるいわば私もより年上の法人であるわけでございます。そういう関係からというわけではございませんけれども、若い官庁ではそういう年配の人材もなかなかないわけでございますので、各省——そもそも環境庁は総合調整官庁でございますので、環境庁自身が各省庁から大いに有為な人材に御出向いただいで盛り上げていっておるわけでございますが、同じような姿があるのは先生おっしゃるとおりでございます。それが今回の改正によりましてえらく変わるといふことはないと存じますし、そういうことではいけないとおっしゃる先生の御趣旨は十分踏まえてまいりたいと存じます。

それから最後にもう一点の方でございますが、事業団職員の内部登用は、徐々にという言葉を言わざるを得ないのですが、進めてまいっておるところでございます。これは事業団の運営の問題でございますので、私から余り直に御答弁申し上げるのには差しさわりのあるかもしれませんが、気持ちをおし上げさせていただきますと、まさに先生御指摘ございました点につきましては、今後とも人事管理の適正化を期するようよく御相談申し上げ、御要望を申し上げて遺漏のないようにしたいと存じますし、いわんや職員の皆さんの不安ということでもなしに、ますます事業団の事業をしっかりと、かつ隆盛に進めていくように、元気づけられるような方策を十分勉強させていただきますと思っております。御答弁申し上げます。

○金子(み)委員 時間が参りましたので終わりますが、最後に長官の御決意を聞かせていただきましたと思っております。

今のことも関連するのですが、公害防止事業団が今申し上げておりました職員の雇用不安が全くなく、そして運営の自主性が堅持され、円滑に業務が実施されるためにはどうしたらいいとお考えになっていらっしゃるか。私は、この三つの役所が所管することになった時点で、環境庁が三つの

役所の指導的立場に立って連携を密にし、実効を上げるのでなくは、今度の改正の意味はないと思えます。そしてそのことは、ひつきよう環境行政が後退してしまうことへつながるといふ心配をするわけですね。ですから、その点についての長官の御決意を伺わせていただいで、質問を終わりたいと思っております。

○稲村国務大臣 金子みつ先生の本当に環境行政を御心配していただいで、ありがたい御意見を拝聴させていただきまして、まさに三省並列であったはならない、環境庁がしっかりと主務で頑張りなさいという御激励を環境庁としては本心にありがたく胸に刻んで、今回の法改正の趣旨が十分に実現されるよう事業の推進に邁進していききたい、私もそういうふうにかたく、ありがたく思います。本心にありがたうございました。

○金子(み)委員 終わります。ありがとうございました。

○林委員長 岩垂寿喜男君。

○岩垂委員 この法案に関連をいたしまして、「近年の都市・生活型公害の進展等公害に係る行政の主要課題の移行に適切に対応するため、公害防止事業団の業務を見直し」ということをこの前の所信表明のときにも触れておられるわけですが、率直に申し上げて、でき上がってきた法律案を拝見いたしますと、大上段に振りかぶったには、何となくしりつぽみという感じがしないわけではございません。余りいい言葉ではございませんが、羊頭を掲げて狗肉を売るという言葉のように思われるわけでございます。いろいろな御苦勞があることは大体私も想像ができますけれども、大臣、この辺について、所信表明や提案理由の説明との関連で、この法案についてそれで満足していらっしやるのかどうか。あなたが今御指摘をされたこの法案改正に関連をする前言葉といましようか、そのことにこたえられているかどうか、あなたの認識をお聞かせいただきたいと思っております。

○稲村国務大臣 岩垂先生の羊頭を掲げて狗肉を売るな、まずその御指摘、御忠告を大切にしたいと思っておりますし、今回の事業団法の改正は、行革審の答申を踏まえつつの公害防止事業団事業懇談会の報告を得て、本事業団が実施するにふさわしい新業務を選定したものでございまして、現時点における見直しとしては適切である、こういうふう

に理解をしております。

○岩垂委員 私実は二、三年前に、名前は言いませんけれども環境庁の偉い人に、このままにしておくと事業団は行革の対象になりますよ、それは仕事をかなり削られる形で行革ということを進められる心配がある、だから事業の体制というものをもうちょっと整備して拡大をして、そして社会のニーズにこたえなさいかぬ、その体制をつくる必要があるということをおし上げたことがございまして。それは個人的なやりとりで終わってしまつたわけでありませんが、去年の五月八日の新聞でございますけれども、拝見をいたしますと、懇談会の結論が発表になっております。大変立派な指摘をされているわけでございます。それは「これまでの産業公害防止に果たした事業団の役割を評価しながらも、最近の窒素酸化物による大気汚染や湖沼など閉鎖性水域での水質汚濁、産業廃棄物対策、先端産業工場からの化学物質対策など新たな課題に対応するには現在の事業団では限界がある」ということを指摘して、一つとして先駆的なもの、二つとして公害の原因者が零細、不明確なもので、三つとして多額の資金が必要な事業、四つとして広域的に実施するものなどを提案をされているわけでございます。それに関連して、具体例として空港や新幹線、道路周辺の緩衝緑地帯などの整備、生活雑排水処理施設の建設、採石場や廃棄物最終処分場の緑化など環境復元事業、快適環境づくりのための事業、身近な自然に接するための施設整備等を挙げられているわけでございます。そして、特に公害防止事業団から環境事業団というものに変更する、そして名実ともに備わつたものにしていく必要があるという提言を行っているわけ

です。これと比べてみてということをお私さつき申し上

げたのですが、懇談会を環境庁の諮問機関として設置して、そして提言をいただいたものが生かされていらない。その点については環境庁はどのようにお考えになっていらっしゃるか御答弁をいただきたいと思ひます。

○加藤(陸)政府委員 お答え申し上げます。

先生御指摘のございましたように、公害防止事業団事業懇談会はいろいろ提言をしていただいております。これは確かでございます。それらのことにつきましては私も私も、先生かねてから御指摘のように、将来に向かっていろいろなことを考えなければいかぬということで対応に努力はしてまいりました。いろいろな案も持ちながら関係各省とも協議をし、政府部内で実現すべく努力をしておるわけでございますが、これはそれらのうち、事業団が行う事業として熟してきていく度合いの問題、それから他省庁所管業務との関連性の問題、これはいろいろ難しいケースがあることは先生御理解いただけたかと存じますが、等々ございまして、まあ何とかというのには非常に弱い方になりますけれども、一生懸命に努力した中でまずはこれを現実しようということまで打ち出し、かつ関係省庁、特に総務庁それから財政当局とも理解を得られてこへまどめた。やつとまとめたという感じは否めませんけれども、そういうことでございまして、御理解は賜りたいと存するわけでございます。

○岩垂委員 いろいろ折衝の過程で御苦勞なすつたこととおよそ見当がつくのですが、どこが削られたんですか、どこが生きたんですか、はっきりしてください。

○加藤(陸)政府委員 いろいろな事項があるかと存じますが、なるべくポイントだけにとどめますけれども、例えば熱度と先ほど申し上げましたが、今直ちに実施すべきであるほどの熱度に達していないもの例として、例えば身近な自然保全活用事業という表現をとっておられますが、それから快適環境整備事業といったようなものもございまして、それ以外にも空港等の例もおっしゃいました

が、これは例の空港周辺整備の問題等ございまして、私も、これらは現時点で対応はできなかつたということでございまして。

○岩垂委員 今加藤さんおっしゃった身近な自然だとか快適な環境事業、これは環境庁かねてからアメニティーという考え方で、環境庁の売り物の政策なんですよ。それが削られたという意味は、環境庁としては大変残念だと率直に思っている。私は思うのですよ。空港の問題だつてほつておいていいという代物じゃないのです。

私は川崎なんですけれども、羽田空港の問題、国会議員に当選してから十五年間そんなことばかりやってきたんですが、まさに熱度からいけば優先順位があるのです。何となく公健法の手直しのために受け皿をつくった、それが熱度の最もレベルの高いものだという感じをします。まあそれは私の誤解であればいいんですが、環境庁としては今熱度の順番、私は順番を言いません。しかし今言つたような仕事を今後とも事業団がやっていくために努力をする、関係各省との交渉を含めて努力をする、そういう姿勢がおりになるのかないのか、そこが私は事業団に対応する環境庁の姿勢の問題だと思つたのです。それはペロメーターだと私は思ひます。これからもそういう事業をつけ加えていくために努力をするという明確な御答弁を、環境庁の方針に基づいて私は質問しているんですから、いただきたいと思ひます。

○加藤(陸)政府委員 先生おっしゃいますとおり環境庁の方向として申し上げますが、今後の環境行政につきましましては、御案内のとおり環境保全長期構想を指針として推進することといたしております。確かにその際、先生御指摘のとおり事業団を活用して、公害の防止のみならず広く環境保全のための事業に取り組み、推進していく必要性がある問題がいろいろあると存じますので、これは大いにその方向で検討を進め努力してまいりたいと思ひます。

○岩垂委員 正直なところを言つて、環境庁が出したものが削られた経過というものを私なりに想像をします。だけれども、アメニティー構想などというのは、いわば環境行政の目玉ですよ。私、最初は舌をかむような言葉だと言つたこともございまして、それはそれとして、言葉としてもある程度定着をしております。そういう目玉の行政を具体的に進める母体として事業団というのは一番適切な機能を持つていらっしゃるわけですから、その辺はやはり胸を張つてきちんとして要求し、努力をしていくという態度をとつていただきたい。今局長の御答弁をいただきましたから、そのことに余り固執をするつもりはございませんが、環境行政のレーゾンデートルだといふくらしいな気持ちで頑張つていただきたいといふふう

に思つたのです。

先ほど金子先生のやりとりの中でちよつと伺つていた点で、あるいは重複するかもしれませんが、できるだけ重複をしないようにお尋ねをします。

大気汚染による公害を防止するために設置することが必要な緑地という問題について、加藤さん、御丁寧に御答弁はいただいているけれども、どうもまだ十分に私にはわからぬ。内容としてどんなものをお考えになつておられるのか、それから費用の負担はどんなことになるのか、短い答弁で結構です。

○加藤(陸)政府委員 まず考えておりますものは、大都市地域における大気汚染防止のための緑地なわけでございます。それから事業費につきましましては、これは都市公園でございまして、基本的に地方自治体の要請を踏まえてつくっていくものになります。その費用には国の、建設省所管分

から公害健康被害補償制度の方の助成金と、それから公害健康被害補償制度の方の助成金と、それから入れて推進していきたいという構想のものでございまして。

○岩垂委員 都市公園の補助率というのはそれなりに見当がつくのですが、基金の補助率の割合といふようなものはお考えになつていらっしゃるのですか。

○加藤(陸)政府委員 先生おっしゃいますとおり、割合というものも決めてまいらなければなりませんけれども、これはさらに今後関係省庁との調整によつて具体的に決めてまいりたいと思つておる部分でございまして。

○岩垂委員 先ほど金子先生がおっしゃつておられたけれども、今の費用の問題がはつきりしない理由は、公健法とのかかわりもかなりあるのだからといふふうには私に思つたのです。公健法が通らなかつたら、これはどうなりますか。

○加藤(陸)政府委員 想定でございますので、そうでないことを強くお願い申し上げますが、これは制度といたしましては事業団の行為能力といひますか、事業としては法律上は行い得るものでございまして。

○岩垂委員 通らないといふようなことを前提に答えてもいけません。時間的ずれが生まれたり、実際問題として法律の施行の時期がおくれたり、あるいは私も私が頑張つて成立を見なかつたときのことも考えてみると、そのことは念頭に置かなくていいというわけにはいかなければ、それがないからといつてこの仕事がかんたんにつかぬものではないといふふう

に理解していいのですか。

○加藤(陸)政府委員 純粋に法律論といひますか、制度論だけで今のような仮定のことについてお答えするとすればそのとおりでございます。絶対にできないものではないのではないかと申されれば、そういうことでございまして、これは財源の関係も事業執行の非常に重要なポイントになるわけでございますので、それは両方で実行していくのがふさわしいものであり、そうしなければならぬものだとおっしゃるに、お答え申し上げます。

○岩垂委員 そういうことになると、いろいろこの法案に対する扱ひも考えなければならぬことになりまして、あなたの願望はあなたの願望として私は承つておきたいと思つたのです。「都市公園となるべきもの」となつてはいるのですけれども、何で都市公園でなければいけないの

複合施設の問題について、私、幾つか想定をしながら質問するのでお答えいただきたいと思いますが、大体どんな状況を想定していらっしゃるのですかということをお聞きたいのです。

と申しますのは、利用の適正化というのには必要があることは確かにはわかるけれども、その対策としていいますと、環境庁というのはマイカーの規制だとか他の地域への誘導などを進めてきたわけでしょう。例えば上高地そうでしょう。あるいは今私が指摘したいのは尾瀬ですよ。上越新幹線が通るようになってから大変お客さんが大勢入って、尾瀬の環境破壊の中で一番大きいのはやはりたくさん入り過ぎていくことです。そういうものを分散するというのです。それが環境行政のこれまでの方針でしょう。それを何か公害を防止するため、利用のための複合化というのだけれども、何をお考えになっていらっしゃるのだろうかということをお聞かせください。

○加藤(陸)政府委員 先生御質問の中で分散させるといふことをおっしゃいました。まさにそれがねらいでございます。といいますのは、過度に集中しておりますと、もちろんその利用規制というのもこれまた言うべくしてなかなか難しいことではないかというので、やはり誘導を含めながら分散していくというねらいで行うものでございます。ただ、なぜ分散しなければならぬか、それは過度の集中によって公害現象が起るから分散させなければならぬのだという論理になっておるわけでございます。

○岩垂委員 ですから、分散をするということ、今あなたから答弁をいただいたことと複合施設をつくって云々ということとをちよつと例示してあげませんか。例えば上高地の場合は、入城規制をすればマイカーの駐車場を一体どうするかという議論になってくるでしょう。尾瀬も同じですよ。これはマイカーとはちよつと違う面もあるけれども、建物、あの中のコテージやホテルをすぐよそへのけといつたって無理な話だろうと思うが、

外へ出さないことにはあそこはよくなりません。そういう場合のことを複合施設というふうにご想定していいのかわるか、その例示を二、三言つてくださいますか。

○加藤(陸)政府委員 御説明申し上げます。この分散といふのは、上高地、尾瀬に集中してそこで困つた問題が起つておるので、上高地、尾瀬を直ちにどうこうするのはなしに、そういう利用集中をほかの、具体的に申し上げますと、例えば山形の鳥海山なりなんの公園のところに非常に立派な適地がある、公園計画がつくられておつて、かつ未利用といふ未実行といふ場所がある、そこへ適正な施設を整備すればそちらの方へ相当数、一カ所だけではだめかもしませんが、利用が分散する、こういう考え方をいたします。

その場合、そこへつくる施設は、単に宿舎なら宿舎を一つつくる、あるいはスキー場ならスキー場を一つつくるということでは困ります。それはどういふ施設かはいろいろなケースがございますけれども、そういうものをつくる場合にも、幾つか施設があつていいわけですが、一番要件として考へておきますのは、新しくつくつたところでまた公害といふかたれ流しが起つてはいかぬということ、そういう浄化施設とか何かは最小限つけてくださいという意味合いでございます。

○岩垂委員 どうもそれでは利用の適正化というニュアンスが、私の受けとめておられるのとあなたが考へておられるのとはかなり違つておるのですね。適正化といふのは、自然の生態系を大事にしなから公園としての機能を十分に生かしていくということではないかと思つておるが、どうもそこが来過ぎたからこつちへ連れていく、それでこつちへ施設をつくる、これだけでは十分ではないのです。こんなことはもう加藤さん一番わかつておると思つた、あなたは自然保護局長をやつていらしたから、だから、苦しい答弁だということはおわかりけれども、しかし、それなりにそういう適正化というのを言葉どおりに受けとめれば、そういうことの方

が今大事ですよということをお聞かせたいのです。

そこで申し上げたい。先ほど金子先生はリゾート法案との関連、ほかの先生もおっしゃつていたが、これは率直に言うとも民話の導入という部分が多いわけですよ、国定公園や国立公園にすると、それは言つては悪いけれども、今言つた自然の生態系をどうするか、孫子の代までというふうな発想よりも、生態系を優先して施設をつくつていくという面を言つと、やはりある程度公的な機関がその環境全体に対して責任を持つて施設もつくつていくということにしなければならぬ、安からう悪からうと言つてもいいかもしれませんが、そういう意味では競争できないのですよ。やはり環境行政の環境として公園のことを考へて、その上で施設を建てる。そうするとどんな建物が建つかということになれば、多少お金もかかるでしょう。そういうことではなくて、今のリゾート法案みたいな形で利用の適正化をあなたのような考え方で進めていけばいいや、あなたのような発想でいけば、これは安からうというふうな言つちや悪いけれども、粗製乱造という嫌いなまににしてもあつて、そうすると競争の条件が全然違つちやうわけです。私はせめて、主題に掲げた「自然公園の利用のための」というふうな言ふならば、生態系を大事にした前提で公的な責任もちゃんと担保できる事業団などがそういう仕事について取り組んでいくことがむしろ優先すべきだ。それでないか、どうも私たちが先祖から譲り受けてきた自然や生態系というものが破壊されてしまふ、そういう心配がありますので、この点についてぜひひとつ御配慮願ひたいと思つし、その関係を今私が申し上げたような形で受けとめていらっしゃるのかどうか、御答弁いただきたい。

○加藤(陸)政府委員 どうも私の答弁の仕方が非常にまずくて、御趣旨の核心のところをこれから申し上げるようなことになつて申しわけございませんが、まさに先生御指摘の点はそれとのおりに

なるかと存じますけれども、申し上げます。事業団事業でやる場合の方を先に申し上げておきますが、これは国立公園、国定公園の公園計画に基づいてやるものである。これはあらかじめ審議会の意見も聞いて決めるものでございます。それから、これは公園事業でございますので、自然公園法の規定に基づく規制と申しますか、ルールのもとに行われることは当然でございますし、環境庁所管の事業団でございますので、それはもうそういう前提で、そういう監督のもとにと申しますか、行われるものでございます。したがって、そこに行われる整備は、もちろんその自然環境にも合ひ、かつまたその利用にも適するといふものであることは当然でございます。

なお、リゾートの関係は、もちろんこれは国立公園区域の特別地域内の場合も外の場合もいろいろありますので一概には申し上げられませんが、やはり自然公園法のもとに適正に行われるという点は、これはもう当然なこととして前提とされておるわけでございます。

○岩垂委員 リゾート法案が通つてそれが具体的に着手されますと、今、加藤さんがおっしゃつた事業団の方はちゃんとこういう厳しい監督ができるけれども、みんな目が届くわけじゃないのですよ。そうしたら、それが結果的に自然破壊をもたすおそれというのは、できてしまつてからじゃなかなかチェックできないのです。だから、リゾート法案の方に環境庁がきちんと物を言うといふことが大事だが、それはいつても、できていく過程やできてしまつた結果について環境庁がどれだけ担保できるかといふは、残念ながら十分な対応はできないシステムにはなつていない。システムになつていても、人員が足りないとか態勢が十分でないとかといふことにならざるを得ないので。だから、その意味では、そういう仕事こそ事業団がきちんと責任を持つてやつていくべきだ。あえて私は言つておきたいのです。この点は答弁は要りません。しかし、これは明確に問題

がすぐ出てきます。これは指摘しておきたいと思はるのです。

それから、十八条の「臨時の業務」というところに関連して申しますと、例の工場移転用地の問題ですけれども、加藤さん、これは実は時代に逆行しているのですよ。五年後になくすというんでしょう。今金子さんのやりとりの中でございまして。環境白書は、都市の一点集中を排除しなければならぬと明確に指摘しているのです。それは、環境庁長官がいらるのであて申しますけれども、やはり地方への分散というのに取り組んできた行政上の、日本列島改造論を言っているんじゃないですよ、それを含めてかもしれませんが、やはり分散ということについて努力を積み重ねてきたわけです。にもかかわらずと深刻な事態が大都市圏で起こっているという指摘をおっしゃっていらつしやるのです。それなのにそういうことはやめていきますというのでしよう。これに一貫性がありますか、御答弁いただきたい。

○加藤(陸)政府委員 五年でという問題のこの号は、用地造成のみの分でございます。その限りでは確かに先生御指摘の問題はあるかと存じますが、実は現実的な面も含めてちよつと申し上げさせていただきますのでございます。土地だけの造成については確かに先生おっしゃるようならみがございますけれども、用地造成と建物の建設とあわせて実施するのが第一号業務でございますし、その区域が従来は公害の著しい地域の中心土での転換であつたわけでございます。スタートのときはまさにそれも大事なことであつたから当然なことであつたかと思はれますが、それを今回は二つ要件を緩めると申しますが、能力を上げております。つまり、公害の激しい地域から公害のない地域へ、拡散するわけでは決してございませぬが、そういう地域にまで持つていけるという新しい業務にしたわけでございます。それは土地と建物のセットでございますが、先生ただいま御指摘をいただいた問題には対応する部分ではないかと思はれて、あえてそれを申し添えさせていただきます。

だいたわけてございます。

(委員長退席、戸沢委員長代理着席)

○岩垂委員 私公害防止事業団の融資の関係でかかわりを調べてきたのですが、確かに利用者が少し減っているというところも聞きました。だから高度化資金でいいじゃないかという理屈もあるようです。ところが、御存じのように高度化資金というのは、利子は確かに安いですが、だけれども融資率は四分の三でしよう。地方自治体、最近土地の面では手当てをしなくなっているのですよ、傾向として。でもニーズはあるのです。ニーズがあるのにやめる。しかも環境白書が指摘したような趨勢に今日あるところから見ると、金子先生さつき、ではいまやめたいじゃないかというのには比喩として申し上げたのだが、五年で十分だろうか、もつと長期的な展望でこれらの仕事について環境庁がお手伝いをしていくという姿勢がむしろ必要ではないだろうか。十年とか二十年とかいうつもりはございませぬけれども、こういう仕事こそ事業団の非常に大きな役割として進める価値があることだと思ふのです。どうも余り必要のないものを、公健法だと東京湾横断橋だとか余り急がなくてもいいものはやめて、必要なものはやめていく、これが見直しだということになったとすると、ちよつと見直しの物差しが違ふのじやないだろうかと思はれますが、その点のようにお考えになつていらつしやるか。

○加藤(陸)政府委員 確かに、先生おっしゃいますような問題意識というのがあるかと存じます。ただ、将来のことはなかなか断言はできないかと思はれますが、全体傾向として、この公害防止事業団ができました昭和四十年のころからずつとやつてきておりますので、かつてのような工場移転用地の造成というのはいささか減つてきておられるのではないかなと思はれます。ただ、現在でも事業は現にございまして、だからこそ一定期間継続するわけでございます。そういう措置をとつております。しかし、最後に先生おっしゃいます

ように、突き詰めて申しますれば、やはり行政改革のためにある程度のスクラップをせんならぬのかなという点につきましては、そこは私ももつらな面でございますけれども、そういう思い切らざるを得ない面があることは確かでございます。

ただ、白書で書いておられますのと逆行する部分があるという点ではそのとおりかもしれないわけが、全く逆行しているという点ではございません。ございまして、先ほど申し上げましたように第一号業務の適用範囲をむしろ相当広げておるわけでございます。移れる場所を、むしろ従来の考え方が狭過ぎたということでございますので、その辺は御理解賜りたいと存じます。

○岩垂委員 答弁になつていられる部分となつていない部分とありますが、行革審、行革審とおっしゃるものだから、最終答申を私も覚えておりますけれども、例えば特殊法人等の一般の活性化方策として国の監督規制をできるだけ緩和するように求めてまいります。これも行革審の答申でございます。にもかかわらずこの事業団法に關する限りは監督官庁が複雑化してまいりました。監督官庁があつちもこつちも入るものになりました。これは行革審の最終答申にも逆らつていられるのじやないでしょうかとあえて私は言いたいのです。

労働組合の諸君に、私も具体的なケースでいろいろお話を伺いました。やはり雇用、将来に対するさまざまな不安がございます。この諸君はプロパーの諸君ですから、各官庁に戻るわけにはまいりません。出世するわけにもいきません。そういう意味では、その不安をどのように受けとめてそれに対応していくかが今や大きな問題点かと思ふのです。先ほど私、懇談会のことを申しました。先駆的な環境行政をやつていくことが答申になつていられるが、その部分で生かされた部分と生かされてない部分がある。そういうことを考えれば考へるほど、環境庁はこれだけ一段落ということではななくて、事業団のあるべき姿、環境保全行政のあるべき姿について事業団の担つていられる役割、こういうものを引き続いて検討をしていくことをぜひ私

はお願ひしたいと思ふのです。

これは大臣に最終的に御答弁をお願いしたいと思ふのですが、私がこの短い時間に二、三指摘をただけでもいろいろな問題が出てきました。それは、申しわけないけれども、行革という大きな枠の中に押し込められていく、そしてそれに対して抵抗する環境庁の姿勢をそれなりのいきさつの中で私は理解してまいります。にもかかわらず、今の環境行政が非常に重要なときを迎えた段階では、改めてこの問題を見直していき、あるいは再検討を加えていく必要があるのではないだろうかと思はれます。思はれますけれども、この点をお約束いただけま

すでしょうか。

○稲村國務大臣 先ほど来、岩垂先生の御意見を拝聴させていただきました。まさに教えられるところのみ多くて大臣としても大変考えさせられますが、環境庁の姿勢等がともすると消極的になりはしないかという警鐘を心にしながら、この法案を機に頑張つていきたいな、今こつこつと気持ちでいっばいでございませぬ。

(戸沢委員長代理退席、委員長着席)

○岩垂委員 なかなか答弁がでないのかもしれないが、では最低限、労使交渉に誠意を持って臨みながら、環境庁自身のねらつていられる気持と、事業団の経営の任に当たつていられる方々と労使関係をできるだけスムーズに、しかも相互理解の中で進めることができるように環境庁長官からも事業団当局に十分お伝え願つて、そして円満な労使関係をこの不安にこたえる意味でも進めていただきたいということを願ひしたいと思はれますが、いかがでしょうか。

○稲村國務大臣 適切な運営、管理、これを心がけ、労使関係に不安のないよう努めてまいりたいと思はれます。

○岩垂委員 事業団法については、まだ各党の委員の先生方も御質問いただくことになつていまして、この辺でやめますが、道路公団の理事がお見えになつていますから包括的にちよつとお尋ねをしておきたいと思はれます。

「東京湾横断道路環境影響評価準備書に対する意見」という神奈川県知事からの書類を受け取っておられると思うのですが、私も時間がございませんから細かくは申しませんが、この中に「工事に係るもの、設置、供用に係るもの」、それから「水質汚濁」などを含めて具体的に指摘をしております。「廃棄物」の問題もござります。それらについて誠意を持って県の指摘あるいは川崎市当局の、横浜も含まれていますが、指摘に対してこたえていくというお約束をできますか。

○窪津参考人 知事の意見が五月十六日に公団に提出されたばかりでございます。この知事の意見の内容につきましては、今御指摘ございましたように「大気汚染、騒音、振動、水質汚濁、地盤沈下、海域生物、廃棄物、景観、レクリエーション資源、安全」等についての意見が述べられております。

知事の意見の個々の項目につきましては、今後これらの意見に対する事業者、公団側の見解を含めて環境影響評価書を作成し、公告、縦覧することといたしております。事業の実施に当たりましては、ただいま御指摘ございましたが、神奈川県知事の意見の趣旨を十分に踏まえて、関係機関の連携、協力を得て適切な環境対策を講じ、環境への影響を最小限にとどめるよう努力してまいりたいと考えております。

○岩垂委員 神奈川県も川崎市もアセスメント条例があるのです。この事案というのは県、市のアセスメント条例に実は該当しないわけですね。国の要綱なんです。要綱と条例とはかなりの違いがござります。しかし、県民の立場から見るとそれを受けとめるのは一つでございます。そういう意味で県が指摘をし、その中には川崎や横浜なんかのいわば環境影響評価に対する一つの方向というものが出ていますからこれを守っていただきたい。当然のことだと私は思いますが、御答弁いただけますか。

○窪津参考人 評価書は要綱に基づいて作成することとされておりますのでそれに基づいて作成いたしますが、御趣旨、十分わきまをまわして努力を

してまいりたいと思っております。

○岩垂委員 きょう、本日は細かく一つ一つ指摘をしたかったのですが、その次に、「東京湾横断道路船舶航行調査報告書」、日本道路公団が去年、法案が成立した後、六十一年六月という年月日が入っておりますが、これを見て少々びっくりしたことがあるのです。というのは、アセスの中にはいわゆる航行安全という点については触れていない面もあるものですから、私はこの間半日かかって東京湾全部見てきました。それで、この中にも指摘してあるのですが、錨地の問題は基本的な問題で、このおかげで下へ潜ったのだからと思っております。それは私も指摘してきたことだと思いますけれども、それはそれとして、「横断道路による影響」の中で、例えば「横断道路計画線周辺海域には台風来襲時等荒天にあっての船舶の安全確保に必要な避泊地の一部となっている。横断道路の建設は、この避泊地を失うこととなる。また、横断道路が建設されれば、それによって周辺海域での避泊船舶も影響を受けることが予想される」というふうな文章がある。これは私は数字も挙げてもいいのですが、時間がございませぬので、この指摘にとどめます。

それから、海難に対する横断道路の影響の中に「①人工島や換気塔及び橋脚との衝突、航行中の船舶の衝突や強風等による漂流船舶の衝突等の発生のおそれがある。②周辺での船舶間の衝突、船舶交通流の変化や死角の発生により、特に川崎寄り水域では、私の選挙区でござりますが、「船舶間の衝突が増加するおそれがある。」あとたくさんござりますけれども、もう読みません。安全航行に対する大変な危険が警告されております。これはまた違った角度で私はいろいろな資料も調べさせていただいたのですが、こういう指摘よりもっと深刻な状態があると思うのです。これらに對してどうおこたえたいか、その作業の過程を御答弁いただきたい。

○窪津参考人 今先生御指摘のことが書かれておりますが、道路公団といたしましては、五十三年度から学識経験者及び関係団体の協力のもとに、東京湾横断道路海上交通安全調査委員会というものをつくりまして、現在も検討をいろいろとやっていたのであります。この中で対策の基本的な考え方は出ておりますが、避泊につきましても、なご検討を重ねていただきまして、この委員会の詳細かつ具体的な調査結果を踏まえつつ安全対策を講じてまいりたいと考えております。

○岩垂委員 そのような結論が出ない限りは着工には至らないというふうにご考えてよろしくござりますか、不安は依然としてあるわけでございます。

○窪津参考人 着工までには委員会の結論を得、対策を講じてから着工したいと考えております。

○岩垂委員 本日のことを申し上げて、いろいろ不安があるのです。きょうもいろいろ聞きたいことがあったのですが、時間がなくなりました。最後に、厚生省お見えでございますので、せつかく来ていただいて質問をしなければ申しわけないと思っております。一分か二分で結構でございますから委員各位の御理解をいただきたいと思っております。

廃棄物の問題は白書もかなり深刻に取り上げておられます。今どんな認識に立っているのか、国、地方公共団体を含めて積極的な対応が必要だということも感ずるわけですが、この点、それから、これは加藤さんにあえて御答弁をいただきたいのですが、事業団と廃棄物対策との関連というようになこともちょっと御答弁をいただきたいと思っております。それから、もしお願いができれば、私がかねてから取り上げてきたアセスメントの問題も御答弁がいただけたらありがたいと思っております。

○加藤説明員 まず、廃棄物でございます。廃棄物は、先生御案内のとおり一般廃棄物、産業廃棄物と大きく二つに分かれてござります。一般廃棄物で申しますと、市町村が主体になり

まして処理をいたしておるわけでございますけれども、最近では立派なアメニティー施設といったものを目指し、また運営に当たりましては、公害やあるいは付近住民に生活環境保全上の問題を起ささないように一生懸命やっておるわけでございます。個々の自治体では多少の問題はいろいろとあるわけでございますが、全体的に見て各界の御努力によりまして順調に進んでいるかというふうに見ております。

一方、産業廃棄物につきましては、白書でも御指摘いたしておりますけれども、まことに遺憾ながら不法投棄は後を絶たないという状況でございます。厚生省といたしましては、産業廃棄物対策を一層推進するというのが非常に大きな課題というふうにご心得しております。

それから、事業団との関係でございますが、事業団が産業廃棄物に大変融資をしてござります。六十一年度でいきますと、事業団が融資した額の中で約六割、たしか五七%ぐらいが産業廃棄物関係ということでございまして、私も前から見ますと公害防止事業団に非常にお世話になっておる。また事業団から見れば産業廃棄物関係は大きなお得意になっておる。こういう関係かと思っております。今後大阪湾やフェニックスのプロジェクトが進んでまいりますとますます事業団の融資に負うところが出てまいりますので、お互いに非常に補完し合う関係というふうにご考えております。

さらに事業団との関係でもう一点申し上げます。私も厚生省で浄化槽につきましても補助制度をつくっておりますが、事業団も新たに融資制度をやろうとしておられます。これもまた補完関係になろうかというふうにご考えております。それから、最後に、アセスメントについてお尋ねがあったかと思っておりますが、アセスメントにつきましては私も先生からたびたび指摘を受けて、それから特に横須賀におきます米軍基地からのアセスメント問題等御指摘いただきまして、強い御懸念の表明がございました。御指摘を受けまして早

速いいろいろと調査をし、その調査結果につきまして先生にも御報告申し上げているつもりでございますけれども、幸いにいたしまして環境汚染という問題は回避できたかというふうな思っております。ただし、アスベストは非常に有害な物質であることには間違いございませんので、厚生省といたしましては、引き続きこの問題について十分に調査をし、必要な関係自治体にも十分に注意を促していきたい、そんなふうな思っております。

○岩垂委員 最後に、環境庁長官は手持ちぶさたで座っているようですから御答弁をいただきたいと思うのですが、白書が出ました。特に今度の、この白書は一つに焦点を絞っています。そして、それは東京湾にもピンポイントが合っています。東京湾に対する埋立てなどを含めたさまざまなプランが各省庁で打ち上げられています。しかし、こんなものが実現していったら東京湾はなくなってしまう。そういう意味では環境庁がこれらの問題について対策を示すべきときが来ている、このように思いますが、とりわけ四全総などに白書の趣旨がどのように生かされていくのか、その辺について長官としてのお仕事あるいは御決意というものをこの際お尋ねしておきたいと思っております。

○稲村国務大臣 東京湾の開発問題につきましては、環境庁としてもこれは重大な関心を持っておりまして、環境の保全が十分図られますよう、今の御指摘を尊重して、頑張りたいと思っております。

○岩垂委員 以上で終わります。

○林委員 午後二時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後二時一分開議
○林委員 休憩前に引き続き会議を開きます。
公害防止事業団法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。春田重昭君。
○春田委員 今回の公害防止事業団法の改正に当

たりまして、事業団とかかわりのあります企業、特に中小企業でございしますが、また国民にとってどんなメリットがあるのか、まずこれをお答えいただきたいと思っております。

○加藤(陸)政府委員 お答え申し上げます。国民のメリットの問題でございます。
この事業団は、昭和四十年に設立されて以来産業公害対策としての助成措置を行って、その推進に寄与してきたところでございます。しかし、近年公害防止行政の主要課題が移行しつつございまして、産業公害対策に加えまして都市公害型、都市、生活公害とも申しましうか、新たな課題が生じてきており、これへの対応が急務となつてきておるといふペースがございまして、
今回の改正は、昨年六月の行革審答申を踏まえ、申し上げましたような公害防止行政の課題移行にも対応いたしました。事業団の業務の見直しを行うことを主眼とするものでございまして、これによりまして事業団の事業が、従来にも増して国民の健康の保護と、それから生活環境の維持改善に資するものと確信いたしております。

○春田委員 この公害防止事業団の今年度の事業費規模、さらに昨年度の事業費規模についてお答えいただきたいと思っております。

○加藤(陸)政府委員 六十一年度は総体で六百二十億、それから六十二年度は六百億を予定いたしております。

○春田委員 先ほど国民に対するメリットのお話でございました。しかし、この改正案を見ますと、デメリットも想定されるのではないかと思っております。業務内容を見ますと、今局長がおっしゃったように、確かにいわゆる事業対象範囲は広まった。しかし事業量はどうかといった場合心配な面がございます。例えば、新規需要が相当ふえてくる面がございますが、旧来の事業を廃止する方向も考えられております。すなわちスクラップ・アンド・ビルドでありまして、環境庁は特にビルドの方を強調されておりますけれども、その反面、どこまで新しい事業ができるかという不安な面も

多々あるわけでございます。スクラップする事業量が多くてビルドの事業量が少なくなつていけば、事業団の存在価値はだんだん薄れていき、まさしく次の行革審の中ではこの廃止の方向が出されることは間違いないと思っております。

今局長から御答弁があったように、六十二年度の事業費規模は総体で六百億、ところが昨年度におきましては六百二十億でございまして、二十億削減になつておられる。中身は、貸付事業が二十億削減しておられるわけですが、こういったことが六十二年以降も続くと思えば、おのずと公害防止事業団の存在価値が薄れていく、こういうことでございまして、せつかくの業務見直しは公害防止事業団としては結果的にマイナスになるのではないかとこの危惧もございまして、この点、局長並びに長官の御答弁をいただきたいと思っております。

○加藤(陸)政府委員 先生御指摘のとおり、事業費の推移になっております。ただ、先生御自身おっしゃっていただきましたように、それは融資の方の額でございまして、しかしこれは総体としての数字でございまして、今回新たにつけ加える事項もあわせまして、先生に御心配いただいたようなことのないように万全の努力をして進めてまいりたいと思っております。

○稲村国務大臣 今加藤局長の答弁のとおりであります。

○春田委員 私の質問の中で、これから新規業務ないし新規事業について先に先行き不透明な面があるか、これを指摘していきたいと思っております。その前に、スクラップの代表的なものが工場の集団移転用地の建設譲渡、これは先ほど同僚議員からの質問もありましたけれども、五年間で廃止する、こうなつております。その理由をひとつ明らかにしていただきたいたとも、最近の事業費実績を同じく示していただきたいた、こう思っております。

○加藤(陸)政府委員 お答え申し上げます。
まず事業費実績の方を先にお答え申し上げます。

昭和五十九年度では九億で百億でございます。億単位で申し上げます。六十年度は百二十五億でございます。それから六十一年度は百六十四億でございます。六十二年の事業、これは計画でございますけれども、百十億でございます。

理由でございますけれども、先ほど来申し上げますので要点のみにさせていただきます。けれども、今年三つのことを申し上げますが、実は過去二十年になんなんとする期間があるわけでございまして、その間、多少の変動はございますけれども、相当な量の事業実績を上げてきたものでございまして、現在の状況で見ますと、もちろん今申し上げましたとおり需要はまだまだございまして、成というところも行ってきたわけでございまして、
今後の問題、これは想定でございまして、しかも将来の事業量につきましては、事業団業務は受注方式でございまして確たる予測というのはなかなか難しい面もございまして、方向としては、これがそう次々と伸びていくという想定もまた難しいのではないかと。他方、午前中にも御答弁申し上げておりますので要点にいたしますが、新第一号業務で業務範囲を拡大し、また対応しやすいようなものを取り込んでございまして、この兼ね合いもございまして、対応はできるといふふうな考えておるわけでございまして、
最後に、一つ理由として申し上げておかなければなりません、行政改革という大きな方向というところもございまして、これを申し添えさせていただきます。

○春田委員 五十九年から六十一年の三カ年平均を見ましても、ただいま局長からお話があったように、大体百三十億円の事業費実績があるわけですが、こうした実績を見たとき、今後需要がなくなるとは思えない。局長の答弁でも需要はまだまだある、しかし先行きは不安面もある。そういった中で五年間といういわゆる期間がございまして、これで廃止するのは拙速過ぎるんじゃないか、こ

ういった見方もあるわけですよ。昨年においてもまだまたそういういった需要が、四百億の中で百六十五億もあるのです。そういう建設譲渡の中で、この五年間で、この法律改正の中で廃止するといふのはまことに拙速ではないか、私はこう思わざるを得ないわけです。これは長官、どう思いますか。

○稲村国務大臣 都市、生活型公害というように公害の変化もありますので、これに対応しますので、こういうこともやむを得ないかな、こういうふうに思います。

○春田委員 要するに、ビルドの方があるがゆえにスクラップも設けなきゃならない。それでこの事業が対象になったとなれば、事業量がありながら、あえて新しい事業をやるためにこれをカットしていくというのは乱暴なやり方ではないか、こう思わざるを得ないのです。

当局は御存じかもしれませんが、事業団の職員の大半は、この事業を遂行、実施することによって事務費としての収入が事業団の方に計上されています、これが円滑な運営につながっているのではありません、もし新しい事業が、当初環境庁が描いているような事業ができなかった場合、こういう職員の雇用に対しても大きな不安になってくるわけですね。そういった面でも五年間という推移がありますので、こういった五年間の推移の中を見ながら実情に見合う事業量は確保すべきである。こういったことで、環境庁としてもこの五年間の推移の中で廃止するんじゃないかと、十分見直し、検討があり得る、このようなことを私は腹に入れていただきたい、こう思っておるわけですが、どうでしょう。

○加藤(陸)政府委員 先生のおっしゃいますのは、まず事業団全体として職員の気持ちを踏まえておっしゃっておるわけですが、事業団全体としての確な事業量を確保するということが最大のポイントを置いてまいりたいと思います。それから、その具体的な方法といたしましては、新一年業務と申し上げますが、現在需要が残っ

ておると先生おっしゃったものはこの新一年業務の方に移行というところからかかっています、端的に申し上げまして、その対象にもなり得ると申し上げた方がいいかもしれませんが、という部分もございまして、そういう方法等十分活用しながら、不安などないように事業を確保するように、私も事業団も一体となって努力してまいりたいと思います。

○春田委員 次に、新規事業といたしまして、都市の大気汚染対策としての緑地の建設譲渡がございませぬ。先ほど同僚議員から質問がございまして、先ほど同僚議員から質問がございまして、その内容について簡潔に御説明を御説明申し上げます。

この業務は、行革審査申において新たな課題として冒頭に例示として掲げられて、大都市圏を中心とする窒素酸化物による大気汚染対策として行われたものでございませぬ。かつ、公健法の第一種地域に係る中審査で示されている健康被害防止事業として行われ、都市、生活型公害の態様の変化等を踏まえて、都市、生活型公害の都市大気汚染対策として緑地整備事業に取り組むことが緊急の要請であるということから新業務としてつけ加えられたものでございませぬ。

○春田委員 建設省おいては、御承知のとおり公害防止事業団の監督につきましては、役員及び職員、財務等に関しまして環境庁長官が監督されるわけであり、今後の業務の執行につきましては、それぞれの業務に係る事業を所管する大臣が監督するという形になっております。新しいこの三号業務につきましては、都市公園となるべき緑地を整備するというものでござい

ますので、建設大臣がその業務の執行を監督するというふうにご考慮をお願いいたします。なお、改正後の公健法による基金の助成等にあわせ公園事業として事業の執行を図ってまいりたい、かように考えておる次第でございます。○春田委員 環境庁にお伺い申し上げます、この事業費の財源につきましてはどうお考えになっておりますか。○加藤(陸)政府委員 この緑地関係の新規につけ加えます事業の財源につきましては、まず財投資金それから都市公園の補助、それと基金の助成金をあわせて財源とすることを考えております。○春田委員 とらうで今年度の事業費は幾らなんですか。○加藤(陸)政府委員 今年度、六十二年度は事業費を見込む段階には立ち至っておりません。○春田委員 その理由を明らかにしてください。○加藤(陸)政府委員 先生御承知のところでございますが、この種の事業は計画をし、それから自治体の要望を受け、どういう形かというようなどころを事前に準備と申しますが、これが相当期間をどうしても要するものでございませぬ。現在御審議いただいております法案のもとにして、六十二年で直ちに実施に移るといふところまでは立ち至らないものでございませぬ。

○春田委員 どうもその理由がはっきりしないわけですが、私には、この問題につきましては、先ほどいわれる財源にかかわってくるんじゃないか。一つは財投からの資金であるし、二番目は建設省の補助金である。三番目がいわゆる公健法の改正に絡む予防協会からの基金、この基金の運営費の中から要するに財源が出てくる。どうもこの三番目の公健法の改正に絡んでこの事業が執行できないのではないか、そう疑っているわけでございますけれども、どうでしょう。○加藤(陸)政府委員 そのような理由で今年度事業を計画しないかと思っておりますが、なお将来に向

かってもそのようなことはございませぬ。○春田委員 先ほど同僚議員の質問の中では、たとえ公健法が改正されなくとも財投や建設省の補助金の財源の中で法律上は執行ができる、実施ができる、局長は御答弁いただきましたけれども、この問題について再度ひとつ御答弁いただきたいと思っております。

○加藤(陸)政府委員 この事業は、法律的には必ずしも助成金がなくても新規事業の実施は可能であるということも申し上げましたが、本事業の性格上助成金がぜひ必要であると考えております。○春田委員 六十三年以降の事業量は大体どれくらいと想定されているのですか。○加藤(陸)政府委員 六十三年度の事業計画につきましては、予算の編成過程で地方公共団体の意見を聞きながらつくり上げてまいりましたので、その段階で十分検討していかなければならないものでございませぬ。どれくらいかというのは今ちょっと正確に申し上げるわけにはまいらぬ状況のものでございませぬ。

○春田委員 この一つをとってみても環境庁の弱い姿勢なんですよ。だから、スクラップの事業量はほとんどなくて、新しい事業がそんないまいいな答弁で何ができるといふのですよ。スクラップ・アンド・ビルドが原則であるならば、新しい業務そのものも熱意を持ってやっていかなければならぬんじゃないですか。新しい事業量の確保を一生懸命やります。頑張りますと言いつつ、そんな奥歯に物が挟まったような言い方で何でこの事業ができませんか。うたい文句だけは緑地の建設譲渡をやりますと言いつつ、中身は全然ないんじゃないですか。何か建設省に遠慮しているのですか。

○加藤(陸)政府委員 この緑地関係の業務についてだけのお話に限らず、全体でももちろんいろいろな確保は考えるわけですが、この部分だけに限りましては先生そういう御指摘をなさり、御心配をいただいておりますが、私にたいしは御答弁申し上げておりますが、熱意がなくてはならないことは御理解いただきたい

と思います。熱意は十分持っておりますし、また建設省とも十分事前、それから問題になった時点でいずれも緊密な連絡をとりながらやっております。所存でございます。この数字を具体的に今申し上げるような状況にないというのを申し上げておるわけでございますので、その点は先生御指摘の趣旨に沿って、確保については十分な熱意と努力と、またそれを担保するような頑張りをしたいと思っております。

○春田委員 法律上は執行できるけれども性格上は執行できない、長官、これはどういうことなんでしょうか。

○加藤(陸)政府委員 ちよつと私の申し上げ方で誤解をいただいたのかもしれないが、性格上執行できないということではございません。それをあわせて実施していきたいということをお願いするわけでございますので、性格上できないということではもちろんございません。

○春田委員 建設省にお伺いしますけれども、建設省はこの点についてはどうお考えになつていますか。

○坂本説明員 お答えいたします。

新しい三号業務であります。先ほどの答弁と同じ内容になるかと思いますが、法律的には基金からの助成がなくても行える仕組みになっておる次第でございます。しかし本事業の性格上、建設省といたしましては、一定の基準に沿った基金の助成金の交付というものを前提として事業の実施を考えてまいりたいというふうに考えております。

○春田委員 そうしたら、建設省にお伺いしますけれども、公健法の改正がなされない限りこの緑地建設法につきましても環境庁、いわゆる事業団が執行することはできない、こう見ていいのですか。建設省に聞いたんだと、建設省に環境庁に聞いたんじゃない。

○坂本説明員 お答えいたします。

この業務のこのような仕組みの考え方に沿いますか方針につきましては、環境庁のお考えに沿い

まして仕組んでおるものでございまして、詳しいといえますか、具体的なことは環境庁の方からお答えさせていただきますかと思っております。

○春田委員 建設省が言ったじゃないですか、建設省の立場は自分のところの大臣が主務大臣であると言ったじゃないですか。したがって、建設省の公園緑地、今年度においても大体八百億くらいあるでしょう。その中の一部で環境庁がこの事業を執行するわけでしょうか。事業団の執行そのものは環境庁が監督するけれども、公園緑地そのものにつきましては、認めるかどうかにつきましては建設省がオーケーを出すか合意するかどうかによつて決まるわけであつて、もし公健法の改正がなかつた場合は建設省は認めない、そういう約束事があつたらこれはできないじゃないですか、それを聞いていますか。

○加藤(陸)政府委員 私の方から御答弁申し上げますが、環境庁といたしましては、この新事業の実施がまず肝要であるということも申し上げるまでもないと思つておるわけでございます。実効性を確保するための方策はさらに検討してまいらなければならぬと思つていますが、建設省とも十分連絡をとりながら前向きに実行できるように検討してまいります。

○春田委員 要するに環境庁の局長の熱意といえますか、環境庁がこれをやりたい、それはわかりませんが、しかし建設省が、公健法が改正されない限り、基金の一部が財源にならない限り建設省の補助は出しませんよと言われたらこれはできないわけですか。だからその辺の、環境庁のやりたいというあれがあるけれども、主務大臣は建設省なんですから、建設省の公園緑地の財源の中から一部をこの事業団にやらせるのですから、あくまでも権限は建設省が持っているのですか。この点を聞いていますか。大臣どうですか。

○稲村國務大臣 この緑地建設事業につきましては、建設省と連携をとりまして総合的、積極的に推進し、基金の助成はぜひとも必要でございますので、何分とも公健法の早期成立をどうしてもお

願いたい、こう思います。

○春田委員 何かそんな取引がされているやに聞こえてくるんですよ。私はそれはやはり環境庁の本来の姿勢ではない、こう思うのです。これ以上追及しても非常に苦しい御答弁でございますので、主張だけしておきますけれども、公健法の改正に伴う基金の助成がなくなると、この緑地建設につきましても環境庁独自で執行できるようにひとつ御努力をいただきたい、こう思つておるわけでございます。

なお先日、国立公害研究所の報告の中では、窒素酸化物などの大気汚染物質が植物に吸収され浄化されることが明らかになっております。街路樹では、常緑樹よりも落葉樹の方が浄化能力が高いことが確認されているのです。私はこのことを踏まえながら、今回の緑地建設に当たりましては、ポプラ、ケヤキ等の落葉樹を中心としながら、大気汚染に効果的なそういった樹種を提案するわけでございますけれども、これも同じく御答弁をいただきたいと思つております。

○長谷川(憲)政府委員 お答えいたします。

植物におきます大気浄化能力につきましては、国立公害研究所におきまして、五十七年から植物の大気環境浄化機能に関する研究を行ったところでございます。その結果を本年四月に今先生からお話しございましたような形で発表したところでございます。環境庁といたしましては、こうした研究成果を踏まえまして、大気汚染の問題を有する地域において植樹を積極的に進めることが大事であるというぐあいにお考えしております。ございまして、どのように緑化を進めるかということにつきましても、今年度の予算におきましてそのための研究調査を進めまして、緑化植樹の指針を作成することといたしております。ございまして、それからまた、ただいま御議論いただいておりますところでございますけれども、公害防止事業団の一部改正案におきまして、大気汚染浄化能力を有する緑地としての都市公園の整備を新たな業務とすることでぜひやっていたいただきたいというぐあ

いに思つておるところでございます。いずれにいたしましても、環境庁といたしましては、このように植樹を有効に活用する等のことを行いまして、大気汚染の防止に努めてまいりたいというぐあいに考えておるところでございます。

○春田委員 次に、同じく新規業務として、生活雑排水に対する合併浄化槽の問題についてお伺いします。

これは融資、貸し付けの制度でございますが、今年度の予算はどれくらい見ているのか、それによる貸付件数はどれくらい当て込んでいるのか、お答えいただきたいと思つております。

○加藤(陸)政府委員 この事業は、先生おっしゃいましたが、生活雑排水対策、新しいテーマでございます。これに対応するというところで行うものでございまして、例えば琵琶湖とか霞ヶ浦とかいゆる指定湖沼というのがございまして、その周辺地域あるいは東京湾、伊勢湾、瀬戸内海といった水質の総量規制地域、それから公害防止計画地域におきまして、合併浄化槽を設置する者に対する貸し付けを行う第三セクターに対して所要の資金の貸し付けを行うものでございます。

六十二年度予算におきましては、事業団の貸付枠の総枠二百億の中に五億を積算計上いたしております。したがって、金額はそれの中でございまして、いろいろな変動の可能性があるわけでございます。それから件数は、ちよつと今の時点でどれだけその中で件数として上がるのかというのには明確にはお答えできない性格のものでございます。

○春田委員 貸し付けの利率はどれくらいを考

えているのですか。
○加藤(陸)政府委員 貸付条件の重要なポイントの一つでございます利率の問題でございます。実はこれはこの類似の貸し付けの制度がほかにもございまして、それらとの対比も考えながら今後調整をしていくところでございまして、今何%と決めつけておるわけではございません。
○春田委員 民間の金融機関は、長期プライム

レートが五%台から四%台になるというような話も出ています。ごさいですが、事業団の貸し付けにつきましては当然これ以下になる、そう考えたいです。

○加藤(陸)政府委員 先生のおっしゃる趣旨のとおりでございまして、公害防止施設でございまして、財投金利よりは低くということで考えてまいりたいと思っております。

○春田委員 厚生省の方にお伺いします。

従来この合併浄化槽につきましては、浄化槽法に基づきまして厚生省が中心となって現在まで進めているわけでございまして、厚生省としてこの助成にはいかなるやり方といたしまして、厚生省としての助成につきましてお答えいただきたいと思っております。

○加藤説明員 厚生省といたしましては、生活排水につきまして、古くはし尿処理施設とか地域し尿処理施設とか、そういったものに補助金を出してまいりました。けれども、五十九年度からは生活排水だけを対象といたしまして生活排水処理施設、そして今度の六十二年度予算で、つい先ほどお認めいただきました予算で、合併浄化槽に対しまして補助する制度をつくったわけでございまして。

この制度は、生活排水による水質汚濁防止に効果が大きい合併浄化槽に対しまして、その設置の補助を行っております。市町村に対する補助ということとございまして、補助率は、他のし尿関係と同様三分の一ということにいたしております。

どういふ地域に補助するかにつきましては、補助の細目を決めます要綱を今策定中でございまして、確定することはちょっと申し上げられませんが、考え方を申し上げますと、一応下水道整備との調整を図るといふ観点から、下水道の事業計画の認可を受けている地域は除きますけれども、その一方で生活排水対策を進めるといふ観点から、例えば湖沼水質保全特別措置法の規定いたします指定地域でありまして、あるいは水道水源の流域でありますとか、あるいは水質汚濁の著

しい閉鎖性水域の流域でありますとか、あるいは都市内中小河川の流域、さらには自然公園等すぐれた自然環境を有する地域、そういった地域を対象に補助をしたいというふうに思っております。ただ、先ほど申しましたように、詳細は今検討しているところでございまして。

○春田委員 厚生省は補助であり、環境庁は融資貸し付けです。これを見ても環境庁の方がハンディがあるように思わざるを得ないので、加藤局長からは、一つは指定湖沼の周辺、二番目は東京湾や瀬戸内等の総量規制の地域、それから公害防止の地域、三点が御説明がございました。厚生省も今御説明がございましたね、まだはっきり決まっておりますけれども、環境庁が三地域を大体的にやっております。環境庁が三地域を大体的にやっております。環境庁が三地域を大体的にやっております。環境庁が三地域を大体的にやっております。

○加藤説明員 厚生省の方は、先ほど申し上げましたように、まず市町村が合併浄化槽に対して助成している、そういう事実がなければ私どもの補助制度は生きてまいりません。ではそういうところが今あるかと申し上げます。現在時点で申し上げますと、地域は、山形県の山形市、茨城県の地域、栃木県の足利、千葉県の千葉市、東京都の多摩川流域、あるいは神奈川県、秦野、静岡県、富士川、滋賀県下、神奈川県の秦川町、それから長崎県の大村湾流域等、ただいま現在でございまして、そういうところで現実においてございまして、補助を得たいという申請があれば、先ほど申し上げましたような条件に合致しておれば補助したいと思っております。

実は厚生省の今回のこの補助制度、全くの新規でございまして、他の地域でも非常に関心を持って、これ以外の地域でも同様の助成制度を考えているところもいろいろございまして、地域が拡大していくかと思っております。先ほど申し上げましたように、補助の要綱は現在検討中でございまして、それも見ながら、それから自治体のこういった動きをよく見ながら補助していきたいと思っております。

○春田委員 今の答弁、先ほどの答弁からしまして、合併浄化槽が設置できる区域というのは指定湖沼も入っておりますし、さらに総量規制の地域も入っております。これは環境庁もやりまされども、環境庁は先ほど言ったように融資でございまして、返済しなければならぬわけですね。厚生省の場合には補助でございましてから返す必要がない。そういった面で、こういったダブルの地域です。環境庁と厚生省が融資の対象にできる地域につきましては、当然これは両方ともできると思っております。補助金でございましてから厚生省の方に申請者としては申し込む。環境庁の融資の方につきましては、原簿に申請したからもう申し込まないという形になっていくのではないかと。となれば、環境庁が考えているほどの件数があるのか、需要があるのか、こういう問題になってくるわけがあります。さてどんなお答えになりますか。

○加藤(陸)政府委員 確かに補助金と融資という場合に、金額にもよるわけでございますけれども、何となく補助金の方が有利ではないかという印象を持たれるケースもございまして、先生おっしゃるほど必ずそうなるというようなことではないと存じますが、ある程度競争する場合にはその問題を生ずるかとは存じます。しかし、これはある団体をまとめて融資をする形をとっておりますので、その辺の、集団といえますかまとまりでいく場合には個々のケースの補助金とまた違いますが、いい面、つまりまとめて一緒に世話をしてくれたいという面もございまして、必ずしもそうではないと思っておりますが、なかなか難しい、努力を要する問題であることは考えなければならぬと思っておりますので、頑張らなければならぬと思っております。

○春田委員 これも絵にかいたもちにならないようにひとつ積極的に対応していただきたいと思っております。さらに産業公害防止の融資につきましては、合併浄化槽とともに市街地の土壌汚染防止等の融資がございまして、さらに先ほど同僚議員も質問がございましたけれども、懇談会の提言の中では、有害物質の処理事業として産業廃棄物の対策も必要である、こういうような提言があったと思っております。ところが今回の改正案にそれが出ています。ところが今回の改正案にそれが抜けているわけですね。産業廃棄物につきましては厚生省が中心になって今までのいろいろな対応を図っております。現場の対応というのは、ほとんど民間の業者や地方自治体に任せられているのが実態ではないかと思っております。産業の発展とともに年々排出量が増えていくわけですね。その割には処分地が少ない、不法投棄が起る、こういった悪循環になっておるわけですね。ですから、厚生省としてもこの問題につきましまして、地方自治体や民間団体に任せただけではなくて、今こそ国が乗り出すべきではないか、私はこう思っておりますが、どうでしょうか。

○加藤説明員 先生御指摘のとおり産業廃棄物、いろいろと問題を抱えてございまして、私どももいろいろと観点で努力をいたしておるつもりでございます。申し上げますと、公害防止事業団との関係で申し上げますと、例えば私ども厚生省で廃棄物担当課長会議とか、そういった席がございまして、こういうところに公害防止事業団の御担当の方に来ていただきまして、公害防止事業団がやっております。融資制度とかそういうものにつきまして十分説明する機会を設けておりました。それによりまして公害防止事業団の中におきます産業廃棄物の融資の割合がかなり増大をいたしておるわけでございます。

○春田委員 これも絵にかいたもちにならないようにひとつ積極的に対応していただきたいと思っております。さらに産業公害防止の融資につきましては、合併浄化槽とともに市街地の土壌汚染防止等の融資がございまして、さらに先ほど同僚議員も質問がございましたけれども、懇談会の提言の中では、有害物質の処理事業として産業廃棄物の対策も必要である、こういうような提言があったと思っております。ところが今回の改正案にそれが抜けているわけですね。産業廃棄物につきましては厚生省が中心になって今までのいろいろな対応を図っております。現場の対応というのは、ほとんど民間の業者や地方自治体に任せられているのが実態ではないかと思っております。産業の発展とともに年々排出量が増えていくわけですね。その割には処分地が少ない、不法投棄が起る、こういった悪循環になっておるわけですね。ですから、厚生省としてもこの問題につきましまして、地方自治体や民間団体に任せただけではなくて、今こそ国が乗り出すべきではないか、私はこう思っておりますが、どうでしょうか。

○加藤説明員 先生御指摘のとおり産業廃棄物、いろいろと問題を抱えてございまして、私どももいろいろと観点で努力をいたしておるつもりでございます。申し上げますと、公害防止事業団との関係で申し上げますと、例えば私ども厚生省で廃棄物担当課長会議とか、そういった席がございまして、こういうところに公害防止事業団の御担当の方に来ていただきまして、公害防止事業団がやっております。融資制度とかそういうものにつきまして十分説明する機会を設けておりました。それによりまして公害防止事業団の中におきます産業廃棄物の融資の割合がかなり増大をいたしておるわけでございます。

○春田委員 これも絵にかいたもちにならないようにひとつ積極的に対応していただきたいと思っております。さらに産業公害防止の融資につきましては、合併浄化槽とともに市街地の土壌汚染防止等の融資がございまして、さらに先ほど同僚議員も質問がございましたけれども、懇談会の提言の中では、有害物質の処理事業として産業廃棄物の対策も必要である、こういうような提言があったと思っております。ところが今回の改正案にそれが抜けているわけですね。産業廃棄物につきましては厚生省が中心になって今までのいろいろな対応を図っております。現場の対応というのは、ほとんど民間の業者や地方自治体に任せられているのが実態ではないかと思っております。産業の発展とともに年々排出量が増えていくわけですね。その割には処分地が少ない、不法投棄が起る、こういった悪循環になっておるわけですね。ですから、厚生省としてもこの問題につきましまして、地方自治体や民間団体に任せただけではなくて、今こそ国が乗り出すべきではないか、私はこう思っておりますが、どうでしょうか。

て、昭和六十一年度では五八%、約六割近くが産廃で占める、こういうことでございます。そういう意味で、公害防止事業団が産業廃棄物処理対策にいろいろな意味で貢献をしてくださっておるといふふうに思っております。

ただ、産廃物処理のうち特に産業廃棄物につきましては、いわゆるPPPという観点から事業者処理ということが原則になってございます。産廃物処理法三条で排出者の責任ということになってございますので、一般廃棄物のように直接補助金を出すが、これはなかなかできかねるわけでございますが、こういう融資制度とかそういうものを活用していただく。それから、場合によっては地方公共団体が、いわゆる公共関与と称しまして産廃も処理ができるような、公社とかそういう一種の第三セクターでございしますが、そういうものをつくらせて、産廃処理も地方公共団体が一部関与してやっていく、こういう制度も活用させていきたいと思います。

○春田委員 環境庁の方にお伺いしますけれども、従来、産業廃棄物につきましては融資制度を行っていたわけですが、さらには一歩踏み込んで、いわゆる建設費も含めて、公害防止事業団が新しく業務を拡大するわけですから、そういった懇談会の提言も踏まえて事業団として積極的に活用すべきでなからうか、今後の検討課題として扱っていただきたい、こう私は要望しておきますが、どうでしょうか。

○加藤(陸)政府委員 産業廃棄物処理施設につきましては、先生お話しございましたとおり、貸し付けで対応をされてきたところでございます。ただいま将来の問題ということでございまして、たまたまお話がございました。この産業廃棄物処理施設の整備の問題は、特に用地取得とか跡地利用等も含めまして今後の公害防止行政の重要な課題になると考えております。費用負担とか他機関との関係なども含めて、また厚生省と協議しつつ今後とも検討してまいりたいと思っております。

○春田委員 さらに新規業務として、国立・国定

公園利用適正化事業に係る建設費、これがございまして、今年度の事業費はどれくらいなのか。さらに、建設費だけではなくて、いわゆる融資制度についてはどうお考えになっておられるのか。さらに、民間へ建設費渡す場合のいわゆる金利についてはどのようにお考えになっておられるのか、あわせて御答弁いただきたいと思っております。

○加藤(陸)政府委員 事業費予定としては、新年度十億を予定いたしております。それから建設費渡す事業に限らないで融資というお話もございましたが、この事業の本旨が国立・国定公園内の特別な地域の利用の適正化を図る、公害防止のために利用の適正化を図るといふ趣旨から始まっておりまして、ございまして、建設費、つくる事業を適正に行うということが眼目でございますので、それを中心に仕組んでおるものでございます。

○春田委員 一部この問題につきましては報道されているのですけれども、検討の段階では、環境庁は当初この事業については相当期待を込めていたみたいでございまして、建設費について大体百二十億くらい、融資につきまして八十億、合計二百億くらい、融資に充てられた大規模な事業を考えたいたやにも報道されているわけでございますが、今局長の答弁ではわずか十億円でございまして、十億円でどんなロジックが、どんなホテルが、どんなスキー場が、どんな公害防止施設ができるかという疑問があるのです。本当に先ほどの問題とともに新規業務で、うたい文句は非常にいいのですけれども、中身については極めて内容に乏しい事業と言わざるを得ない。いろいろな各省等との折衝段階で環境庁なりに御努力されたと思えますけれども、建設省や他の省の言いに屈せざるを得なかったという面もあるかもしれません。どうも新規事業としては、当初環境庁が描いていたような線からいって大きく後退していると言わざるを得ないわけでありまして、先ほど質問がありました、どんな地域にどんな形で考えているのだということまで話がございまして、非常に

難しいやの答弁もあつたのですが、果たして本当に環境庁が描いているそういった事業になっているのかどうか、この辺も危惧があるのですが、どうでしょうか。

○加藤(陸)政府委員 この事業は何分にも新しく始めるという問題でございます。先生のお話にもございましたが、私もどうしても希望といたしますが、ぜひそういうふうにしていきたいという気持ちの点では相当大きな気持ちを持っておられるわけでございます。現在でもそうしたいなという気持ちは持っております。何分にも計画に上げ、予定に上げるといふことは、これはそうそう希望だけではないでございまして、非常に慎重にかつ着実に準備を、やっていくものでございまして、お認めいただけて始めていきたいと思います。もう急ぎにぎつと事業量が一遍にふえていくというわけではございませんが、着実に積み上げていけば、何年か経つるものでございまして、頑張ってまいりたいと思っております。

それから実は可能な地域としては相当な数が、先生も御承知でございますが、国立公園、国定公園の公園事業の計画というのは相当大きなものがございます。ただ、それがすべて適地というわけにはまいらぬのはまた御承知でございますが、可能性というものはございまして、関係者と十分協力しながら、ぜひ事業量が確保できるように努力してまいりたいと思っております。

○春田委員 確かに公園計画はたくさん上がっておりますけれども、事業費十億円で何ができるか、どれだけの地域ができるかという疑問があるので、時間をございませんで要望だけしておきますけれども、金利の問題でございます。建設省が今回国会を出しておりますゾート法につきましては税上の恩典、特典があるわけですが、ところが今回の環境庁のこの事業につきましてはそういう税上の特典がないので、そういう面でも借りやすいような条件に今後とも努力していただきたい

い。さらに、従来自然公園内の建設につきましては、環境庁は厳しく規制する立場にあった。それが今後こういった事業分野に拡大していくわけでございますから、当然環境破壊、自然破壊という問題は、環境庁がやるのですから、思っていますけれども、そういう批判がないように、また、これに着手することによって環境行政が後退しないように強く要望しておきたいと思っております。

最後に申し上げますけれども、長官に御所見をお伺いしたいと思います。今回の改正案を見ると、限られた時間内の質問でございますが、国民の要求に十分にこたえるような案にはなっていない。一歩前進か半歩前進、そういった面はありますけれども、十分になっていない。例えばスクラップ・アンド・ビルドの原則からいっても、スクラップの量が非常に大きい。ビルドの量というものはやってみなかつたら、実施してみなかつたらわからないという非常に先行き不透明な面がある。各省等々の合意といいますが、そういった問題もございまして、環境庁が描いているそういった事業ができるかどうかという点に非常に私は疑念を抱くわけですが、二番目といたしましては、当初予定されておりました、今言った産業廃棄物対策、また、先端産業によりまして化学物質等の対策等が新規事業として盛られていない、こういった問題等もございまして、さらに、こういった事業量の縮小そのものが事業団に働く職員の雇用不安、労働条件の悪化につながるという点も懸念される一因となつてくるわけでございます。そういったことで、今後こうした問題につきまして環境庁としては本当に熱意を持って努力していかなくては、質問の前に申し上げましたように、結果的にマイナスになつていくのではないかと、私を私は心配するわけでございますので、その点長官の御所見をお伺いしたい、こう思っているわけですが、

○稲村國務大臣 春田先生の本当に熱意あふれる

御意見を拝聴させていただきまして、環境庁とい
たじまして、今後とも環境行政の一翼を担うこ
の事業団が、今回の業務見直しによって新規事業
を推進することにより、国民の健康の保護と生活
環境の改善に一層資することとなるよう努力して
まいる所存でございます。

○春田委員 あと二分ございますので、長官、こ
れは通告しておりませんでしたが、知床、こ
の伐採の問題、これは長官も現地へ行かれました、
自然保護団体の皆さん方の御意見等も相当聞かれ
たわけでございます。結果的に地方選のさなかに
強行伐採したということで大きな問題になったわ
けでございますけれども、地元的首長選が行われ
まして、反対派の町長さん、午来さんでございま
すか、あの方が当選したわけでございますが、あ
の町長さんとお会いなされたのか、また、お会い
になっていなかったならば、今後ともこの問題に
つきまいてお会いなさる気持ちがあるのかどう
か、お伺いしたいと思っております。

○稲村国務大臣 私も昨春秋、知床へ足を運びま
して、知床のかけがえのない原生林のとうとさを
教えられました。今度の新町長とはそのときにお
目にかかったままでございますが、間接的には新
聞等を通じていろいろ意見も聞かせていただきま
した。今後とも機会があればまたお目にかかり、
意見等を拝聴したいと思っております。

○春田委員 終わります。
○林委員長 滝沢幸助君。
○滝沢委員 委員長、御苦労さまで、長官以下政府
委員の皆さん、御苦労さまで。

ところで長官、国会というのはおかしなところ
でございます、一つの議案が出てまいりますね。
ところが出てくる前から各政党が賛成、反対ほと
んど決まっています。そして審議を繰り返している
うちに、最初賛成だった者がどうもこれはおかし
いと反対に回る、あるいは最初反対のニュアンス
であった者が、いろいろと審議を尽くしているう
ちに提案者の気持ちが変わって賛成に回るとい
うようなことがあるならば大変実のある審議と言え

と思うのですが、そういう意味で、私は、国会と
いうのは非常に時間と金をかけるのがむだとい
うのかたくなな機構と思っております。

それはそれといたしまして、きょうはこの法案
につきまして大変誠意のある御説明をいただきま
して、私が賛成を申し上げることができるとい
う御説明をちょうだいしたい、こう思うのです。

というのは、私はこの事業団が必要なんだ
ろうということが積極的にわからぬのです。そこ
で、行政改革の審議会からお願いしているわけ
であります、行革の答申を拝見してみますと、
今までも別にもまた一つの仕事をみつけないさ
い、そうすれば残してやるけれどもというよう
な意味だろうと思っております。そこで、今回のこの
提案を行革の審議会が見られて満足していただ
けるのかどうか。そして、ついでに一緒に伺
いしますが、政府全体の行政改革のあり方につ
いて行革は満足しているのかどうか。

私の見るところ、例えばあの売上税の提案です
よ。売上税を提案なさる前に、なぜ総理大臣のひ
ざ元の総理大臣官邸から行革をきちんとして節減
を大いにやりませんか。それを各省庁とも徹底的
にやった後になおかつ税金が足りぬというなら
ば、ちゃんと増税でございますということをはっ
きり正直におっしゃって、これは売上税でも買
上げ税でもいい、名前にこだわらないうけい、
そういう御提案をされれば、国民も各政党も欣然
としてこれに賛成できたんじやないかな、こうい
うように私は思うのですから、この件につきま
して以上申し上げましたこと、やや多岐にわた
りますが、長官と行革審から見えていただいで
おります。御答申をちょうだいしたいと思
います。

○菊地説明員 行革審答申の指摘の内容について
どう思うかということだと思いますが、行革審で
は大きく言って二点指摘していると思っております。

一つは、事業団の仕事の内容につきまして、時
代の変化に即応して見直しを行い、既存の業務に
ついて撤退すべきものは撤退し、それから新たな

業務についてやるべきものについては追加する、
こういう趣旨であると理解しております。

○滝沢委員 それはわかっております。答弁にな
ておらぬ。内容を聞いていられるんじゃない。皆さん
が出された答申の内容は十分わかっているわけ
だ。この提案はそのあなたの趣旨を十分に踏ま
えているか、そして政府全体の行革の姿勢はどうか、
こう言っているのですよ。何を答申したかと聞
いているんじゃない。

○菊地説明員 重ねて御質問にお答えします。
行革審答申を受けまして、政府としては、昨年
の予算編成過程でその答申に即しているかどうか
を十分吟味しまして、環境庁、総務庁それから大
蔵省も含めまして議論を尽くした上で行革審の答
申に即したものであるという形をとって予算を編
成し、今回の法提案に至っている、こういうふう
に理解しております。

○滝沢委員 長官の御意見を承る前に申し上げま
すけれども、あなた、同じ政府だからだめなのね。
そうならば、いずれ機会を見て行革審の会長さん
にお出まし願って聞くほかありませんよ。つまり、
あなたの立場は政府側だからそうなんだね。政府
として、全体としてどうだと何度言ってもそれも
あなた言わぬでしよう。きょうは行革のお答えは
まことに残念、後で会長さんにお出まし願って承
りたいと思っております。

あと、長官、いかがでしょうか。
○稲村国務大臣 今回の業務見直しによりまし
て、環境行政の一翼を担うこの事業団が新規事業
を推進するに当たりまして、国民の健康の保護と
生活環境の改善に一層資することになりますよ
う努めてまいりたい、こういう決意でございます。

○滝沢委員 ところで、この事業団の組織、機構
等についてこの前資料の提出を求めましたこと
ろ、ちょうだいいたしました。拝見しますと、一
番頂点の理事長さんが環境庁の元次官さん、そ
して理事さんは厚生省の局長さん、そして国税庁の
不服審判所の所長さん、あるいはまたというよう
なことになっておりまして、消防大学の教頭さん

もいらっしやいます。これは監事さんですか、こ
ういうことでありますが、この事業団がされてい
るような仕事をむしろどうして建設省がきちん
とやらぬのか。建設省にやらせれば自然破壊や、
あるいはまたそういうおそれもあるというなら
ば、それをきちんと環境庁が監督ないしは助言を
したらいいのでありませんか。なぜこういう団
体をつくってやらなくちゃならないのか。私は、
むしろ官庁みずからがやる、あるいはまた民間に
させる、これが本当だと思うのですよ。私に言わ
せれば一種の行革逃れ、模様がえすることによ
って行革逃れ、むしろ行革もなれ合いになって、事
業団等を一切なくしろとは言えない、そこで
ちよつと模様を変えようや、国民の方の批判がひ
どいぞというふうなことで、ああわかりました、
ではこの程度変えますよというふうなことに国民
の側から見ると見えますよ。

そしてなぜ天下るんですか。こういうお偉い
方々がなさらなかつたていい。もつと民間の頭脳
と技術と知識と資本を導入したらいじやないで
すか。どうしてこの事業団が必要なのか、私は先
ほど申し上げたとおり積極的に理解するわけには
いかないと思っております。一言何か、どなたでも
いい。

○加藤(陸)政府委員 先生の御意見ではございま
すけれども、この事業団の必要性といいますが、これは
これは昭和四十年以来でございますが、非常に重
要な役割があると存じます。確かに先生おっしゃ
いますように建設省という例は、これはいづれも
役所でございまして、また現業部門を特殊法人な
りという別な場所であり、本省庁は本省庁の仕
事という区分の問題はございましてけれども、この
点はちよつと理解しにくかつたわけでございます
が、もちろん民間もやっていたら、例えば公害
防止の例で申し上げますと、工場、事業場にはそ
れぞれ脱煙装置とかあるいは水の浄化装置とか、
これは当然やっていたかなければならぬことで
ございまして、それも当然あるわけでございます。
それから、それらの事業をまた専門の民間の会

社が請け負ってやってくというところもこれまた当然かと存じますが、公害防止の事業は非常に多岐にわたっておりまして、その中でもこういうことを率先してやるというのは、論理は言えませんが、実現を期待することがなかなか難しいような事業もあるわけでございます。これをやるためにこそ公害防止事業団というものが必要があり、たび重なる行政改革の論議の審議会が何度も持たれておりますが、その場合におきましても、もちろんせいぜい肉は外せと言っておられますけれども、やるべきことはせひやるべしという意見をいただいております。ございまして、ちよつと何か先生の御意見に逆らうような部分が多かったかと思ひますけれども、御勘弁いただきまして御理解いただきたいと存じます。

○滝沢委員 その議論を繰り返しても仕方がありませんが、例えば先ほど民間の融資、融資は銀行がやればよい、そして利子が高いというならば利子を補給すればいい、何も給料の高い人様をお使いなさる必要はない、そして緑地をつくるとか何とか、これは建設省がやればよい、皆さんの注文どおりかいないときはどんと注文をおっしゃればよい、こう私は思うのですよ。

ところで、この事業団は赤字、黒字はどの程度どうなっておりますか。今まであったんでしよう。今度新しくつくるんじゃないでしよう。
○加藤(陸)政府委員 ちよつと準備不足で申しわけございませんでしたが、赤字黒字一概に——実は企業会計流の整理という観点から見ますとなかなか難しいお答えになるわけでございますが、この事業団は国が必要と認めて国費をもって支えておる部分もございまして、事業費支弁と申しますか、事業費の中でいわゆる赤字、黒字の概念が入る部分もございまして、事業費で全体を賄うという点については、もうけるのはちよつとこういう法人でございましてから無理でございまして、ただえらい赤字でというのも事業体としてはいかぬことだと思ひます。ただ、いわゆる公益そのものをやるような分につきましては、経費としてはもちろん

ん計算上は赤字といひますか持ち出しになるわけでございますが、これは国からお金を出し、また利差のあるものについては利子補給をするという方法で対処しておるわけでございます。先生への直截的なお答えにはちよつとなつておらぬので申しわけございませんが、御理解賜りたいと存じます。

○滝沢委員 そのとおりなんです。だから私が申し上げているのは、銀行が金を貸せば利子が高いんでしよう。こちらは安いんでしようというけれども、その差額以上に給料食っているんだ。すべての公のやる仕事はそういうもので、私はこの事業団が、給料やその他は全部国のものだという頭がおかしいと言っているのですよ。国家的見地、国民的立場からいうと大いなる赤字なんです。そして少しばかり安い融資を受けて、これが大変お国のためになる、国民のためになると思つたら間違ひなんです。

そこで、その議論をしたら時間がなくなりませんが、国立公園あるいはまた湖沼、これは空気または水の汚染のことがあります。その空気の方の汚染の最たるものは車じやないですか。警察庁からも見えていたでいるわけでありまして。通産省は、私の方は関係ございせんんでございせん。関係ないならひとつ休んでございせん。この車の規制を一切なさるといふものだから素材な御質問を申し上げます。

何か日本は車の排気ガスの規制が大変厳しい部類に属するんだそうだけれども、もつとと厳しくなさいたらどうなのか。そして、そうしたガスを産出さない車を生産したらどうなのか。そうしたら通産省は、一切規制とおりのものをつくつておられますから規制する方におつしやうなつておらぬでございまして。そうしましたら後で、何か先生から言われたメモを私はなくしましたなつて言つておりましたが、これは通算すれば随分と高いものになりますね。

しますが、警察さんのあのチェックをもつと厳しくしたらい、これもそのとおりです。ただ私見では非常に下手だと思ひます。スピード出すなと言ふんです。ところがこつちはどうしても行かなければならぬところがある。これはゆつくりゆつくりの方がいいものもあるし、命がけで何時までどこへ着くということが迫られているものもあります。三時までにとつてもあの銀行に返さなければ我が会社は倒産、お母さんどうぞ私が帰るまで生きていてちょうだいという者もいます。そのときに捕まるんだ。捕まるのは仕方がない。そのときに捕まらぬんだ。調べるのは四十分も五十分もかかつて調べなさんだ。調べてくれるならいいけれども、たくさんためておいてなかなか自分の番が回ってこない。三十分またここで食つた。そうならば、またさらに飛ばしていかなければならぬのです。そのときに私はよく、とにかく飛ばしたことは確かなんだから罪は認め、罰金はあなたに供託しておいてもいい、免許番号となをメモしておいて、後で三時間でも五時間でも調べてちょうだい、今は一秒を争うんだというございまして。そのときにうまいことができればだめです。

時間がないです。それから申し上げますが、事件がありまして、それがわからないものだから、どうして車がこう停滞しているんだらうな、こう思うんだ。事故かな、それともこんなに入んていからさうは何曜日だっけなつて言つてい。ところがそれは事件があつたものだから、検問なつたよ。ところがその検問に時間を食うんです。もつと幾組も、五台も六台もの車をとんどん検問できて、とんどん行けるようにしたらいじやないですか。あれはだめです。善良な者は、どうしたんだらうな、故障かな、いやどうかと言つてい。悪いことをしたやつは、これはもう検問だと言つてUターンして間道に入つていってしまふんじやないですか。あのやり方はまことに下手です。そこら辺の工夫をもう少してちょうだい

したい。
先ほどの規制をもつと厳しくしていただきたい。さらに、これら規制等をめぐつて、例えば私は、スピードを出しますと放送して走る車にしたらいじやないかと言つたら、いやさうもできない。今、電気がつくでしよう。それはいい。運転をしているとエンジンとチャイムが鳴る。しかし運転手に、あなた飛ばしてしまふよと言つたつて、飛ばす人は——私は、鳴らないとき、何か鳴らないぞ、きょうは、なんて言うのだけれども、あれは外に鳴るようにした方がいい。そうすると違反、違反と言つていようなものだ。そういうもので、両省一緒くたに、どうぞおつしやうござい。

○田辺説明員 警察庁でございまして、公害問題につきましては、原因となり発生源対策と、それから現実に道路上で起こつておられます。そういう障害に対する現場での措置というのがございまして、私どもは専ら現場で起こつたことに対して交通規制権を使つていろいろな対策をやつておるございまして。現場を通じていろいろ感じおられる省庁に御連絡を申し上げておるございまして。

また、ただいま取り締まり現場における取り締まりのやり方につきましては幾つかの御指摘をいただいたわけでございますが、スピード違反の取り締まりについてはほとんどがいわゆる切符処理ということをやつておられて、俗に言う赤切符あるいは青切符というもので処理しておるわけでございます。したがって、一件というか一人の違反者を処理する時間はそう長くはかかっていないというふうにおつておるわけでございます。違反者が多数いらっしゃるやうな状況で、スピード違反を現認されてその処理をするまでのいわゆる待ち時間の方が大分長くなるということで、御指摘のような場面が出てくるのかなと考へるわけでございます。もちろん、これは取り締まりにおける所要の体制をもつて行つていようございまして

いりたいと思います。

また検問につきましては、事柄の性質、何のために検問をやるかによっていろいろなやり方がございます。すべての車をとめる場合もございませう。そういう一斉検問をやつておられるという事になりまして、後ろの方から来た車が状況を見て逃げるわけでございますが、これについては当然のことながら、事前で反転する車あるいは横道に入る車についての備えをしておきまして、白バイあるいはパトカーによって追跡するという方法で捕まえておられるとございませう。

それから、検問そのものが非常に交通渋滞を来すしやないかということもございませうが、これは今申し上げましたように、その検問の性質によりましては乗用車だけをとめるとか、あるいはトラックだけをとめるとかをやつてございませう。

それから、そういう検問あるいは取り締まりの現場でいろいろな事情をお持ちの方がいらつしやう、これは我々も十分承知しているところでございませう。運転手の方からそういう事情の説明がございませうれば、例えば急病人を搬送中であるということがわかれば後刻出頭していただく、あるいは本場に差し追つて病院まで連れていくというようなサービスの行方をやつていられるとございませう。

○松波説明員 お答えをさせていただきます。

今先生、排出ガスの発生源対策で日本は非常に厳しい規制をしておられるというお話がございませう。運輸省といたしましてはそういう発生源対策を基本にして推進いたしておりますが、その規制に対応するためには何が一番大事かと申し上げますと、やはり排出ガスの低減技術が一番重要かと思ひます。そういう技術開発の促進を図りつつ規制に対応させておられるのが現状でございまして、これまでいろいろな技術開発の促進に当たつてまいりましたけれども、今後そういう技術開発の促進を図りつつ規制の強化あるいは大気汚染の改善の方向に進めるために、関係省庁とも連絡をと

りながら万全を期してまいりたいと考えております。

○滝沢委員 運輸省さん、御苦労さま。済みませんでした。

そこで、警察さんもお借りいたいで結構なんです。ただ一言、あなた捕まえたことないのですね。警察は自分の味方は捕まえないのかもしれないが、あれは最高裁のお偉い方だったか警察庁のお偉い方だったか何か随筆を書かれて、北海道へ行つてきたけれども、スピードを守るのは無理だということが今度はよくわかつたと思つていた方があつたね、どなたか知りませんが、そういうものですよ。とても守れない規制をあなたの方ではするのね。あれは、書いてある六十とか四十なんというのを国民のみんなが本当にまともに守つたら大変な渋滞になってしまうのじゃないですか。みんなが適当にやつていられるから何とかなつていられる。それをお偉い人が、名前を忘れたのはまことに無責任だけれども、随筆を書いて実感を持つておつしやうなわけだから、あのスピードの規制の数字というのは徹底的に再検討しませうか、しませんが、それが一つ。

もう一つ、これは警察がしているのといろいろあるのだとすなわかなか難しいことですが、案内板、あれは警察もつくつていられると思つて、こちらには青森に、こちらはどことどこという、あれは非常に下手です。案内板といふのは至るところまで、右何々を経て何々に至る、左何々を経てどこどこに至るといふ石碑、あれは名文ですね。案内板といふのはわかる人が書くからだめなんです。わからない人が書けばよくできる。青森と書いてあるでしょう。はあ、これは福島を通るのだ。ならばどうして郡山も福島も小さく小さく書くのか。わからない人は丁寧に書きますから。そしてこんな大きなパネルがあります。それならば略図だつて書けるのです。看板料なんか大したものじやありませんから、あれは丁寧に書いてくれた方がいい。

そしてせつかく書きながら何キロと書かないのもある。あれはどかどういふふうにしてやつていられるか知りませんが、本当に下手ですね。不親切と言つた方がいいかもしれない。つまりわかる人が書いていられるからだと私は思つても、これを全国的に再点検して、通行者に対して親切な案内板に直して頂戴せんか、この二つです。

○田辺説明員 お答えいたします。

案内板につきましては、警察が行つておりますのは規制板でございまして、案内板はすべて道路管理者、国道であれば建設省、都道府県道であればそれぞれの管理者、こういうことになっております。例えば信号機の下にある、ここはどことどこであるというふうな地番表示などは警察の方でやつておりますけれども、あくまで案内板は建設省でございませう。

それからスピード規制につきましては、警察庁といたしましては、ここ二年ほど全国に対して見直しをさせております。この見直しで、大体十キロないし二十キロぐらいの速度のアップをやつておりますが、ただ若干難しいのは道路の状況、交通の状況がございませう。こういう問題に対処するためには、現在のような規制標識のやり方ではなくして、将来的には例えば可変標識というふうなものを使って、昼間で六十キロ、夜になると今度は七十キロといったような、現場における標識の表示そのものを交差されるような規制のやり方も今後研究してまいりたい、こういうふうにしてございませう。

○滝沢委員 どうもありがとうございます。そこで、よそがつくる看板につきましてこういう意見を聞いてきましたというのをあなたの方からもひとつおつしやうとございませう。

そして、せつかく見えていたでいますから建設省に聞きますが、この公団がなさる仕事は、従来建設省がしてこられたようなことも多いと思つて、建設省が環境庁の指示を得て仕事をしようというふうなことができませんか。道路事業を見

てもその他工事を見ても、まるで環境庁とけんかしているのじやないかと思つて、水も大気も汚す、あるいはまた騒音も出す、そういう仕事のしぶりの現場がたつきさんありますよ。いかがでしようか。

○坂本説明員 お答えいたします。

ただいま御質問で、道路あるいは水質の問題等がございましたわけですが、私たまたま公園緑地課をお預りしている立場でございませう。その事情はお答えを控えさせていただきます。思う次第でございませう。

なお、公園緑地事業について申し上げますと、例えばたまたま法案に盛り込まれておりますが、建設省といたしましては、かねてから都市公園等整備五カ年計画というものに基づきまして計画的に進めてまいつております。その中に緩衝緑地事業等も入つておられるわけですが、これらにつきましては、従前から環境庁とも御相談しながら進めておられる部分もあるわけでございます。

○滝沢委員 建設省さん、御苦労さま。

まあしかし、お役人といひもんだ。これは私の係でないということが通るからね。議員というのは全然それは通りませう。就職から学校から交通事故からすべて、議員といふのはそれはおれの専門じやないということでは通らぬ、お役人さん、そういうことですからせめて専門の方だけはおつしやうとございませう。

ところで、厚生省さんに御苦労をおかけしておりますが、先ほど岩垂先生が、時間がなくて産業廃棄物のことを余り深く質問せずに廃棄物なつたものから、その廃棄物なつた質問を私がお引き受けをいたす、こういうことになりました。

そこで、抽象論を言つてもこれはわかりませうから、ずばり具体的に申し上げさせていただきますが、白河市、例の奥の細道が何か知りませんが、東北の表玄関なんて言つておられますよ。その中に西郷村というのがあります。ここに、今相当面倒になつて降参しているようでありませう。

も、高島興産という会社が、六人ですかの土地を賃借なさって産業廃棄物の施設をつくられては居り出されました。ところが、その三百メートル下流に簡易水道の水源地があるのです。そして住民の生活用水の水源もそこにあるわけです。そういうことで大変に住民から反対が起りました。このことは今裁判で争われております。県ではこの間の事情を見て、業者に対して、しばらく問題がきちんとするまで休んだらどうか、工事の中止を行政指導されたというところであります。

しかし、当白河市と西郷村は、行政当局は非常に困っているわけです。ということは、産業廃棄物は宿命的に大変なものでありまして、工場がどんでんきて、いや公害だ、公害だと言って攻撃をしているところは、就職はできるわ、経済的な潤いがあるわけですね。ところが、工場さん、どうぞ来てちょうだいとお願ひしなくてはならない過疎地におきましては、つまり前者は東京周辺であり阪神地方であり、後者は東北、裏日本です。よね。この方は、幾ら音を立ててもいい、煙を出してもいい、とにかく工場来てちょうだいと言ってもなかなか工場は来ない。そうすると、行政の立場は工場誘致を一方で言わなくてはならないのに、そうした産業廃棄物の施設について住民が反対するという非常に辛い立場に立っているわけです。

これらにつきまして私がつくづく思いますのは、届け出制でしょう、そうじゃありませんか。届け出のときに関係住民の同意書をつけなくてはならぬということはないですか。なぜこれを許可制にできないのか、これが一つです。そして、本当の話は、これは困みずからがやるべきだ。事業団などというのをやるなら事業団がやったらどうですか。事業団が産業廃棄物の処理を自分でやりなさいよ、そういうふうに私は申し上げたい。いかがですか、長官から一言所感と、関係者から説明をちょうだいしたいと思います。

○加藤説明員 ただいま先生からお尋ねのありました件、私も県を通じて存じ上げております。確

かに、先生おっしゃるよう地域でいろいろな問題があるのは非常によくわかります。先生もう既におっしゃられたのであるいは繰り返すにしろませんが、本件につきましては、確かに昭和五十八年、長野県の業者より設置届けが出されております。その設置届けによりまして、西郷村の一角に燃え殻、汚泥、鉍滓、ごみくず、廃プラスチック類、ガラス類等々のいわゆる産業廃棄物を処理する最終処分場をつくるということをごさいます。もとよりこの処分場としては管理型というのを一応予定いたしておいたわけでごさいます。そして設置届けが出された後、一部工事が着工されたわけでごさいますけれども、今先生おっしゃったように住民がいろいろと心配をする、それから届け出違反の疑いもありません。それから、県が中に入りまして、昭和六十一年の九月に当局が勧告をいたしまして、建設工事が中止をいたしておたわけでごさいます。現在は、廃棄物処分場そのものは工事が中止されているわけでごさいますけれども、期間が経過したこともありまして、堰堤が崩れないように堰堤の防災工事といったことだけをやっておるわけでごさいます。

もとより厚生省といたしましては、県を通じて、こういった施設が住民の生活環境を損なうことがないように十分に指導していきたくと思っております。許可の点につきまして、先生のお尋ねの許可の点につきまして申し上げますと、廃棄物の処理法によりまして、産業廃棄物の処理をする者につきましては許可を必要とするということになってございまして、現時点では、県はあれにございましてまだ許可は出していないわけでごさいます。届け出につきましては一部受理をいたしておりますけれども、許可は出していないということでごさいます。

それから、国がこういった問題をやるべきではないかというお尋ねでごさいます。先ほども春田先生の御質問でしたか、お答え申し上げましたように、産業廃棄物につきましては排出者が処理を

するという原則になってございまして。一般都市ごみ、私どもの日常生活から出るごみは市町村が中心になって処理をいたすわけでごさいますけれども、産業廃棄物は、排出者がみずから責任を持ってやるというのが法の精神になってございまして、ただし、それに任せておいたらいろいろと心配だということでごさいます。融資の制度とか、あるいは場合によっては一部地方公共団体にかませて処理をする、そういうことをやっておるわけでごさいます。今後ともこういった面での指導を強化してまいりたいと思っております。

○稲村国務大臣 有害化学物質など廃棄物処理の問題は、今後の環境行政の重要な課題である、先生の御指摘のとおりでございますので、特に厚生省との協議をした上で頑張りたい、十分検討していきたい、こう考えております。

○滝沢委員 今ほどの御説明、それぞれそれとおりであります、そのとおりならばこそお互いに苦勞しているのですが、生活廃棄物、家庭で出すごみは市町村がやる、これはいいです。仮に業者がやっても自分の生活のために出したもの、だも、理解が得られませう。しかし産業廃棄物は、どなたかがもうけなされてその廃棄物を出しなされたんだ。しかも赤の他人のよそ者が金もうけのために田舎に持ってきて焼くんです。同意が得られるはずがないじゃないですか。あなた、大臣です。原因者がこれをやるんだ、そのとおりです。それはしかし、生活の廃棄物に対しては、だて原則的、道徳的にはそのとおりでしょう。なかなかできない。だから市町村がやるんでしよう。産業廃棄物だつて、それそれやれと言ったつてできないから専門業者がやるんだとおっしゃる。だけと国は仕方ないじゃないですか、産業廃棄物を出した会社からみっちり税金を取っているのだから、その税金でやりなさいよ。

産業廃棄物を出した会社はそれは大きな会社かもしれない、しかし、廃棄物を処理して金をもうけようなんというのはちっちゃい会社なんだ。これ

が迷惑をかけたときにどがやるんですか。こういうのを届け出制で、届け出制というのは大したことになかった時代の発想でしょう。今は本当に有害なものがたくさん出てくるわけです。大規模なんです。これは民間にやらせるならば許可制、そしてこれに対する監視体制というのはきちんとする。そして、住民の監視もなし得るような、住民の参加を求めた規制委員会というものを地元が持てるようなものにしたらいじやないですか。

あるいはまた、これは繰り返しますけれども、緑地をつくるということだつて、みんな公害を出すから緑地をつくつて、そしてこれを了とするんです。産業廃棄物だつて、どうして公団がきちんともみずから仕事をやらないのですか。私がさっきこういうことは民間にさせなさいと言つた、いや、公団がやらなくてはならないのです、産業廃棄物に対して、これは公団がやらなさいと言つた、いや、それは民間がやるのがよろしいのです、それは何でも今の制度を肯定する思想だ、現役の執行部としてはそう答へざるを得ないでしょう。だけと私は、緑地をつくらせてそれを市町村に譲渡するとかいうんだから、それならば産業廃棄物の処理は国がやらなさい、あるいはまた、それこそ第三セクターでやりなさい、こういうふうにして申し上げているわけですよ。これをせめて許可制にして、これに対する役所の監視と住民からの監視、参加の体制をつくることにひとつ熱意を持って検討いただけませんか。

○加藤説明員 先生がおっしゃいましたように、例えば当該案件にしますと、西郷村の住民にとつては、自分のところにその関係ない産業廃棄物がその近くで処理をされるというのは余り気持ちのいいものではないかもしれません。私もよくわかるわけでごさいますけれども、それだけにそういうものが許可された場合——実は先生、この施設につきましては、施設の届け出は受理されていまして、廃棄物処理法上、まず施設について届け出をさせまして、実際にその施設を運営するかどうか

が迷惑をかけたときにどがやるんですか。こういうのを届け出制で、届け出制というのは大したことになかった時代の発想でしょう。今は本当に有害なものがたくさん出てくるわけです。大規模なんです。これは民間にやらせるならば許可制、そしてこれに対する監視体制というのはきちんとする。そして、住民の監視もなし得るような、住民の参加を求めた規制委員会というものを地元が持てるようなものにしたらいじやないですか。

かについては県知事の許可という行為が必要でございませぬけれども、これについては許可はまだ出てないわけでございます。一般論として申し上げますと、地域住民との間に例えば公害防止協定を結ぶ、それからもちろん、廃棄物処理法の有害廃棄物処理上環境に問題が生じないようにきちっと監督をしていく、こういうことで、一方で規制をかけ、また一方で住民との間に例えば公害防止協定を結ぶということによりまして、産業廃棄物でありましてもあるいは一般の廃棄物にしましては、処分場なり、あるいは中間処理施設から環境汚染が生じないように努力をしているわけでございます。私どももいたしましては、今後ともそういう指導強化をしていきたいと思っております。特に当該案件につきましては、福島県も昭和五十八年ぐらいからこの問題について大変努力をしてきたと見てまいりたいというふうに思っております。

(小杉委員長代理退席、委員長着席)

○滝沢委員 まあ時間が来ましたからあれですが、よく課長の答弁でいかがでしょうか、局長にしますかねって言うが、我々が議会で選んだのは内閣総理大臣だけだから、あとは行政の都合で各大臣、各省庁、各課長、係長さんまでつくったんだから、だれが答えても中曽根総理大臣の代理だという気持ちで答えるならばよろしいと言ったけれども、今のようなお答へになるものだから、局長でなくちゃだめだ、大臣でなくちゃだめだ、こういうことになってくるのじゃないですか。私が申し上げているのは、今の制度の御説明をいたしたいでいて、届け出制ではだめでしょう、だから許可制にしませんかと言っているんです。それはイエスかノーでいいんですよ。

私が申し上げたいことは、パチンコだって、たばこ屋さんだって、百貨店だって、ホテルだって、みんな許可制じゃないですか。届け出制でホテルがすぐ経営できたり酒を売ったりできないでしょう。それなのに、生命にも健康にも重大な関係の

ある産業廃棄物を大量に毎日処理する機関が届け出でいいなんてことは、これはそもそも間違っているんです。これを許可制に改めることが検討されるかどうか、こう言っているわけですよ。いかがですか。

○加藤説明員 言葉足らずで大変申しわけございません。先ほどもちよっと申し上げたつもりでございましてけれども、施設は届け出制でございまして、ただし、自動的に届けるだけじゃなくて、施設の内容によりましては指導ができるようになってございます。それから、業自体は県知事の許可制でございます。

○滝沢委員 今の制度はわかっているんです。だけれどもあなた、民間が届け出るでしょう。それは莫大なる金を使っているから、その後で絶対許可ならぬというようなことはできないでしょう。最初からそのことを考えたときに、きちんとした設計も持ち、そして関係者、住民の同意書もつくり、そうして許可の手続をしたら、これに対して許可するかしないか。そのときには関係市町村あるいはまた県等の意見を徴して許可を出す、その許可をもらって初めて施設等の作業に取りかかるということにしたらいかがですか。家一つ建てたついでに届け出はだめですよ。ちゃんと許可証を持たなければ家は建てられないんじゃないんです。そういう消極的なことを言っているんじゃないんです。これ以上の御返事があなたでできないならば、いずれ大臣を招いて承る以外にはない、こういうことです。

○加藤説明員 どうも十分でなくて大変申しわけございません。届け出を受けた者につきまして、特に環境保全上支障があると認める場合には中身を要査させるといことが出来るわけでございます。それと、あと福島県について見ますと、要綱によりまして事前届け出制ということをやっております。事前にある程度審査をする、そういうこととでございます。現に、これは届け出されて受理されているわけでございますが、福島県の勧告に

よりまして工事が中断されておるわけでございます。○滝沢委員 仕方ありません、時間がありませんから。福島県のこととはあなたよりも私がよくわかっておる。そういうことを聞いているんじゃない。議会の議員の質問をもっとまじめに聞いて、まじめにそのものずばりと答えていただかなければ、何のために議会をやっているのかわからぬと思えますよ。時間が過ぎましたから、これで終わります。後でまたたたださしていただきます。

委員長御苦勞さま、長官以下皆さん御苦勞さまでした。ありがとうございます。

○林委員長 岩佐恵美君。

○岩佐委員 大気汚染防止のための緑地造成についてまずお伺いいたします。

この事業は、既にこれまで質疑で明らかにされたように、公健法の地域指定解除の見返りとしての基金の一部を財源とするものであります。このこと自体大変大きな問題があります。公健法の改悪には、患者団体を初め関係自治体の九割が反対をしています。これは絶対に許されぬことだというふうに私たちは思っております。公健法の改正案は、これは本会議でも主張したけれども、廃案とされるべきものであります。これを前提としているという緑地造成、これについては私たちが納得できない、こういうことを述べた上で幾つか質問を申し上げたいと思っております。

まず、この事業は現行の共同福利施設、つまりいわゆるグリーンベルト、これとどう違うのか、お伺いしたいと思います。

○加藤(陸)政府委員 現在やっております現行業務、俗にグリーンベルトと言っておりますが、これは工場とその他の住宅地域との区画といえますか、その間の緩衝作用というところを眼目にしてつくつておるものでございまして、したがってまして、その場所は工場周辺ということなるわけでございます。都会地の場合はもちろんあり得るわけでございますけれども、必ずしもそうでない場合もある。それから、今回の先生御質問の緑地

は、特に大都市地域における公園緑地でございます。大気汚染の防止対策として設けていこう、そういう目的を持って設けていこうというものでございます。

○岩佐委員 目的について、大気汚染防止のためという点が違うと言えは違う。しかし、緑地は多かれ少なかれどんなものでも大気をきれいにするために役に立つという点で今までのグリーンベルトも大気汚染防止のためという点に該当しないというわけではないと思えます。また、地域の問題についても、新事業は準ずる地域ということ、かなり広く解釈できるというふうになっていくわけですから、これも重なってくるんじゃないかというふうに思います。

また、今までグリーンベルトも都市公園ということと使われているということもあるわけですから、結局その大きな違いは一体どこにあるんだろうかと考えていくと、財源の問題ではないかというふうに思うわけですが、この財源の問題については、グリーンベルトそれから今度の新事業、それぞれ御説明を簡略にいたしたいと思っております。

○加藤(陸)政府委員 財源の関係からのお尋ねでございますが、現在既にやっております業務は、先ほどもちよっと申し上げましたとおり工場周辺施設でございまして、そこから御理解いただければかと思いますが、特徴の方を先に申し上げますと、そこで事業活動を行う特定の者、いわゆる工場の費用の負担というのが入るわけでございます。

今回の新三号業務の緑地では、これも特徴の点だけを申し上げますと、確かに先ほど来申し上げておりますように、補助金の問題等は建設関係の助成の場合もございましてそれは同じように考えますと、特徴的な違いというのは、基金からの助成によってそこへ植える植樹等についての特徴をきちんと出していくということが違ってきておるわけでございます。

○岩佐委員 要するに今までのグリーンベルトは、

公害防止事業費事業者負担法第七条によって、四分の一から二分の一を該当地域の企業が負担をするということになっているわけですね。残りを国と自治体で半分ずつ持つということ、六十一年度グリーンベルトの実績は約百二十億円であります。このうち企業の負担は一体どのくらいになっているのでしょうか。

○加藤(陸)政府委員 お答え申し上げます。

約三分の一でございます。

○岩佐委員 としますと、四十億円くらいということになりますか。

それで、新事業の方は企業負担はないわけで、そのかわり公健法の基金の方からお金が入ってくる。このお金ですけれども、さっきからいろいろ議論になっているのですが、話によれば五億円ぐらい、そういう話もあるわけですが、そういうことなんでしょうか。

○加藤(陸)政府委員 その具体的な金額につきましては今後決まっていく問題でございます。幾らと今ここで決めて申し上げられる段階ではないわけでございます。

○岩佐委員 その点についてはいろいろ議論があるところで、推測しかないわけですが、いづれにしろ今までグリーンベルト、これでやっている事業の場合には事業者が負担をしなければいけない、そういうことになっているわけですが、今度の新事業ではこの事業者の負担というのは全く消えてしまつて、その公害患者切り捨ての公健法の方からお金が入ると、それから事業のやり方からかなり地方自治体の負担がふえてくる、そういう点で私たちは大変問題がある事業だということに思っているわけですね。

特に、今度の緑地事業というのは結局事業団、環境庁の仕事の従来の筋が曲げられていってしまふ。本来の企業負担による公害防止、そういう考えが薄れる上に、先ほどから議論があるように環境庁の仕事の幅も狭められるといいますが、これはそっくり建設省の方に行くわけですから、そういう点では大分話が違ふ、そういうものなんじゃないかと思つておられるわけですか。

ないかと思つておられるわけですが、この辺いかげんかでしょうか。

○加藤(陸)政府委員 今までのいわゆるグリーンベルトと申し上げておきますが、これはそれとして今後ともあるわけでございますが、それから今回のものはそれと別なといいますか、新たな施策として推進していくものでございます。

ちよつと先生の御質問の趣旨を十分理解していないのかもしれませんが、別に新たに付け加えて実行していくものでございますので、御理解賜りたいと思つておられます。

○岩佐委員 私は一つ段階を飛ばしたかもしれない。つまり、従来グリーンベルトの事業でいくと、六十一年度四十億円ぐらい企業が負担をしていくわけでございます。今度その新事業が出てきますと、企業は、従来グリーンベルトのようなお金を出す仕事、こういうのはいやだよということになると、グリーンベルトの仕事の量がぐつと減つてきて、そして新事業の方に移行する、ところが新事業の方はまだ財源はつきりしていないしども金額もつきりしていないということになると、そういう事業が縮小していくのではないかと、そういうことで申し上げたわけですね。

○加藤(陸)政府委員 理解が遅くて申しわけございませんでした。

その点でございますと、こういうことでございませぬ。従来のもので、それでこちらへ移り変わつてしまつてという性格のものでございませぬ。その事業そのものが年によってどれくらいあるかという問題は別でございますけれども、従来の形のは工場、事業場の周りにつくるものでございませぬ。それは当然工場、事業場からの負担金、若干の幅はございますが約三分の一の負担金がつき、またその枠組みといたつては、その道筋、この改正案をお認めいただいた後もそっくりそのまま残るわけでございます。それは厳然としてそのままでございます。そこからやめてこつちへ乗りかかるといふようなわけにはいきません。その御心配は存じませぬ。

○岩佐委員 心配がないといっても、財源的にはそういう違いがつけきとされているわけでありませぬ。その点そういうことがないように、グリーンベルトの事業が縮小するといふようなことがないように、そしてその事業はもつともつと拡大をされていくべきだといふふうに私たちは思つておりますので、その点を申し上げておきたいといふふうに思つておられます。

次に、自然公園利用適正化事業についてお伺いしたいと思つておられます。

この事業は、自然公園法施行令第四条の公園事業となる施設に掲げられた施設を対象にするということになっておりますけれども、これを見ると、道路や運送施設あるいは宿舎、スキー場、動物園などかなり幅広く書かれているわけですね。主にどんな施設を想定されておられるのか、御説明いただきたいと思つておられます。

○加藤(陸)政府委員 先生おっしゃいますとおりでございます。公園事業は数多くございませぬ。まさに例示に挙げられました道路とかいふものもございませぬが、こゝで私も考えておりますのは、取りつけ道路と通称しておりますが、その程度のものである。あるいは遊歩道と申しておりますが、特別に景勝のいいところあるいは池の周りなどを歩く、これもそこを言う道路になるわけですが、歩道といふようなもの、その程度のものでございませぬ。いわゆる道路は直接には、ごく取りつけの部分に別といたしまして、対象として余り考えておりませぬ。例えて申し上げますと、その例示の中に入つておると存じませぬが、宿舎事業とか、雪の降るところであればスキー場という事業とか、それからほかには運動施設等もございませぬ。それと一点どうしても重要な点は、浄化槽その他必要な施設を必ずあわせてつくるといふことでございます。

数多くの中の幾つかをやるといふことではございませぬ。そこに並べてあるのを全部といふことではもちろんございませぬので、御理解をいただきたいと思つておられます。

先ほどからの御説明がされております。他の地域に利用者を誘導するといふことですが、そんなふうまきいふのでございませぬ。これまでのところは相変わらず込んだままで、込み合う場所が広がるだけではないのかという危惧もされるわけでございます。何か今自然公園について過度に集中している地域はここであつて、こつちに分散しませぬといふような具体的なプランをお持ちでございませぬか。

○加藤(陸)政府委員 過度集中、それによる公害発生の点は先ほど来お答え申し上げておりますので詳しくは申しませんが、分散の関係とそれがうまきいふのかなという御危惧、これはちよつと御説明をさせていただきます。

まず分散といふ考え方の対象としてあり得る地域というのは、先ほどお答え申し上げましたが、全国で数千カ所の公園計画といふものの中のそういうポイントがございませぬ。これが全部その適地といふことは一概には申し上げかねますが、相当なポイントがございませぬ。かつ、いささか有名になつたところへどうしても固まる傾向が先ほど申し上げたような問題を生んでおられるわけでございますので、これを分散させる。さてそれがうまくいくかなといふことは、随分前から問題意識を持つておつたことではございませぬが、なかなかそれが実現しなかつたのは、一つは交通体系、これは列車による交通体系と自動車による交通体系の問題はございませぬが、日本全国にわたつて相当整備されてきております。その結果、先ほど数千カ所と申し上げましたが、もともと計画があるわけでございます。その中で利用に適し、それから先生のお言葉をどうもそのままお借りして簡単に回答いたしますと、うまきいふ場合といふのは相当期待ができる。しかし、これは現実には当該自治体の方々、あるいはその関係の方々と意見調整をしながら実現に持つていかなければなりません。幾らでもといふような甘いことは申し上げませぬけれども、努力によつて必ずできるといふふうには強く期待をし、考えておるものでございませぬ。

○岩佐委員 これまで環境庁は国立・国定公園等については主に開発を規制する、そういう側面から立っていると思うのです。ところが、今回このように事業を明示することによって開発を推進する、そういう側面に立つのではないかと。昨年環境庁が、リフレッシュ・イン・ナショナルパーク・プランという名前前で、年間二百億円規模の開発を行う計画を発表しました。そのとき自然保護団体などから大変強い批判が出されているわけであり、それけれども、今回の提案はそういう提案に匹敵するものなのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○加藤(陸)政府委員 まず二つお答え申し上げます。ければならぬかと思いますが、昨年これは一つのプランとして、リフレッシュ・イン・ナショナルパークというちょっと横文字のしやれた名前になっておるわけでございますけれども、これもその計画そのものが、悪いと言つて御批判があったのではないかと、やり方を注意しないかという批判に値するものになるのではないかと、このことであつたかと思つて、と言つては、考え方としては国立・国定公園の公園事業計画が既に決められておる、あるいはこれから決める可能性のあるものもあると思つて、そういうところで本当に国民の皆様、特にこれから余暇時間の問題との関係があるわけでございますけれども、ゆつくりかつ自然に親しんでいただけるものにつなげていく場所をなるべく広げていくということはどうしても必要があるし、それをしないとなすます混雑ということになりかねないわけでございます。そう考へておるものでございまして、自然保護団体が御心配された向きは、それが野方図に行われてはならないということであつたかと記憶いたしております。

それで先生御指摘の第二点、これはもちろん環境庁、自然保護局も一緒でやるわけでございますので、この公防事業団が幸いにしてこれから手がけていけることになった場所につきましては、もちろんそういう公園計画に基づき公園事業として適正なものをつくり、また利用に供していく、それが自然破壊というようなものにつながるようなおそれはないようにつくっていくということでございます。まして、国立公園、国定公園の保護と利用を両面考えながら実現を図っていくべきものと考えております。

○岩佐委員 先ほど宿舎、スキー場というようなお話があつたわけでありまして、宿舎ができませんと、結局利用者は車でそこまで行きたい。私はよく八ヶ岳に登りますが、八ヶ岳でもひなびた小屋が、だんだん利用客が多くなれば道路がいつの間にか広げられていく、そういう事態があちこちで起こつてきているわけですが、先ほどちよつと道路についても、遊歩道程度とか取りつけ道路とかという言われまされたけれども、現実にはそれはならない状況が生まれるのではないかと。それからスキー場についても、私もゲレンデスキーが好きであります。夏にスキー場の跡を見ると、リフトがつくられた跡あるいはスキー場そのものが、ゲレンデがひどい状況になつて、そういう点を見ると、これらの計画が本当に自然を守る立場でやるんだというふうに見えるが、私にはそうなるんだらうかというところで疑問ばかりがわき上がつて到底納得しがたいわけでありまして、けれども、大臣に、ひとつこの辺についてぜひ決意を述べていただきたいというふうに思つておられます。

○稲村国務大臣 局長の答弁のとおり、適正なやり方でやつていく、こういうふうにして思つております。

○岩佐委員 次に、業務全体についてですけれども、率直に言つて新しい環境問題への対応、昨年五月の事業懇談会の中間報告、これから見ると、余りにも今回の事業は貧弱な内容だ。先ほど先輩の皆さんが指摘されたところでもございまして、ことし一月の中公審の意見具申「社会経済条件及び公害の態様の変化に対応した公害防止計画のあり方について」、これでは今後の公害防止計画が重点的に取り組む施策として五ヶ条挙げています。繰り返しません。先ほど出されています。そして

公害防止事業団については、これらの「公害防止計画に基づく事業の実施に当たつて一層の活用が期待される」。こういうふうな述べられているわけでありまして、環境庁はこの意見具申をこの法案に具体的にどういう形で生かされたのか、お伺いしたいと思います。

○加藤(陸)政府委員 先生御指摘の問題点は五ヶ条あるわけでございますが、そのことにつきまして、若干具体的な御説明も添えながら申し上げます。まず項目でございますが、第一番目に都市地域の大気汚染対策ということをお述べおられます。これはもう来る先ほど来御答弁の中へ入れております。大気汚染浄化機能を有する緑地の建設譲渡事業として取り上げておるところで対応をしておるところでございます。

それから二番目に交通公害対策ということで、これは幾つかの事業を並べておられるわけでございます。自動車公害対策、それから航空機騒音対策、新幹線鉄道の騒音・振動対策から始まりまして各種あるわけでございますが、これにつきましては、直接には今回新たに対応するというのには、特には申し上げるべきほどのことはないかと思つて、工場とか移動発生源に起因する大気汚染を防止するための先ほどの緑地整備事業のほか、緩衝緑地の問題、これは工場、事業場の周りで取り組んでいくということでございまして、三番目に、閉鎖性水域等の水質汚濁対策というのがございまして、これにつきましては、従来からやっておるものもあるわけでございますが、新しい事業で申し上げますと、例の合併浄化槽に対する融資の問題で、これは少しございまして、対応することになっております。

それから廃棄物対策関係では、従来貸し付けで対応してきたものでございまして、なお、今後の問題といたしましては、先ほど来大臣からも御答弁いただきましたし、委員の先生方からも御指摘をいただきました有害化学物質等を初めとした廃棄物処理の関係につきましては、今後検討してまい

る問題ということで申し上げておるわけでございます。最後に、五番目に土地利用対策の関係でございますが、これは、従来から住居混在による各種の公害を防止するため、工場移転をさせるために建設譲渡事業をやつてまいりました。建物と土地をやつてまいりましたけれども、今回の改正案におきましては、需要実態にかんがみまして個別棟の設置も可能となるように、いわゆる集団設置建物の建設譲渡というふうに対象を広げるとともにまた移転先も広げる、つまり公害の激しかった地域の中間土でなしにその外へ持ち出せる、移し出せるというふうな方途も講ずるよう改めてまいりまして対応しております。

○岩佐委員 この間産業廃棄物の問題では、八王子の例を出して当委員会でも質問をいたしましたけれども、この中間報告の中でも産業廃棄物処理施設の整備、最終処分場跡地の緑化などを挙げておられるわけですね。こうした問題こそ事業団が大いに取り組んでいく問題だと思つておるのですが、いかがでしょうか。時間が迫つておりますから、答弁を簡潔にお願いいたします。

○加藤(陸)政府委員 今後取り組むべき問題として検討を加えていかなければならぬと思つております。

○岩佐委員 今産業廃棄物の問題について貸し付けをやつておられるわけですね。これを事業団が直接乗り出して、もっと具体的に進めたらどうかという点についてはいかがですか。

○加藤(陸)政府委員 融資で対応していることはもう申し上げましたが、これは今後考へるべき問題、特にこれから社会の実態がさらに変化をしていく推移も見えなから関係の省庁、特に厚生省かと存じますが、知恵を絞つてまいりたいと思つております。

○岩佐委員 先ほどの五つの論点の中で、一番具体的に胸を張つて答へられたのが閉鎖性水域の水

質汚濁対策という感じがするのですが、これについて法案では合併浄化槽への融資を新たに加えているわけでありませう。町田市などではこの浄化槽に対する要求が強いのです。浄化槽がないために住民間でいろいろなトラブルが起こって、私も何件か立ち会ったことがあるわけですが、一軒七十万円くらいかかるということで、やりたいんだけれどもできないんだ、金額補助がだめなら半額補助くらいでもいいからしてほしいという声も出ておられるわけです。先ほどやりとりがあった、公害防止施設であるから金利を低くしたい、そういう御答弁があったわけでありませうけれども、合併浄化槽というのは営利企業ではないわけですから、一般の家庭が設置をする公害防止施設でありませう。しかも、法的規制により各家庭が自発的に行うものでありませうから、金額補助は無理でもかなり有利な条件、例えば無利子にするとかというふうなことで用意をすべきではないかと思ひます。

○加藤(陸)政府委員 利率の点につきましては、関係者で詰めていくことになるわけですが、御趣旨はよくわかりませうので努力してまいりたいと思ひます。ただ、無利子というのは何かとのバランスがございませうので、その辺を見きわめながら適切なところへ持ってまいりたいと思ひます。

○岩佐委員 下水道予定地域は外すとか、住宅金融公庫の貸し付けとの調整でかなり対象を狭くするということですが、これでは対象が限られてしまふのではないかと思ひますが、その点いかがでしょうか。

○加藤(陸)政府委員 対象地域は、公害防止地域を初め、湖沼の指定地域とかその流域でございませうので相当広いものがございます。ただ、先生も御指摘のとおり他の制度との競合なりもございませうので、限られる部分あるいは競合関係になる部分も確かにございませう。したがって、そう一遍に達成できるものはぐつと伸びるというわけにもいかないかと存じませうが、関係者のPR、特に関係自治体の御協力、御推挙も得まされてなるべく実効が上げられるように、また額が予定額より上回って——これはもちろん資金枠でございませうので努力をしてみたいと思ひます。

○岩佐委員 中公審の意見見申で今後の重点施策とされている土地利用対策の中では、今後も住工分離対策等について積極的に推進していく必要があると述べています。住工混在型の公害防止対策として住工分離を進める上で、事業団の工場移転用地事業は大きな役割を果たしてきています。この数年間をとっても、五十九年度が百億、六十年年度が百二十五億ですが、六十一年度が百六十四億、六十二年は建設譲渡業務四百億円の四〇%以上をこの事業が占めているわけですね。これを今後五年間でなぜ廃止してしまうのでしょうか。そういう点、疑問に思ひます。

○加藤(陸)政府委員 お答え申し上げます。これは年によって多少の変動はございませうけれども、先生おっしゃいましたようにある程度の実績を上げてまいりましたし、特に過去におきましては相当な効果を上げてまいりましたわけがございませう。今後、こういう公害問題の重点が非常に広くなってきた状況のもとでどうなるかはなかなか難しい問題ではございませうけれども、そういうものは相当やってみようというふうには想定されるわけがございませう。しかし、現に要請があることは確かでございます。五年間の期間で漸次移行するようというふうな措置したものでございませう。

○岩佐委員 環境庁はいたずらな肥大化を避けるというところで、工場移転用地業務を廃止しようとしておられるわけですが、結局スクラップされるものもかなりの割合には新たな業務は大した規模にならないのではないかと。先ほどからいろいろお伺いしていてもその疑問はぬぐいきれないし、結局全体としてこの事業団の規模は縮小していくのではないかと。この事業団の規模は縮小していくのではないかと。この事業団の規模は縮小していくのではないかと。この事業団の規模は縮小していくのではないかと。

○岩佐委員 もう一つ。今回の改正によって、集団設置建物のうち中小企業庁の所管となる中小企業構造高度化事業はどのくらいを占めるのか。環境庁所管の事業はほとんどなくなってしまうのではないかと思ひます。今までのグリーンベルト造成も、内容的には余り変わらず、企業の負担が少なくなるといふ新しい緑地造成の方に多く流れていってしまうんじゃないか。これは先ほど議論をしたところであるならばとんでもないことだと思ひます。

○岩佐委員 公害防止事業団のような小さな特殊法人をなぜあえて通産、建設を含めて三省庁の共管にするのか。四十六年、六十五国会の環境庁設置法制定の際の附帯決議、これは先ほど先輩議員が指摘をされたところでありませうけれども、環境保全行政の一元化ということからすれば、今回の改正は後退だということ、これは本当に重大な問題であると思ひます。これは本当に重大な問題であると思ひます。これは本当に重大な問題であると思ひます。

○稲村國務大臣 環境庁といたしましては、今回、事業団を活用して新たな公害防止事業に取り組むこととするともに、公健法の改正により健康被害予防事業の展開を図りたいと思ひます。

○岩佐委員 今後の環境行政は、国民の健康と生活を公害から守り、豊かな自然環境を保全することはもちろんのことですが、より質の高い環境の形成に向けて新たな展開を図っていくことが重要であり、関係省庁との連携を強めつつ環境行政の総合的進展を図ってまいり、こういう決意でございませう。

○岩佐委員 時間もなくなりましたので、以上幾つか聞いてまいりましたけれども、まず一点として、緑地造成では公害企業の負担を減らす方向になって公健法改正とリンクをされている、こういう点で大変大きな問題であり、私たちは納得しがたいものでありませう。それから自然公園については、規制から開発の方向へ切りかわるといふことが大変危惧をされませう。それから新しい公害に対する対応、これは極めて不十分だ。スクラップ・アンド・ビルドといつても、スクラップの方が大きくてビルドが具体的にない。それから環境庁所管の部分で極めて少なくなるといふ。こういう点を見たときに、私は今回の改正といふのは重大だといふふうに指摘をしまして私の質問を終わりたいと思ひますが、最後に大臣の御所見をお伺いをしておきたいと思ひます。

○稲村国務大臣 今回の事業団法の改正は行革審答申を踏まえ、公害防止事業団事業懇談会の報告をも得て、本事業団が実施するにふさわしい新業務を選定したものであり、現時点における見直しとしては適切なものと考えております。

○岩佐委員 そこは意見は違いますが、終わります。

○林委員 長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○林委員 長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

公害防止事業団法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○林委員 長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○林委員 長 次、ただいま議決いたしました本案に対し、武村正義君、岩垂寿喜男君、春田重昭君、滝沢幸助君及び岩佐恵美君より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。春田重昭君。

○春田委員 私は、ただいま議決されました公害防止事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につき、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議、民社党、民主連合及び日本共産党、革新共同を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

公害防止事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 環境問題がますます複雑・多様化している現状にかんがみ、環境保全施策の総合的推進に努めるとともに、特に産業廃棄物その他の廃棄物の処理の重要性に対応するため、公害防止事業団の活用を含め、処理体制の整備を積極的に推進すること。

一 環境保全対策の重要性にかんがみ、国の唯一の専門的助成機関としての公害防止事業団が実効ある対応をし得るよう、その助成条件についてできる限りの配慮をするとともに、業務の充実、弾力化に努めること。

一 公害防止事業団の臨時業務とされる工場移転用地造成事業について、実需に対処し得るよう事業枠の確保を図ること。

一 公害防止事業団に対する監督手続きの工夫改善に努めるとともに、その経営の自主性を尊重し、組織の活性化を図ること。

一 本法の改正に伴い、公害防止事業団職員の雇用不安や労働条件の悪化をもたらさないよう配慮すること。

以上であります。その趣旨につきましては案文中に尽くされておりますので、説明を省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上であります。(拍手)

○林委員 長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

○林委員 長 起立総員。よって武村正義君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、稲村環境庁長官より発言を求められておりますので、これを許します。稲村環境庁長官。

○林委員 長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○林委員 長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○林委員 長 次、内閣提出、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案を議題といたします。

政府より趣旨の説明を聴取いたします。稲村環境庁長官。

絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○稲村国務大臣 ただいま議題となりました絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

野生動植物は、国際的規模で商業取引の対象となっており、このような取引が過度にわたる場合には、生息環境の悪化と相まって、一部の野生動植物を絶滅のおそれにさらすこととなります。かかる事態に対処するため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」、いわゆる「ワシントン条約」が締結され、野生動植物が自然環境のかけがえのない構成要素として現在及び将来の世代のために保護されるべきものであるとの認識に立ち、その国際取引の規制が実施されてきております。

我が国も、昭和五十五年にこの条約に加入し、絶滅のおそれのある野生動植物の輸出入の規制を行ってまいりましたが、これらの動植物の国内での取引が問題となる事例も見られ、国際社会の一員として、こうした事態を是正することが今日強く求められているところであります。

この法律案は、こうした状況にかんがみ、過度の国際取引による絶滅のおそれのある野生動植物の保護の徹底を図るため、国内における譲渡規制等を行うとともに、保護のために必要な措置を講じようとするものであります。

次にこの法律案の主要事項について、その概略を御説明申し上げます。

第一は、希少野生動植物の譲渡等の規制であります。

本邦または本邦以外の地域において過度の国際取引による絶滅のおそれのある野生動植物を希少野生動植物として定め、これらの動植物は環境庁長官が学術研究、繁殖等のため特に必要であり、かつ、適切であると認めて許可した場合及び環境庁長官の登録を受けた場合を除き、譲渡等をしてはならないこととしております。また、希少野生動植物を販売目的で陳列することも、原則として禁止することとしております。

さらに、許可の条件に違反している者や違法に陳列をしている者に対し、必要な措置を講ずることを命ずることができるといたしております。

第二は、希少野生動植物の登録であります。

商業的目的で繁殖されたものであること等の要件に該当する希少野生動植物については、環境庁長官の登録を受けることができるものとし、登録を受けた希少野生動植物の譲渡等は、登録票とともにしなければならぬこととしております。また、その譲渡等を受けた者は環境庁長官に届け出なければならないものとし、適正な流通が図られるようにいたしております。

○稲村国務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力いたす所存でございます。

第三は、希少野生動物植物の保護等であり、希少野生動物植物の保護を目的とするため、環境庁長官は、広報活動等を通じて国民の理解を深めるための措置を講じなければならないこととしており、また、希少野生動物植物を所特する者に対して適正な管理を求めるとともに、環境庁長官が必要があると認めるときは、必要な助言や適当な施設のあつせんができることとしたしており、また、関係行政機関の長は、国庫に帰属した希少野生動物植物について、必要な措置を講じなければならないこととしており、

この法律案の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内の政令で定める日としており、

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○林委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、明二十二日金曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を閉会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

公害防止事業団法の一部を改正する法律案

公害防止事業団法の一部を改正する法律

公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十六条」に、「第三十六条―第三十八条」を「第三十七条―第三十九条」に改める。

第一条中「工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁等による」及び「これらの」を削り、「行ない」を「行い」に改め、同条の次に次の一条を加える。(定義)

第一条の二 この法律において「公害」とは、公害

対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する公害をいう。
第八条第四項中「環境庁長官」を「主務大臣」に改める。
第九条第三項を次のように改める。

3 理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第十八条各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 工場及び事業場が集中し、かつ、これらにおける事業活動に伴う公害(以下「産業公害」といふ)が著しく、若しくは著しくなるおそれがある地域における産業公害を防止するために工場若しくは事業場が集団して設置されるのに必要な建物(これに附属する建物を含む)を設置し、又はこれと併せて当該工場若しくは事業場の利用に供するばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設(これに附属する施設を含む)を設置し、及びこれらを譲渡すること。

第十八条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第一号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 大気汚染による公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域において、大気汚染による公害を防止するために設置することが必要な緑地、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項第一号に規定する都市公園となるべきものを設置し、及び譲渡すること。

四 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第二条第一号に規定する自然公園(都道府県立自然公園を除く。以下この号において同じ)の区域において、利用者の過度の集中に伴う公害を防止するため、同法第十四条第三項又は第十五条第三項の規定による認可を受けて、自然公園の利用のための複合施設(二以上の同法第一条第六号に規定する施設を併せて整備するもので政令で定めるものを

いう)であつて汚水処理施設その他の公害を防止するための施設(これに附属する施設を含む)を併設するものを設置し、及び譲渡すること。

第十八条第五号を次のように改める。
五 次のイからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ ばい煙処理施設、汚水処理施設その他の産業公害を防止するための施設(これに附属する施設を含む)であつて政令で定めるものを設置しようとする者、その設置に必要な資金

ロ 公害の原因となる物質による市街地の土壌の汚染を防止し又は除去するための覆土事業その他の政令で定める事業を行うおと

する者、その事業に必要な資金
ハ 水質の汚濁による公害を防止するための施設であつて政令で定めるもの(これに附属する施設を含む)の設置に必要な資金の貸付けを行う者(金融機関を除く)その貸付けに必要な資金

第十八条第六号中「前五号」を「前各号」に、「行なう」を「行い」に改め、同条の次に次の一項を加える。

2 事業団は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内において、委託に基づき、主務大臣の認可を受けて、同項第一号から第四号までの業務として行う工事と密接な関連を有する工事を行うことができる。

第十九条第一項中「前条第五号」を「前条第一項第五号」に改める。

第二十条第一項中「環境庁長官」の下に、「通商産業大臣及び建設大臣」を加え、同条第二項中「総理府令」を「総理府令・主務省令」に改める。

第二十一条第一項中「第十八条第一号」を「第十八条第一項第一号」に、「行なう」を「行い」に改め、「総理府令」の下に、「通商産業省令又は建設省令」を加え、「環境庁長官」を「主務大臣」に改める。

第二十四条に次の一項を加える。
3 事業団は、第一項の規定による環境庁長官の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。
第三十一条及び第三十二条第一項中「環境庁長官」を「主務大臣」に改める。
第三十四条の見出しを「(協議)」に改め、同条第二項中「第二十条第二項又は」を削り、「大蔵大臣」の下に、「通商産業大臣及び建設大臣」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項第一号中「第二十条第一項」を削り、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 環境庁長官、通商産業大臣及び建設大臣は、第二十条第一項の規定による認可をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

4 内閣総理大臣、通商産業大臣及び建設大臣は、第二十条第二項の総理府令・主務省令を定めようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

第三十四条に第一項として次の一項を加える。
環境庁長官は、次の場合には、通商産業大臣及び建設大臣と協議しなければならない。

一 第三条第二項、第二十三条又は第二十六条第一項、第二項ただし書若しくは第六項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十四条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十八条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

第三十八条中「一万元」を「五万元」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「環境庁長官」を削り、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条第五号中「環境庁長官」を削り、同条を第三十八条とする。

第三十六条中「三万円」を「十万円」に改め、同条を第三十七条とする。

第六章中第三十五条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

(主務大臣等)
第三十五条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、環境庁長官

二 第十八条第一項第一号の業務で中小企業構造の高度化に資するもの(同号に規定する地域において産業公害を防止するために行われる工場又は事業場の建物の利用の共同化に係る業務を除く。以下この号及び次号において「中小企業構造高度化業務」という。)及びこれに附帯する業務並びに同条第二項の規定により委託を受けて行う業務で中小企業構造高度化業務に係るものに関する事項については、通商産業大臣

三 第十八条第一項第一号の業務(中小企業構造高度化業務を除く。以下この号において同じ。)並びに同項第二号、第四号及び第五号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項の規定により委託を受けて行う業務で同条第一項第一号、第二号又は第四号の業務に係るものに関する事項については、環境庁長官

四 第十八条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務並びに同条第二項の規定により委託を受けて行う業務で同号の業務に係るものに関する事項については、建設大臣

2 この法律において総理府令・主務省令は、内閣総理大臣及び主務大臣の発する命令とする。附則に次の一条を加える。

(臨時の業務)
第十八条 事業団は、第十八条の規定にかかわらず、公害防止事業団法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第 号)による改正前の第十八条第三号の業務(これに附帯する業務を含む。)を昭和六十七年九月三十日(同日以前に開始された当該業務については当該業務が終了する日)まで行うことができる。この場合における第二十一条第一項の規定の適用については、

は、同項中「第十八条第一項第一号から第四号までの業務」とあるのは「附則第十八条に規定する業務」と、主務大臣」とあるのは「環境庁長官」とする。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公害健康被害補償法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第 号)の施行の日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に公害防止事業団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)
第三条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十八条の三第二項中「第十八条第二号」を「第十八条第一項第一号」に、「同条第三号」を「同法附則第十八条」に改める。

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中五の項を削り、四の二の項を五の項とする。

別表第二中営企業金融公庫の項の次に次のように加える。

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第六号の二を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第十九号中「公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八条第一号から第四号までに規定する」を「直接その本来の」に、「不動産」を「不動産で政令で

定めるもの」に改める。

第七十三条の十四第七項中「公害防止事業団法第十八条第二号に規定する産業公害を防止するための施設で政令で定めるもの」を「公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八条第一項第一号に規定する施設のうち、同号に規定する地域において産業公害を防止するために設置される工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な施設で政令で定めるもの」に改める。

第七十三条の二十七の五第一項中「公害防止事業団法第十八条第二号若しくは第三号に規定する施設の用に供する不動産」を「施設の用に供する不動産で政令で定めるもの」に改める。

第七百八十六条第二項第四号を次のように改める。

四 削除
第七百八十六条第二項第四号を次のように改める。
第七百八十六条第二項第四号中「第十八条第二号に規定する施設」を「第十八条第一項第一号に規定する施設のうち、同号に規定する地域において産業公害を防止するために設置される工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な施設で政令で定めるもの」に改める。

附則第三十二条の三第一項中「第十八条第二号に規定する施設」を「第十八条第一項第一号に規定する施設のうち、同号に規定する地域において産業公害を防止するために設置される工場又は事業場の建物の利用の共同化に必要な施設で政令で定めるもの」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第六条 公害防止事業団から公害防止事業団法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第 号)による改正前の公害防止事業団法(以下この条において「旧事業団法」という。)第十八条第二号の規定により前条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第七十三条の十四第七項に規定する施設の譲渡を受けた場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、なお従前の例による。

2 地方税法第七十三条の二十七の五第一項に規定する事業協同組合等が、公害防止事業団の設置し、又は造成した旧法第七十三条の二十七の五第一項に規定する旧事業団法第十八条第二号又は第三号に規定する施設の用に供する不動産を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所屬員に当該不動産を譲渡した場合における当該事業協同組合等による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 旧法第五百八十六条第二項第四号に規定する施設の譲渡を昭和六十二年九月三十日までに受けた者が当該施設の用に供する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 前条の規定による改正後の地方税法(以下この条において「新法」という。)第七百一条の三十四第八項第四号の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に行われる地方税法第七百一条の三十二第三項の規定により新築とみなされる施設の譲渡に

第一類第十四号 環境委員会議録第二号 昭和六十二年五月二十一日

よる取得(以下この項において「取得」という。)に對して課すべき新增設に係る事業所税(地方税法第七百一条の三十二項に規定する新增設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に行われた取得に對して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十二条の三第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和六十二年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に對して課すべき事業に係る事業所税(地方税法第七百一条の三十二項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年前の年分の個人の事業及び昭和六十二年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに對して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

(公害防止事業費事業者負担法の一部改正)
第七條 公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「第十八條第四号」を「第十八條第一項第二号」に改める。
第十八條中「第十八條第四号」を「第十八條第一項第二号」に、「行なう」を「行う」に改める。(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第八條 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
第六條第一項中「第十八條第四号」を「第十八條第一項第二号」に、「行なう」を「行う」に改める。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)
第九條 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)の一部を次のよう

に改正する。
第六十八條中「地方公共団体」を「地方公共団体等」に改める。
第八十八條第五号中「機能訓練又は」を「機能訓練若しくは」に改め、「含む」の下に「又は公害防止事業団」を加える。

(中小企業庁設置法の一部改正)
第十條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第三條第一項第四号の二の三の次に次の一号を加える。

四の二の四 公害防止事業団に関する事。
(建設省設置法の一部改正)
第十一條 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第三條第十八号の次に次の一号を加える。
十八の二 公害防止事業団の業務の監督その他公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の施行に関する事務を管理すること。

理由

現行業務の整理を行うとともに、公害行政の主要課題の移行に適切に対応して湖沼等の水質汚濁対策等公害行政上特に必要な業務を加える等、公害防止事業団の業務の見直しを行うなど所要の改正を行う必要があるからである。これが、この法律案を提出する理由である。

絶滅のおそれのある野生動物植物の譲渡の規制等に関する法律案
絶滅のおそれのある野生動物植物の譲渡の規制等に関する法律

(趣旨)
第一条 この法律は、過度の国際取引による絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存を図ることとの重要性にかんがみ、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)及び特殊鳥

類の譲渡等の規制に関する法律(昭和四十七年法律第四十九号)に定めるもののほか、絶滅のおそれのある野生動物植物の譲渡等の規制を行うとともに、その保護を図るための措置について定めるものとする。
(希少野生動物植物)

第二条 この法律において「希少野生動物植物」とは、本邦又は本邦以外の地域において過度の国際取引による絶滅のおそれのある野生動物植物で政令で定めるもの(その卵若しくは種子又は加工品で政令で定めるものを含む)をいう。

2 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
(希少野生動物植物の譲渡等の禁止)
第三条 希少野生動物植物は、譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受けてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 環境庁長官が、総理府令で定める基準に従い、学術研究、繁殖その他の事由により特に必要であり、かつ、適切であると認めて許可をした場合
二 第六條第一項の規定による登録を受けた希少野生動物植物を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受ける場合
三 希少野生動物植物の輸出又は輸入に直接伴つて譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受ける場合
四 希少野生動物植物を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受ける場合におけるその当事者の一方又は双方が国の機関であるとき。

2 前項第一号の許可を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に許可の申請をしなければならない。

3 第一項第一号の許可には、条件を付することができる。

4 前項の条件は、第一項第一号の許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することになるものであつてはならない。
(陳列の禁止)
第四条 希少野生動物植物は、販売の目的で陳列してはならない。ただし、第六條第一項の規定による登録を受けたものについては、この限りでない。

(措置命令)
第五条 環境庁長官は、第三條第三項の規定により付された許可の条件に違反している者に對して、当該許可に係る希少野生動物植物の保護のために必要があると認めるときは、飼養施設の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 環境庁長官は、前條の規定に違反して希少野生動物植物の陳列が行われているときは、当該陳列を行つてゐる者に對して、その中止その他必要な措置を命ずることができる。
(希少野生動物植物の登録)
第六條 環境庁長官は、希少野生動物植物で商業的目的で繁殖されたものであることその他の政令で定める要件に該当するものの登録をすることを要する。

2 前項の登録を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に登録の申請をしなければならない。
3 環境庁長官は、第一項の規定による登録をしたときは、申請者に対し、総理府令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。
4 登録を受けた希少野生動物植物を所持する者は、当該希少野生動物植物の登録票を喪失し、又は盗取されたときは、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に登録票の再交付を申請することができる。

5 環境庁長官は、前項の申請があつたときは、総理府令で定めるところにより、登録票を再交

付する。

付するものとする。

(登録を受けた希少野生動物植物の譲渡等)

第七條 登録を受けた希少野生動物植物を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受ける者は、当該希少野生動物植物の登録票とともにしなければならぬ。

2 登録票は、当該登録票に係る希少野生動物植物とともにする場合を除いては、譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受けてはならない。

3 登録を受けた希少野生動物植物を譲り受け、又はその引渡しを受けた者は、総理府令で定めるところにより、三十日以内に環境庁長官にその旨を届け出なければならない。

(登録票の返納等)

第八條 登録を受けた希少野生動物植物を所持する者は、次の各号の一に該当するに至つた場合においては、三十日以内に登録票(第二号の場合にあつては、回復した登録票)を環境庁長官に返納しなければならない。

一 当該希少野生動物植物を喪失し、若しくは盗取されたことにより、又はその他の理由により所持しないこととなつた場合(登録票とともに当該希少野生動物植物を譲り渡し、又は引き渡した場合を除く)。

二 登録票の再交付を受けた場合において、喪失し、又は盗取された登録票を回復したとき。
第六條第四項及び第五項の規定は、登録を受けた希少野生動物植物を喪失し、又は盗取された者が、前項の規定による登録票を環境庁長官に返納した後、当該希少野生動物植物を回復した場合について準用する。

(登録票の備付け)

第九條 登録を受けた希少野生動物植物を販売の目的で陳列する場合には、登録票を備え付けておかなければならない。

(他の法律による処分との調整)

第十條 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律第二條第一項に規定する特殊鳥類又はその卵であ

る希少野生動物植物については、同法第三條第一項ただし書の許可を受けた場合には、第三條第一項第一号の許可があつたものとみなす。
2 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律第三條第二項の規定により付された同法第一項ただし書の許可の条件は、第三條第三項の規定により付された同法第一項第一号の許可の条件とみなす。

(立入検査)

第十一條 環境庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、第三條第一項第一号の許可を受けた者又は希少野生動物植物を販売の目的で陳列している者に対し、当該希少野生動物植物の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員をして、希少野生動物植物の保管されているこれらの者の土地、店舗、事業所等に立ち入り、当該希少野生動物植物若しくは飼養施設その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(希少野生動物植物の保護)

第十二條 環境庁長官は、広報活動等を通じて、希少野生動物植物の種の保存の重要性について、国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

2 希少野生動物植物を所持する者は、当該希少野生動物植物の種を保存することの重要性を自覚し、これを適切に管理しなければならない。
3 環境庁長官は、希少野生動物植物の所持者に対して、当該希少野生動物植物の保護を図るため必要があると認めるときは、飼養施設の改善その他の必要な措置について助言し、又は適当な飼養施設等のあつせんその他の措置を講ずることができる。

(国庫に帰属した希少野生動物植物についての措置)

第十三條 関係行政機関の長は、法令の規定により国庫に帰属した希少野生動物植物について必要な措置を講じなければならない。

(協議)

第十四條 環境庁長官は、第三條第一項第一号又は第六條第二項の総理府令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、農林水産大臣及び通商産業大臣に協議しなければならない。

(経過措置)

第十五條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令でその制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

(罰則)

第十六條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一 第三條第一項の規定に違反した者
二 第五條第一項又は第二項の規定による命令に違反した者
三 偽りその他不正の手段により第六條第一項の規定による登録を受けた者

第十七條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第三條第三項の規定により付された許可の条件に違反した者
二 第四條の規定に違反した者
第十八條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
一 偽りその他不正の手段により第六條第五項(第八條第二項において準用する場合を含む)の規定による登録票の再交付を受けた者

二 第七條第一項若しくは第二項、第八條第一項又は第九條の規定に違反した者
三 第七條第三項の規定による届出をしなかつ

た者

四 第十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
第十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二條並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(自然環境保全法の一部改正)
2 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第十三條第二項中「及び特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律(昭和四十七年法律第四十九号)」を、「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律(昭和四十七年法律第四十九号)及び絶滅のおそれのある野生動物植物の譲渡の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第 号)」に改める。

(環境庁設置法の一部改正)
3 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第四條第七号中「及び特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律(昭和四十七年法律第四十九号)」を、「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律(昭和四十七年法律第四十九号)及び絶滅のおそれのある野生動物植物の譲渡の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第 号)」に改める。

理由

過度の国際取引による絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存を図ることの重要性にかんが

み、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡等の規制を行うとともに、その保護を図るための措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十二年六月三日印刷

昭和六十二年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局